

ISSN 0386-5878
土研資料第1888号

土 木 研 究 所 資 料

治 水 研 究〔Ⅱ〕

総合的治水対策関連の法令・要綱等に関する基礎調査

—資 料 編—

昭 和 57 年 11 月

建設省土木研究所
総 合 治 水 研 究 室

Copyright © 1982 by P.W.R.I.

All rights reserved. No part of this book may be reproduced by any means, nor transmitted, nor translated into a machine language without the written permission of the Director of P.W.R.I.

この報告書は、土木研究所長の承認を得て刊行したものである。したがって、本報告書の全部又は一部の転載、複写は土木研究所長の承認を得ずしてこれを行なってはならない。

目次

まえがき	
一章 本調査の目的	
二章 総合的治水対策の概要	一
二一 背景	
二二 総合治水対策特定河川事業	一
二三 総合的治水対策	
三章 総合的治水対策と現行法体系	五
三一 総合的治水対策と現行法体系	
三二 河川・水循環法	五
一 河川法	六
二 公有水面埋立法	九
三 工業用水法	十
四 下水道法	十一
五 建築物用地下水の採取の規制に関する法律	十二
三一三 流域法	十三
三一三一 国土保全法	十三
(一) 砂防法	十三
(二) 地すべり等防止法	十五
(三) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	十六
(四) 森林法	十八
(五) 自然環境保全法	二十一
(六) 自然公園法	二十五
(七) 宅地造成等規制法	二十八
(八) 都市緑地保全法	二十八
(九) 生産緑地法	三十一
三一三二 土地利用・開発法	三十三
(一) 国土利用計画法	三十三
(二) 国土総合開発法	三十四
(三) 都市計画法	三十四
(四) 建築基準法	三十八
(五) 都市再開発法	三十八
(六) 土地区画整理法	三十九
(七) 都市公園法	四十
(八) 道路法	四十二
(九) 農業振興地域の整備に関する法律	四十三
(十) 農地法	五十
(十一) 土地改良法	五十三
三一四 水害関連法	五十六
一 水防法	五十六
二 気象業務法	五十八
三 災害対策基本法	五十九
四 消防法	六十
補論 水害保険について	六十一

三一五	その他関連法	六十一
一	地方自治法	六十一
二	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	六十四
三	国家賠償法	六十五
三一六	条例・要綱	六十五
一	佐倉市宅地開発指導要綱	六十五
二	都幾川村小規模開発事業指導基準	六十六
三	三重県調整池管理協会運営規程	六十六
四章	総合的治水対策から見た現行法	
五章	今後の課題	
	おわりに	
	文献課題	

二章 総合的治水対策の概要

要

二二二 総合治水対策特定河川事業

○総合治水対策特定河川事業の実施について

昭和五五・五・三一 建設省河川第四五
各地方建設局長
北海道建設局長
北陸道建設局長
中部道建設局長
近畿道建設局長
あて 建設省河川局長
建設省河川局長

近年、都市及び都市周辺地域の開発の進行に伴う人口の集中、洪水時の河川への流出量の増大等により治水安全度の低下の著しい特定の都市河川について、総合治水対策の一環としてその改修事業を重点的に実施するため、今後、標記事業が創設され、昭和五十四年度から実施されることになった。

ついては、別紙のとおりその実施要領を定めたので、通知する。

(別紙)

総合治水対策特定河川事業実施要領

1 総合治水対策特定河川事業の目的

総合治水対策特定河川事業は、近年都市及び都市周辺地域の開発の進行に伴う人口の集中、洪水時の河川への流出量の増大等により、治水安全度の低下の著しい特定の都市河川について、流域の持つ保水・遊水機能の確保及び災害等の発生のおそれがある地域での土地利用の誘導等の措置と併せて河川改修事業を重点的に実施することにより、流域の安らと調和のとれた治水施設の整備を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

2 対象河川

総合治水対策特定河川事業の対象となる河川は、三大都市圏の既成市街地(中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域)及び近郊整備地帯(近畿圏にあつては近郊整備区域)並びに主要な地方中核都市に係る一級河川又は二級河川のうち、次の各号に該当するものとする。

(1) 流域面積がおおむね三〇平方キロメートル以上、一〇〇平方キロメートル未満である

5

流域整備計画の作成

予 算 科 目	負担又は補助率
(項) 河川事業費	
(目) 直轄河川改修費	三分の二、四分の三
(事項別) 総合治水対策特定河川改修費	
(目) 河川改修費補助	一級河川 三分の二、四分の三
(目) 河川改修費補助	二級河川 二分の一
(項) 北海道河川事業費	
(目) 直轄河川改修費	一〇分の九、一〇分の九・五
(事項別) 総合治水対策特定河川改修費	
(目) 河川改修費補助	一級河川 一〇分の九
(目) 河川改修費補助	二級河川 一〇分の六

(2) 主要部分の洪水対応能力が時間雨量五〇ミリメートル(年超過確率がおおむね一〇分の一・五)の一に相当する)未満であること。
(3) 流域内における市街化区域の面積及び市街化調整区域の面積の合計が流域面積の二〇パーセント以上であり、かつ、さらに開発の進行が予想されること。
(4) 流域内の人口が昭和三十年における人口の二倍以上であること又は流域内の人口密度が一平方キロメートルにつき一〇〇人以上であること。
(5) 流域内の関係市町村が流域整備計画に定めるべき事項について合意していること。

3 整備目標
おおむね一〇年以内に、治水施設の洪水対応能力を、時間雨量五〇ミリメートル(年超過確率がおおむね一〇分の一・五)の一に相当するに整備する。

4 総合治水対策特定河川事業に要する費用に対する国の負担または補助の割合は次のとおりである。

総合治水対策特定河川事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ流域整備計画を作成するものとする。
附 則
この要領は、昭和五十四年度に係る事業から施行する。

○総合治水対策の推進について

昭和五五・五・一五 建設省河川第三四
各地方建設局長
北海道建設局長
北陸道建設局長
中部道建設局長
近畿道建設局長
あて 建設省河川局長
建設省河川局長

近年、都市化の著しい河川流域においては、土地利用の変化に対応した治水施設の整備が強く求められ、当省においても、都市地域における治水事業を積極的に推進してきたことである。

しかしながら、急激な都市化に伴う洪水流出量の増大等に対して治水上の安全を確保するために、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図る総合的な治水対策を講ずる必要がある。

このため、下記により、総合治水対策特定河川の流域ごとに、「流域総合治水対策協議会」を設け、「流域整備計画」の策定等を進めることにより、総合治水対策を推進されるよう、格段の配慮方をお願いする。

(なお、貴管下関係市町村にもこの趣旨を周知徹底されたい。)
(関係部道府県知事あてのみ)
記

1 総合治水対策骨子

総合治水対策は、当面、おおむね十カ年程度で時間雨量五〇ミリメートル相当(年超過確率一・五)の一の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標とすることとし、以下の諸対策を講ずる。

(1) 総合治水対策特定河川に係る河川改修事業を積極的に推進する。

(2) (1)の河川改修事業並びに河川流域における適正な保水・遊水機能の維持、確保等についての方針及び対策等を内容とする流域整備計画を策定し、これに基づき諸対策を講ずる。
(3) 適正な土地利用の誘導と緊急時の水防、避難等の便に資するため洪水による浸水実績を公表する。

(4) 流域住民に治水上の問題について理解と協力を求める働きかけを行う。

2 流域総合治水対策協議会の設置等
総合治水対策特定河川の流域ごとに、流域内地方公共団体等の合意に基づき、地方建設局、都道府県及び市町村の河川担当部局、都市・住宅・土地担当部局等の関係部局からなる流域総合治水対策協議会を設置し、当該流域に係る総合治水対策について協議し、効果的な対策の確立に資するものとする。

なお、別紙「総合治水対策とその方針」は、総合治水対策の各種施策を検討する際の指針となるよう定めたものである。
3 流域整備計画の策定等
流域総合治水対策協議会は、流域の特性に応じて総合治水対策の具体的施策等を検討、選択し、「流域整備計画」として策定する。各担当部局は、この流域整備計画にのっとり具体的施策を推進するものとする。

なお、流域整備計画は、計画策定後の情勢の変化に対応して必要に応じて見直しを行うものとする。

別紙

総合治水対策とその方針

対 策	方 針	備 考
1 治水施設の整備の促進	総合治水対策特定河川事業を促進する。	注 1
2 浸水予想区域の設定	① 浸水予想区域については、流域総合治水対策協議会構成員間における相互の行政資料として活用する。	
3 三地域区分	① 洪水による浸水実績については公表する。 ① 流域を治水上の役割に応じて保水地域、遊水地域及び低地地域に区分することを原則とする。 ② この地域区分は、総合治水対策を行うに当たつての流域総合治水対策協議会構成員間における確認事項とする。	注 2
4 保水・遊水機能の維持		
(1) 治水緑地、多目的遊水地の設置	遊水機能のある土地については、治水計画に必要な地域を治水緑地事業及び多目的遊水地事業により計画的遊水地として確保するとともに、多目的遊水地については、具体的箇所について河川部局と都市住宅部局との協議により設置する。	
(2) 防災調節池等の設置	① 大規模宅地開発等に関連して治水計画に必要な調整池の建設費に対して補助する防災調節池事業を促進する。 ② 暫定的な調整池の建設費に対し補助する特定調整池事業の創設に努める。 ③ 暫定的な調整池については、流域整備計画において設置期間を明示するものとする。	
(3) 雨水貯留施設の設置	① 保水・遊水機能の維持増大措置の一環として、雨水貯留施設の建設費に対して補助する雨水貯留事業を促進するとともに特定保水池事業の創設に努める。 ② 保水・遊水機能の維持のため、団地の津間貯留、運動場、広場等での貯留を促進する。	
(4) 透水性舗装の適用等	歩道における透水性舗装の適用等保水機能の向上に努める。	
(5) 下水道事業における配慮	下水道においては、貯留機能等の確保のため、その方策を検討し、必要な措置を講ずるよう努める。	
(6) 市街化調整区域のうち治水上の機能を有する土地に対する配慮	市街化調整区域のうち、保水・遊水機能を有する土地については、都市計画担当部局は市街化区域及び市街化調整区域の決定（変更）の際に十分配慮するものとする。	
(7) 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ	流域の保水・遊水機能の維持の観点から次の事項を内容とする流域総合治水対策協議会名のパンフレットを作成し、流域住民及び建築、宅造関係者に市町村を通じて配布する等理解と協力を求める働きかけを行う。 1) 流域の保水・遊水機能の維持の必要性 2) 各戸貯留、高床式建築等の奨励 3) 地域の実態に応じた盛土の抑制	
5 治水施設の整備状況に対応した水害に安全な土地利用方式、建築方式の設定		
(1) 災害危険区域の設定	具体的箇所について河川部局と建築部局が協議を行う。	注 3
(2) 土地利用における治水安全度の配慮	市街化調整区域のうち、盛土、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域については、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としての市街化区域への編入は原則として行わないものとする。	
(3) 流域住民に対する理解と協力を求める働きかけ	治水施設の整備状況に対応した水害に安全な土地利用方式、建築方式の奨励の観点から次の事項を内容とする流域総合治水対策協議会名のパンフレットを作成し、流域住民及び建築、宅造関係者に市町村を通じて配布する等理解と協力を求める働きかけを行う。 1) 耐水性建築（高床式、二階建等）の奨励 2) 地域の実態に応じた盛土高の調整	

注1 浸水予想区域

一定規模の降雨があつた場合に浸水が予想される区域であり、これは、既往洪水実績及び水理計算により求められる。主として雨水を一時的に浸透し、又は滞留する機能を有する地域で、治水上この機能を永続して確保し、又は増大させる必要のある地域

① 遊水地域

地形上からは山地、丘陵など、いわゆる水源地域が該当する。
雨水又は河川の流水が容易に流入して、一時的に貯留する機能を有している地域で、この機能を永続して確保し、又は増大させる必要のある地域

② 低地地域

地形上からは、次の低地地域の一部であり、主に河川の上、中流域の河川に沿う低平地で、洪水時にしばしば氾濫して自然遊水地を呈する地域が該当する。
主として地域内の雨水が滞留して河川に流出せず、又は河川の流水が氾濫するおそれのある地域
地形上からは、いわゆる洪水の氾濫原が該当する。

注3 災害危険区域

建築基準法第39条に基づき地方公共団体が、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域として指定するもの。

○総合治水対策の推進につ いて

昭和五・五・一五 建設省計画第三五
防犯部通計知事
関係地方建設局長 ありて 建設省河川局長
北澤通計局長

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい。都市部の河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなど、総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図ることが必要となつてきている。

このため、建設省においては、昭和五十二年度に省内に総合治水対策協議会を設置し、総合治水対策として講ずべき施策等について協議するとともに、昭和五十三年度からは鶴見川等六河川の流

域において流域総合治水対策協議会準備会が設置され、当該河川流域について現状の把握、流域整備計画の問題点等総合治水対策のあり方について検討が行われてきたところである。これらの検討を踏まえてこのたび、別紙一の十河川について総合治水対策を推進することとなつたので、流域総合治水対策協議会の設置及び流域整備計画の策定等につき特段の配慮方をお願いする。

別紙二

○川流域整備計画
（計画作成の意義、計画の期

- 1 総説
（計画作成の意義、計画の期
- 2 流域の現況
（流域の諸元（面積、流域延長、人口等）、河川の現況）
- (2) 土地利用
（都市計画の区域区分等、土地利用の変遷）

別紙一

総合治水対策河川

河川名	水系名	経緯	所在都道府県	流域面積(km ²)
伏見川	石狩川	一	北海道	一〇六
中川・鞍馬川	利根川	一	埼玉県・東京都	九八七
新河川	荒瀬川	一	埼玉県	三九〇
真間川	利根川	一	埼玉県	六三
鶴見川	利根川	二	東京都・神奈川県	二三五
引地川	利根川	二	東京都・神奈川県	二二三
巴川	利根川	二	東京都・神奈川県	六五
新川	利根川	二	東京都・神奈川県	一〇五
新名川	利根川	二	東京都・神奈川県	二六〇
境川（境川・愛知川）	利根川	二	大分県・兵庫県	三八三

この他五十六年度に境川（多摩川）、目久尻川（相模川）、五十七年度に大和川（大和川）、境川（境川・愛知川）が対象河川となった。

(3) 浸水実績
（過去の主要洪水の概要、代表的な水害の状況等）

(1) 治水機能の
（保水機能、遊水機能、低地

(2) 流域整備の
（流域における市街化の見通

(1) 流域整備
（流域における市街化の見通

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

計画の基本
（治水計画以外の流域にお

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

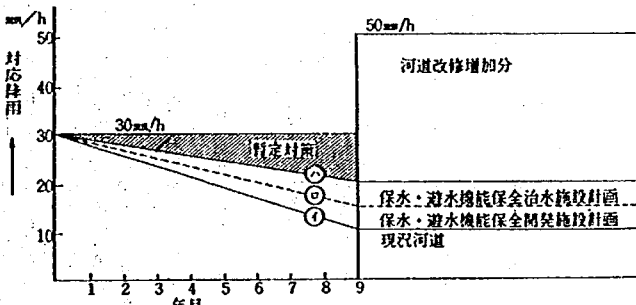
(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

(1) 治水計画
（治水計画の策定、工事実

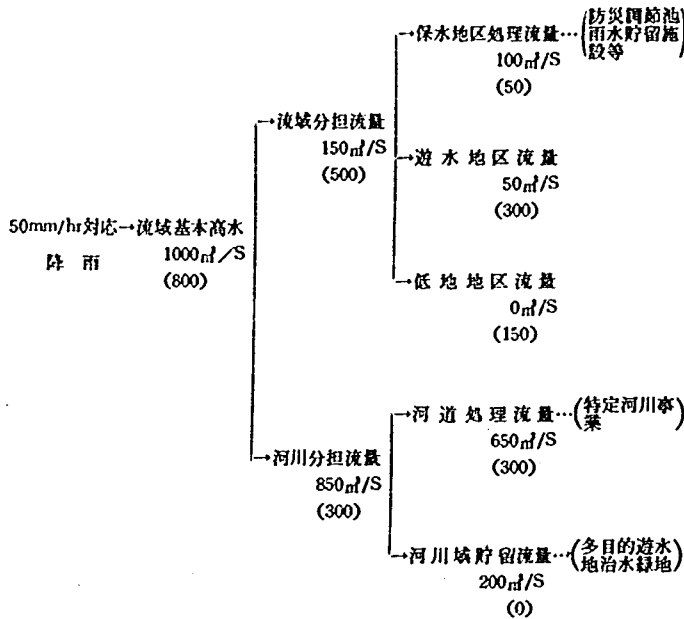
(参考)
○流域整備計画の概念図



- (目標条件)
- ① 現況河道対応降雨(モデルの例では30mm)を治水暫定計画が終了するまで確保する。
 - ② 治水暫定計画は10年以内程度で実現可能なもので、一定の効果を発揮するものとする。
 - ③ 50mm対策を治水安全度に関する当面の目標値とする。
- 備考 暫定対策：暫定調整池、防災小堤、市街化調整区域のうち治水上の機能有する土地に対する配慮等
- ④ 治水・遊水機能保全開発施設計画：堤防貯留、各戸貯留等
 - ⑤ 治水・遊水機能保全治水施設計画：防災調整池、雨水貯留施設、多目的遊水地等

この概念図の例では、当面の整備目標として計画期間内に時間雨量五〇ミリメートル相当（年超過確率五分の一（一〇分の一）の降雨に対応するよう治水対策を実施することとするが、この間において流域の開発は年々進展すると予想され、これに伴って現在の河道の流下能力に対応した降雨量（以下「対応降雨」という。概念図の例では時間雨量三〇ミリメートル）は減少することとなる。この対応降雨の減少に対処するためには、流域全体として保水・遊水機能を維持・確保するための治水対策等の恒久対策と一定期間この機能を補完する暫定的な対策が考えられる。これらの諸対策を総合的に計画したものが流域整備計画である。

○流域整備計画における流量分担計画例



(注)

上段は流域整備計画目標年度(10年後)

下段()書は現況

この例では、時間雨量五〇ミリメートルの対応降雨に対して現況では流域の基本高水が毎秒八〇〇立方メートルであり、このうち毎秒三〇〇立方メートルが河道で処理され、残り毎秒五〇〇立方メートルが遊水地区において防災調整池等で処理され、遊水地区では毎秒三〇〇立方メートルが遊水し、低地地区では毎秒一五〇立方メートルが遊水していることを示している。これに対して流域整備計画の目標年度の一〇年後には、その間の開発により流域の基本高水が毎秒一、〇〇〇立方メートルに増加することが予想され、これに対しては、まず河川分担として毎秒八五〇立方メートルを処理することとする。この場合において、河道を総合治水対策特定河川事業により毎秒三〇〇立方メートルから毎秒六五〇立方メートルに上げ、さらに遊水地区で遊水して毎秒三〇〇立方メートルのうちの毎秒二〇〇立方メートルを多目的遊水地事業等により処理することとする。しかしながら、これでも流域の基本高水毎秒一、〇〇〇立方メートルには未だ及ばないで毎秒一五〇立方メートルは流域における流量分担を要請せざるを得ない状況にある。この場合において遊水地区については、防災調整池事業等により毎秒五〇立方メートルから毎秒一〇〇立方メートルへと処理量を上げることにし、低地地区については、遊水していた毎秒一五〇立方メートルの流量を毎秒五〇立方メートルにすることを示している。流量分担計画は、流域の特性に応じてこのモデルの考え方を参考として策定されることになる。

- 5 地域保の整備計画
- (1) 保水地域
(a) 地域内の土地利用及び保水機能の整備
(b) 保水機能の整備
(c) 保水機能の整備
(d) 保水機能の整備
 - (2) 遊水地域
(a) 地域内の土地利用及び遊水機能の整備
(b) 遊水機能の整備
(c) 遊水機能の整備
(d) 遊水機能の整備
 - (3) 低地地域
(a) 地域内の土地利用及び低地対策の整備
(b) 低地対策の整備
(c) 低地対策の整備
(d) 低地対策の整備
- 6 その他
(a) 安全度の配慮等
(b) 警報避難、水防活動等

○総合治水対策について

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい都市部の河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保すること、その総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図ることが必要となつてきている。

このため、昭和五十一年に建設大臣から河川審議会に総合的な治水対策の推進方策について諮問し、昭和五十二年六月に別紙一の中問答申を受け、以来、この答申の趣旨を踏まえて総合的な治水対策の具体化に努めてきたところであるが、このたび、当省として総合治水対策の当面の実施方針をとりまとめ、総合治水対策特定河川事業の対策十河川について流域総合治水対策協議会を設置し、流域整備計画の策定を進めることとした。先般、その旨が河川流域の関係都道府県知事等に建設事務次官から別紙二のとおり、河川局長から別紙三のとおり通達されたので、参考のため通知する。

なお、管内の都市化の進展と流域の開発が著しい河川については、上記通達を配座のうえ、総合治水対策の準備を進めるとともに、他の河川流域についても、総合的な治水対策の主旨に留意のうえ、その治水対策を推進されたい。

別紙一
総合的な治水対策の推進方策についての中問答申
(昭和五十二年六月十日第三十三回河川審議会)
河川審議会は、昭和五十一年十月十五日付け建設省河川審議会第百号で建設大臣から「総合的な治水対策の推進方策はいかにあるべきか」について諮問された。

当審議会は、直ちに計画部会に付託し、同部会は総合治水対策小委員会を設け、諮問について鋭意検討をしてきた。

本件は、河川行政の根幹に係る問題であり、かつ、広範囲にわたる他の行政と密接に関連する問題であるので、引き続き詳細な検討が必要であるが、一方、治水対策の緊要性にかんがみ、早急に政府の施策に反映させる必要があるため、現在までの審議結果に基づき、下記の通り中間答申するものである。

一 総合治水対策を強力に推進すること。
最近我が国においては、河川流域の開発、特に都市化が急速に進展し、これに対応する治水施設の整備が立ち遅れたため、毎年各地で激甚な災害が発生し、多くの人命と莫大な財産が失われている。このような状況に対処するためには、治水施設の整備を促進するとともに、流域開発による洪水流出量及び土砂流出量を強力抑制し、河川流域の持つ保水・遊水機能を維持に努めるべきである。また、洪水氾濫のおそれのある区域及び土石流危険区域においては、治水施設の整備状況に対応して水害に安全な土地利用方式等を設定するとともに、洪水時における警戒避難体制等の拡充を図るほか、被害者救済制度を確立するなど総合的な治水対策を実施し、水害による被害を最小限にとどめるべきである。

- 二 総合治水対策の施策として、次の事項を強力に推進するとともに、必要な制度を確立すること。
- (1) 河川流域の持つ保水・遊水機能を設定し、その機能を確保するための諸施策を策定すること。
 - (2) 洪水氾濫予想区域及び土石流危険区域を設定し公示すること。
 - (3) 治水施設の整備については、長期的な工事実施基本計画のみならず、必要に応じて当面目標とする緊急整備目標を設定すること。
 - (4) 治水施設の現況並びに緊急整備目標に対応して水害に安全な土地利用方式及び建築方式の設定を図ること。
 - (5) 洪水時の諸情報を住民へすみやかに伝えること。

- 体制を強化すること。
- (6) 土石流危険区域における警戒避難体制の整備を図ること。
 - (7) 水防体制の強化を図ること。
- 三 総合治水対策の実施に当たっては、次の事項に十分留意すること。
- (1) 関係住民の理解と協力が得られるよう努力すること。
 - (2) 関係する各分野との調整を図るため、関係官庁、関係各省及び地方公共団体との協議体制を整備すること。
- 四 次の事項については、なお引き続き調査研究し、その実施を強力推進すること。
- (1) 流域の保水、遊水機能を確保する流出抑制手法及び土砂流出抑制手法の開発とその治水上の効果の検討。
 - (2) 治水施設整備費用の開発者負担制度及び受益者負担制度の研究。
 - (3) 水害保険など被害者救済を図るための制度の研究。
- 別紙二(略)
別紙三(略)

三章 総合的治水対策と現行法体系

三二 河川・水循環法

○準用河川制度の改正について

昭和四十七・九・七 建設省河川法第七八
各地方法務局長
北海道庁長官
北陸道庁長官
中部道庁長官
近畿道庁長官
愛媛県知事
あて 河川局長
各都道府県知事

昭和四十七・八・八建設省河川法第七七

昭和四十七年六月一日をもって河川法第百条が改正され、今後は一級水系又は二級水系内の一級河川又は二級河川(以下「法定河川」という。)以外の河川も準用河川に指定できることとなったが、治水対策、都市環境及び生活環境の保全上小規模の河川が重要な要素となつてくる事態にかんがみ、貴職におかれても、この制度の拡大の趣旨に従い、準用河川制度の積極的な活用を図られるよう市町村を指導し、小規模の河川の管理の適正を期せられたく、その運用については、下記の諸点に留意し、遺憾のないようされたい。

- 1 改正の趣旨について
一級水系又は二級水系内の法定河川以外の末端の河川については、河川の管理者の許可を受けずに行なつていないため、河川の機能が損われ、降雨による浸水被害等地域住民の生活環境に悪影響を与える例が見受けられる。
これら末端河川は、その多くが管理主体が不明瞭なまま放置されていることにかんがみ、河川法を準用して管理する方途を開き、その管理の強化を図ろうとするものであること。
- 2 法定河川の指定について
一級水系内の河川で河川改良工事(小規模河川改修、局部改良を含む)の施行その他通常の維持管理をこえる管理を必要とするものについては、今後積極的に一級河川に指定する方針であること。
- 3 二級水系内の河川についても同様の扱いとする。
- 4 管理主体について
市町村においてはすでに河川管理に必要な組織及び人員を備えているところが多いが、今後ともその充実を図り、さらに研修等を通じて河川管理に必要な法律上及び技術上の知識の普及に努め、これら職員の実質的な向上をはかること。
なお、本省においても研修等を行なう予定であること。
- 5 (創設)
(1) 国有財産法との関係について
準用河川内の国有地は建設省所管の国有財産であり、その土地の占有、土石採取の許可等の管理は、国有財産法の特例として河川法の規定により市町村長が行なうものであること。
- (2) 都道府県知事は、市町村長が所管の河川敷地等の公示をするときは、あらかじめ、貴職の承認を受けさせるよう措置すること(河川法の施行については昭和四十六年六月二十九日建設省第二四五号河川局長通達第九九(一))。この場合、面積〇・七ヘクタール(都市河川に係るものは、〇・三ヘクタール)以上のものについて、都道府県知事は、あらかじめ、本職の承認を受けさせること(河川敷地等の処分については昭和四十四年九月二日建設省河川法第七九号河川局長通達、同第七九号の二水政課長通達)。(監修者注1)
- (3) 準用河川の所管地等は、河川法第九十三

- 条の規定により都道府県知事が当該河川敷地等の存在する市町村に譲与すること。この場合、面積一平方坪をこえるものについては、あらかじめ、建設大臣の承認を受けさせること(河川法の施行について同通達第九九(三))。(監修者注2)
- 6 市町村の指導について
都道府県にあっては、管下市町村に対し、通達、説明会等により準用河川制度の趣旨を周知徹底するとともに、別添「準用河川の指定及び管理について」により指導すること。
- (2) 都道府県は、あらかじめ、市町村に対し準用河川の指定計画を提出させ、とりまとめて本職に報告するとともに、準用河川の指定に関する河川管理事務処理規程(昭和四十四年四月一日建設省令第一三三)第五項第二項の報告を、本年度に限り第三四半期又は第四四半期の末日までにとりまとめ報告すること。
- (別添)
準用河川の指定及び管理について
- 1 準用河川の指定について
公共用物としての河川は、一級河川、二級河川又は準用河川として明確な管理主体の下におく必要があるが、一級河川又は二級河川に指定されたもの以外の河川は、できるだけ準用河川として管理することが望ましいので、とくに次の場合にはそれぞれに定めるところに従い、積極的に準用河川の指定を行ない、適正な管理に努めること。
- (一) 一級河川又は二級河川に指定されていないもので、
(1) 水質の汚濁、汚物等の投棄により地域住民の生活環境に悪影響を与え、又はその恐れのあるもの。
(2) 不適当な工作物の設置、形状変更等により降雨時に浸水被害をもたらすもの。
(3) 災害復旧事業の施行が決定されているもの。
- (二) その他市町村長が必要と認めたもの
については、積極的に準用河川の指定を行なうこと。ただし、砂防指定地の河川で砂防工事が施行され、又はその計画があるものは、都道府県知事が管理するので準用河川に指定するまでもないこと。
- (三) 一級河川又は二級河川の指定は準用河川として管理している河川のみでなく、広く普通河川からも積極的に採択していくものがあるが、なお法定河川への円滑な管理の移行を図ることが望ましいので、指定され

- るまでの間も準用河川の指定を行なう等その管理の適正を期すよう配慮すること。
- 2 一級水系及び二級水系以外の水系内の河川についても、上記に準じて準用河川の指定を行なうこと。
- 二 準用河川の指定の手続について
1 準用河川の指定は市町村長が行なうが、この場合には河川法施行令(以下「令」という)第五十五条の規定に従い、次の要領により行なうこと。
- (一) 準用河川を指定するときは、水系ごと、その名称と区間を、市町村の公報により公示すること。公示するときは、次の(1)又は(2)のいずれか一つ以上により区間の起点と終点を明らかにすること(河川法施行規則第三十八条)。
- (1) 市町村、大字、字、小字及び地番
(2) 一定の地物、施設又は工作物
- (二) 平面図
(三) 準用河川として指定する河川が他の市町村との境界に係るものであるときは、当該他の市町村長に協議すること。
(四) 準用河川の指定を変更又は廃止するときは、(一)と(二)の例により行なうこと。
- 2 市町村長及び都道府県知事は、準用河川の指定の状況について、河川管理事務処理規程第五項第二項及び第三項の規定により報告すること。報告は、昭和五十二年八月八日建設省河川法第七六号の配二に定めるところにより行なうこと。
- 3 準用河川について一級河川又は二級河川の指定があつたときは、重複する部分については準用河川の指定の効力が失われること(令第五十五条第四項)。
- 三 河川法の準用規定について
1 市町村長が行なう準用河川の管理については、河川法の規定のうち配二に定められるものを除き、二級河川に関する規定が準用されること。その趣旨は、河川法の規定のうち二級河川のみが適用される規定(第五項は解釈上除外される)と一級河川と二級河川に共通に適用される規定が準用されること、いかにすれば河川法の規定のうち一級河川のみが適用される規定(第四項、第九項等)を除いたすべての規定(罰則の規定を含む)が準用されること。この場合、準用される規定については、「(都道府県知事)とあるのは、市町村長」と、「(都道府県知事)とあるのは、市町村長」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えられ、さらに令第五十七条の

規定により関係条文について必要な技術的説明等がなされること。

2 令第五十六条に掲げる次の規定は、他の法令との均衡上又は準用河川制度の趣旨にかんがみ、準用されないこととなつていないこと。

(一) 法第六条第三項(港湾区域又は漁港の区域に属して法第六条第一項第三号に該当する河川区域を指定する場合の港湾管理者又は農林大臣との協議)

……港湾法等において港湾区域の指定等について準用河川の管理者との調整規定がないので、それとの均衡を図るため。

(二) 法第十四条第二項(操作規則を作成する場合の関係市町村長の意見聴取)

……法第三十六條第一項(特定水利使用に関する処分についての関係市町村長の意見聴取)、法第三十九條(地方公共団体への操作等の委託)……これらの規定は、本条都道府県知事が管理を行なうに際しての市町村との関係を規定したものであるので、「都道府県知事」が「市町村長」と読み替えられた場合には規定する意味がなくなるため。

(三) 法第十六條(工事実施基本計画の作成)、法第六十二條(改良工事費に対する国の負担)

……準用河川の制度が大規模な河川工事を予見していないため。

(四) 法第三十五條第一項(特定水利使用に関する処分についての関係行政機関の長との協議)、法第九十七條第二項(兼用工作物に関する処分についての主務大臣への不服中立て)

……(三)のほか、準用河川の制度上、このような規定を準用する必要のある場合が少ないため。

1 準用河川の管理について

1 準用河川の管理にあつては、河川区域の指定等により河川区域の範囲を明確にするのと同時に、流水占用、土地占用その他の河川において行なわれる行為の現況を適確に把握し、河川台帳の調整保管に努めること。

2 流水占用、土地占用その他の行為について

河川法第二十三條等の処分をするときは、河川の公共用物としての性格に留意し、河川法第一条の河川管理の目的が達成されるよう適正に行なうこと。

3 不法占用、汚物等の不法投棄その他河川法の規定に違反する行為をした者に対しては、河川法第七十五條の監督処分その他の違反是正のための措置を迅速に講じ、河川の機能の維持に努めること。

4 市町村長は、流水の占用で令第二十三條イ、ロ、ハ又はニに該当するもの(特定水利使用)に關して河川法第二十三條等の処分をする場合があつたときは、河川法第七十九條第二項の規定により都道府県知事の認可を受けること。

5 市町村長は、準用河川について河川工事を施行する場合その他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあるとき、あらかじめ、河川法第十五條の規定により、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議すること。

6 流水占用料等について

1 市町村長は、準用河川について河川法第二十三條から第二十五條までの許可をしたときは、その許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という)を徴収することができること。この場合には、当該流水占用料等は当該市町村の収入となること。

2 流水占用料等の額は令第十八條第一項に規定する基準に従つて市町村長の規則により定めらるること。この場合、関係都道府県において定められている額と均衡のとれたものとすること。

なお、発電のための流水占用料等にあつては、昭和四十四年十月一日建設省告示第二千八百六十四号により建設大臣が定めた額の範囲内であること。

7 内川敷地等について

1 準用河川について河川法第九十一條第一項に規定する内川敷地等が生じたときは、市町村長は、次の(一)から(四)までの事項を当該市町村の公報により公示すること(令第四十九條、規則第三十七條)。

(一) 河川の名

(二) 内川敷地等が生じた年月日

(三) 内川敷地等の位置

(四) 内川敷地等の面積及び数量

令附則第七條第一項の適用がある場合には、その申請は公示の日から三月以内に行なうべき旨の告示。

2 市町村長は、内川敷地等の公示をしたときは、河川法第九十一條の規定により十月間管理し、その間できる限り河川法第九十二條の規定により新たに河川区域となる土地と交換するよう努めること。

3 内川敷地等は、河川法第九十三條の規定により当該内川敷地等の存する市町村が譲与を受けられること。

七 普通河川管理条例との関係について

1 前記一の法定河川外の未開河川の管理は、地方自治法第二十三條第三項及び第四十四條第二項に規定するところの地方公共団体の行政事務として条例により管理することであるが、できる限り準用河川制度を活用すること。

2 準用河川として指定した河川については、市町村のいわゆる普通河川管理条例のみならず、都道府県の普通河川に関する条例も適用されないこと。

(一) この場合、当該条例が当該市町村の行政区域内のすべての普通河川(一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川)に適用されるものとされている場合には、その普通河川がすべて準用河川に指定されるときを除き、当該条例を廃止し、又は一部改正する必要があるが、

(二) 当該条例が普通河川のうち特に指定したものに適用されるものとされている場合には、その普通河川のうち準用河川に指定されたものを当該条例から削除する必要があるため、当該条例の一部改正を行なう必要があること。

前記一の普通河川管理条例により管理されていた河川が準用河川に指定された際、現に当該条例の規定による許可を受けている等権利に基づいて河川法の規定による許可を要する行為を行なつてゐる者があつた場合には、その者は、河川法第八十七條の規定により、準用河川の指定があつた後は従前と同じ条件で河川法の規定による許可を受けたものとみなされること。

八 準用河川の管理に必要な河川管理規則を制定する場合に、都道府県の河川管理規則の例により当該市町村の実情に依つて必要な事項を適宜定めること。

2 前記各項のほか、河川管理事務の執行にあつては、河川法その他の関係法令の規定と関連連等の趣旨を十分理解すること。

通達等のうち、とくに次の(一)から(四)までに掲げるものには十分留意すること。

(一) 河川法の施行について(昭和四十年三月二十九日建設省第五号事務次官通達)

(二) 河川法の施行について(昭和四十年六月二十九日建設省第二四四号局長通達)

(三) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(四) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(五) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(六) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(七) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(八) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(九) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十一) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十二) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十三) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十四) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

(十五) 内川敷地等の処分について(昭和四十四年九月二十七日建設省河政発第七九号河川局長通達)

三二二 河川法

●河川法

〔昭和四十九・七〇〕
法律一六七

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則等)

第二条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

(河川及び河川管理施設)

第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によつて生ずる公害を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについては河川管理者が権限に基き当該施設を管理する者の同意を得たものに限り。

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ)で建設大臣が指定したものをいう。

年九月二十七日建設省河政発第七九号の二
水政部長通達
(河川管理事務処理規則(昭和四十年四月一日建設省令第一号))

(河川区域)

第六條 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2 河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

3 河川管理者は、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港灣区域又は漁港法（昭和二十五年法律第二百三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港灣管理者又は農林水産大臣に協議しなければならない。

(河川工事)

第八條 この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を排除し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

(工事実施基本計画)

第十六條 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事実施基本計画」という。）を定めておかなければならない。

2 工事実施基本計画は、水質汚濁の状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3 河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当たつては、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

4 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

(兼用工作物の工事等の協議)

第十七條 河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(工事原因者の工事の施行)

第十八條 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に施行させることができる。

(洪水時等における緊急措置)

第二十二條 洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現勢において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができ、

2 河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現勢にある者を当該業務に従事させることができる。

3 河川管理者は、第一項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4 前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならぬ。

5 前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。

の場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による救済を申請することができる。

6 第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病状にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病状により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(兼用工作物であるダムについての特例)

第五十一條 ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設について、第七條第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができ、

(河川保全区域)

第五十二條 河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2 建設大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときは、同様とする。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要を要する場合は、この限りでない。

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(河川保全区域における行為の制限)

第五十三條 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘き、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 第三十三條の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

(河川予定地)

第五十六條 河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とする。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七條 河川予定地における、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘き、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者があつた場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二條第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三條の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

（原因者負担金）

第六十七條 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に関する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとす。

（受益者負担金）

第七十條 河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に関する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

○河川法施行令

〔昭和四〇・三・二〕
〔政令第一四一〕
皇 正 昭和五七・三・三〇政令五八

（工事実施基本計画の作成の準則等）

第十條 法第六條第一項に規定する工事実施基本計画は、次の各号に定めるところにより作成しなければならない。

一 洪水、高潮等による災害の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。

二 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。

2 工事実施基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
二 河川工事の実施の基本となるべき計画に関する事項

イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

三 河川工事の実施に関する事項

イ 主要な地点における計画高水位、計画橋断面その他河川計画に関する重要な事項

ロ 主要な河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の施設の概要

（収用委員会の議決申請手続）

第十三條 法第二十一條第四項又は第二十二條第五項（法第五十七條第三項、第七十六條第二項及び第八十九條第九項において準用する場合を含む。）の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百九十九号）第九十四條の規定による裁決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に従い、同条第三項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

（洪水時等における緊急措置に係る損害補償の額等）

第十四條 法第二十二條第六項に規定する損害補償額は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）中水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十七條の規定により水防に従事した者に係る損害補償の基準を定める規定の例に準じて行なうものとし、この場合における手続その他必要な事項は、建設省令で定める。

（兼用工作物であるダムについての特例）

第十三條 法第五十一條に規定する場合においては、当該ダムについて、法第四十五條から第五十條までの規定は、適用しない。

○河川法施行規則

〔昭和四〇・三・三〕
〔建設省令七〕
皇 正 昭和五七・三・二五建設省令五

（徴収申請書の様式等）

第九條 令第十三條の建設省令で定める様式は、別記様式第三とする。

2 徴収申請書は、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

（損害補償の手続等）

第十條 法第二十二條第六項の規定により損害の補償を受けようとする者は、受けようとする損害補償の額に応じ、それぞれ別記様式第四から第七までの請求書を河川管理者に提出しなければならない。

2 前項の請求書には、次の各号に掲げる損害補償の額に、それぞれ当該各号に定める図書その他参考となるべき事項を記載した図書を添付しなければならない。ただし、同一の事故又は疾病について賠償請求又は休業補償を二回以上請求する場合においては、第二回以降の請求書には、第一号イ及びロ又は第二号イ、ハ及びニの書面は、添付することを要しない。

イ 請求者の住民票の謄本
ロ 事故又は疾病の発生が業務に従事したことによるものであることを証するに足りる書面
ハ 療養に要した費用（医師又は歯科医師の証明に係る診療費を除く。）の領収書及び明細書
ニ 休業補償
イ 前号イ及びロに掲げる書面
ロ 療養のため勤務その他の業務に従事することができなかった期間及び日数並びにその期間についての給与その他の業務上の収入を得ることができなかったことを証するに足りる書面
ハ 事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日以前一年間において法第二十二條第二項の規定により業務に従事した者（以下この条において「従事者」という。）が得た収入の平均月額を証するに足りる書面
ニ 従事者の扶養親族に不具属疾者が含まれるときは、当該不具属疾者の不具属疾の部位及び程度並びに労働能力喪失の程度についての医師の診断書又は身体障害者手帳の写し

三 障害補償
イ 第一号イ及びロ並びに前号ハ及びニに掲げる書面
ロ 障害が外部から明らかでないときは、当該障害部位のレントゲンフィルム又は写真、遺族補償又は埋葬補償
イ 従事者の戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本
ロ 従事者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実を証するに足りる書面
ハ 従事者の死亡の原因である事故又は疾病の発生が業務に従事したことによるものであることを証するに足りる書面
ニ 請求者が補償を受けるべき権利を有することを証するに足りる書面
ホ 従事者の死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日以前一年間において従事者が得た収入の平均月額を証するに足りる書面
ヘ 第二号ニに掲げる書面
河川管理者は、第一項の請求書を受領したときは、これを審査し、補償の可否並びに補償する場合における補償金の額及び支給の方法を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

○河川法の施行について

〔昭和四〇・三・二九〕建設省令五八
各地方自治体等
北陸道知事 北越後知事 北加賀知事 北能登川知事
各都道府県知事 各建設事務官

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）及び同法の附屬法令は、昭和四十年四月一日から施行されることがなつたが、下記事項に御留意のうえ、同法の施行に遺憾なきを期せられるとともに、すみやかに関係事項を貴官下関係機関に周知方取り計られ、河川行政の運営の万全を期せられたく、命により通達する。

1 河川管理の基本方針について
河川の管理にあつては、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）以下「法」という。の基礎理念である水系一貫管理の原則に従い、水系に係る河川における治水及び利水の行政の統一を確保するとともに、その公共用物としての性格にかんがみ、国民の生命及び財産を災害から防護することにより公共の安全を保持し、かつ、その適正な利用を推進し及び利水関係の調整を図ることによつて公共の福祉を増進するよう努めること。

沼田總合事務局長		沼田省農工事務局次長
北海道開発局長		建設省河川局第一二
各地方建設局長	あて	
	河川局長	通達

三
適用除外
現在、河川事業又は下水道事業を実施中の区
間（計画が決定し事業着手を予定しているもの
を除く）は、従前とおり普通河川として管理するもの
とする。

七条の指定、共同下水道及び流砂下水道に第二十
七条の指定、公共下水道及び流砂下水道に第二十
七条の指定、それぞれ本法第四十条及び第二十五条
の三の認可をいう。することが適當でないもの
は、従前とおり普通河川として管理するもの
とする。

適用除外
現在、河川事業又は下水道事業を実施中の区
間（計画が決定し事業着手を予定しているもの
を除く）は、従前とおり普通河川として管理するもの
とする。

下水の採取の規制に関する法律

昭和三七・五・一
法律一〇〇

最終改正 昭和四六・五・三一 法律八八

昭和十六年十一月十日建設省都下企發第三十五号

三 第一糸の二関係

(1) 今回新たに規定が設けられた流域別下水道整備総合計画は、水質環境基準を達成するために必要とされる下水道の整備に関する総合的な基本計画であり、将来における水質保全対策事業のための基本計画ともなりうるものである。

(2) 流域別下水道整備総合計画が定められた地域においては、具体的下水道の整備は、この総合計画に適合して実施していく。

三
適用除外
現在、河川事業又は下水道事業を実施中の区
間（計画が確定し事業着手を予定しているもの
を含む。）については、この基準を適用しない
ものとする。

三二二五 建築物用地
下水の採取の規制に關
する法律

●建築物用地下水の採取の
規制に關する法律

【昭和三七・五一
法律一〇〇】

昭和改正 昭和四六・五・三一 法律八八

第一條 この法律は、特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「建築物用地下水」と

は、冷房設備、水洗便所その他政令で定める設備の用に供する地下水（温泉水（昭和二十三年法律第百二十五号）による温泉及び工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第二項に規定する工業の用に供するものを除く。）をいう。

2 この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ）が六平方センチメートルをこえるもの（河川法、昭和三十三年法律第百六十七号）が適用され又は準用される河川の河川区域内のものを除くをいう。

(規制を行なう地域の指定)

第三條 この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域は、当該地域内に於いて地下水を採取したることにより地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、政令で指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改訂の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区)を含む、以下同じ。町村の長の意見をきかなければならない。

(建築物用地下水の採取の許可)

第四條 前条第一項の規定により政令で指定された地域(以下「指定地域」といふ)内の建築物用地下水を採取しようとする者は、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、総理府令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」といふ)の区域内にあつては、指定都市の長。以下第十五条を除き同じ)の許可を受けなければならない。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする者も、同様とする。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が総理府令で定める技術的基準に適合していると認められる場合でなければ、同項の許可をしない。

3 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、水洗便所の用に供する地下水の採取については、他の水源をもつてその地下水に替へることが若しくは困難であると認める場合に限り、第一項の許可をすることが出来る。

4 都道府県知事は、第一項の許可に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することが出来る。ただし、その条件は、その許可を受けた者(以下「採取者」といふ)に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(監督処分)

第十條 都道府県知事は、偽りその他不正な手段により第四條第一項の許可を受けた者又は同条第四項の規定により附した条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことが出来る。

2 都道府県知事は、第四條第一項の規定に違反して同項の許可を受けず、又は同条第四項の規定により附した条件に違反して建築物用地下水の採取を行なつてゐる揚水設備については、

当該揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相當の猶予期限を付けて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることが出来る。

3 都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をすべき者について聴聞を行なわなければならない。

4 都道府県知事は、予想することができなかつた急激な地盤の沈下が生じたため、又は生ずるおそれがあるため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれ著しく、第四條第二項の総理府令で定める技術的基準が改正された場合において、第六條第二項(同条第四項において準用する場合を含む)又は第五項の許可揚水設備による建築物用地下水の採取を放置することができなかつたと認めるときは、当該許可揚水設備の所有者、管理者又は占有者に対して、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を制限し、又は相當の猶予期限を付けて、当該許可揚水設備による建築物用地下水の採取を停止すること若しくは当該許可揚水設備を改正後の総理府令で定める技術的基準に適合させるため必要な措置をとることを命ずることが出来る。

第七條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四條第一項の許可を受けて指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者
- 二 第十條第一項又は第四項の規定により都道府県知事の処分を受けた者

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行令

(昭和三七・八・二四) 政令第三三三號
改正 昭三三改令一八〇・昭四六改令二九・昭四七改令六九・昭四九改令二四二

(指定地域)
第二條 法第三條第一項の建築物用地下水の採取を規制する地域は、別記のとおりとする。

一 昭和三十三年八月三十一日における大阪市の区域

二 昭和四十七年五月一日における東京都の区域のうち特別区の区域

三 昭和四十七年五月一日における川口市、浦和市、大宮市、与野市、蕨市、戸田市及び鳩ヶ谷市の区域

四 昭和四十九年八月一日における千葉県の区域のうち千葉市(白根町、谷町、下田町、大井町、下泉町、上泉町、更科町、小間子町、葛田町、御殿町、中田町、北谷町、高根町、古泉町、中野町、多田町、川井町、大田町、五十土町、野呂町、和泉町、佐和町、土気町、土大和田町、下大和田町、高津戸町、大高町、越前町、大木町、大根町、小食土町、小山町、板倉町、高木町及び平川町を除く)、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市(五所、八幡、八幡北町、八幡南、八幡海岸通、西野谷、山本、若宮、初岡、草刈、古市町、大根、市原、四町、磯井、那本、船橋、山田町、辰巳町、辰巳西、五井、五井海岸、五井海岸通、岩崎、玉前、出津、平田、村上、岩野町、岩崎、海保、町田、廿五里、野毛、島野、飯沼、松ヶ島、青柳、千種海岸、西成、惣社、根田、加茂、白金町、椎保、崎崎、崎海岸、青葉台、畑木、片又木、迎田、不入井、磯崎、今津町、柏原、白根、有秋台東及び有秋台西に限る)、鎌倉市及び東武東上線浦安町の区域

三三三 流域法

三三三 国土保全法

三三三 (一) 砂防法

●砂防法

(明治三〇・三・三〇) 法律二九

第一條 本法は、砂防工事の定めに従つて、砂防設備を設け、砂防工事を実施するに關する事項を定むることを目的とする。

第二條 本法は、砂防設備を設け、砂防工事を実施するに關する事項を定むることを目的とする。

第三條 本法は、砂防設備を設け、砂防工事を実施するに關する事項を定むることを目的とする。

リ治水砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ主務大臣ノ指定ス

(指定土地以外に對する本法の準用)

第三條 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ主務大臣ノ指定シタル土地ノ範圍外ニ於テ治水砂防ノ為施設スルモノニ準用スルコトヲ得

(天然河川に對する本法の準用)

第三條ノ二 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ砂防設備ニ關スルモノハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ存スル政令ヲ以テ定ムル天然ノ河川ニシテ災害ニ因リ治水砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ(著シキ欠損又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル)ニ準用ス

(一定行為の禁止・制限)

第四條 第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ地方行政庁ハ治水砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

④ 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他府縣ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一府縣ニ止マラサルトキハ主務大臣ハ前項ノ職權ヲ施行スルコトヲ得

(地方行政庁の責任)

第五條 地方行政庁ハ其ノ管内ニ於テ第二條ニ依リ主務大臣ノ指定シタル土地ヲ監視シ其ノ管内ニ於ケル砂防設備ヲ管理シ其ノ工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス

第八條 他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ砂防工事ヲ施行スルノ必要ヲ生スルモノハ地方行政庁ハ其ノ行為ヲナシタル者ヲシテ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ砂防設備ノ維持ヲナシシムルコトヲ得

(原因行為者の負担)

第十條 砂防工事ニシテ他ノ工事、作業其ノ他ノ行為ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生スル程度ニ於テ其ノ原因タル工事、作業其ノ他ノ行為ニ因シ費用ヲ負担スル者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得但シ河川法第六十八條ノ場合ハ其ノ限ニ在ラス

(砂防行政の監督)

第三十二條 主務大臣ハ砂防ニ關スル行政ヲ監督ス

④ 地方行政庁ヲシテ第一次ニ於テ監督セシムヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

④ 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ主務大臣若ハ地方行政庁ノ認可ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ

之ヲ定ム

第十九条及第二十条ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政庁ニ付与シタル職權ニ関シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

(主務大臣の命令)

第三十四条 主務大臣ハ地方行政庁ニ命シテ砂防工事ヲ施行セシメ其ノ他此ノ法律ニ規定シタル地方行政庁ノ職權ヲ施行セシムルコトヲ得

○砂防法施行規程

昭和三〇・一〇・二六
勅令三八二
附則改正 昭和五〇・七・二四改訂三二

〔法律用の施設物の告示及び適用事項の決定方法〕

第二条 砂防法第三条ニ依リ同法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘキ施設物ハ府県知事ニ於テ其ノ地方ノ公布式ヲ以テ之ヲ告示スヘシ其ノ準用スヘキ事項ハ府県令ヲ以テ之ヲ定ム但シ同法第十三条及第十四条ニ規定シタル事項ハ之ヲ準用スルコトヲ得ス

〔法律用の天然の河堤〕

第二条ノ二 砂防法第三条ノ二政令ヲ以テ定ムル天然ノ河堤ハ河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第三条第一項ノ河川以外ノ河川ニ係ル天然ノ河堤トス

○砂防法ト森林法適用上ノ調和ニ関スル件

昭和四二・四・二六 発土二八四
大正二・四・二六 発土二八四
〔東京、岐阜、四府県知事等、主、山形県知事等〕

從來治水ノ為同一地域ニシテ砂防法ニ依リ取締ヲ為ス外森林法ニ依リ取締ヲ為スモノノ往々有之候処同一ノ地域ニ於テ二種ノ法律ヲ適用スルコトハ實際上必要之ナカルヘク地方官ノ意見モ有之候ニ付然レカ一方ニ依リ取締ヲ為スヘキコトニ決定相成候条右様御承知相成度從テ從來右二様ノ取締ヲ為シタル土地ニ付テハ此際此地ノ必要ニ基キ相当解除ノ手續御取計相成度尚砂防指定地中當分砂防法ニ依リ工事ヲ施行スル見込ナキ部分ニシテ

保安林トナシ森林法ニ依リ施設ヲ為スノ必要アルモノハ砂防指定地ヲ解除シ又保安林中當分森林法ニ依リ施設ヲ為ス見込ナキ部分若ハ開墾禁止制限地ニシテ砂防設備地トナシ砂防法ニ依リ工事ヲ施行スルノ必要アルモノハ保安林若ハ開墾禁止制限地中ヨリ解除シ速ニ国土保安ノ目的ヲ達スル様御取計相成度候

追テ明治三十三年内務省達第百八十五号ニ基テ作業取締地ニ付テモ本文ノ趣旨ニ依リ御処理相成度候

○砂防工事ト荒地地復旧及開墾地復旧ニ関スル事務ニ関スル件

昭和三二・一〇・二〇 発土二六
〔各地方官等、主、土庫長官等〕

標記ノ件ニ付別紙等ノ通り閣議決定相成候条當省ト農林省ト夫々協議中ニ付決定次第何分ノ通牒可致スニ御承知相成度

〔別紙〕

荒地地復旧及開墾地復旧ニ関スル事務(農林省所管)ト砂防事業(内務省所管)トノ間ニ存スル権限整備ハ左ノ趣旨ニ依ルコト

イ 原則トシテ河川工事及山腹ノ傾斜急峻ニシテ造林ノ見込ナキ場合ニ於ケル工事ハ内務省ノ所管トス

ロ 森林造成ヲ主トスル工事ハ農林省ノ主管トシ河川工事ト雖モ右工事同時ニ施行スル必要アル場合ニ於テハ農林省ノ主管トス

ハ 右詳細ハ実施ニ先チ実地ニ付両省ニ於テ具體的ニ協定スルモノトス

○砂防工事ノ主管ニ関スル件

昭和四二・四・二七 発土六三
〔各府県知事等、内務省官等〕

砂防事務ト荒地地復旧及開墾地復旧事務トノ権限整備ニ関スル閣議決定事項及事業ノ区域並範圍ノ決定ニ付テハ農林省ニ協議相成候通ニ有之河川ニ於ケル砂防工事ハ密接不離ノ関係ヲ有シ從テ之ヲ主管ハ原則トシテ土木部(農)トスルヲ當然ト被認

○砂防事務ト荒地地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件

昭和四二・一・二六 発土八五
〔各地方官等、主、農林省官等〕

標記事務ノ権限整備ニ関スル閣議決定事項(ハ)ニ基キ右省ニ於テ協議ノ結果別紙ノ通り取扱フコトニ決定候ニ付得ル事業計画上ハ勿論工事実施ニ付テモ右決定ノ趣旨ニ依リ関係部課ニ於テ充分ニ協議ヲ遂ケシメ施工後ノ効果ヲ著タルニ遺憾ノキヲ期セラレ度

〔別紙〕

一 閣議決定事項(イ)ノ場合ニ於ケル取扱

造林ノ見込アル場合ト雖モ河川工事ノ維持上必要トスル近接ノ箇所ニシテ面積狭小ノモノハ河川工事ト併セ内務省ニ於テ施行スルコト

二 同(ロ)ノ場合ニ於ケル取扱

山腹工事ノ保護又ハ維持上必要トスル箇所ニ於ケル河川工事ハ農林省ニ於テ施行スルコト

三 河川工事ノ維持上施行スル山腹工事ニシテ面積大ナル場合及山腹工事ノ維持上施行スル環境多数ニ及フトキハ各主管ノ部課ニ於テ工事ノ連絡ヲ採ルヲ協議スルコト

○治水砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整について

昭和三八・六・一 発土二六七
三八・七・五九
〔地方官等、主、林野庁長官、建設省官等〕

標記のことについては、「砂防法」適用上ノ調和ニ関スル件」(大正二年四月十六日発土

第一八四号内務省土木局長、農商務省山林局長其同通牒各地方官等、昭和三年閣議決定(砂防工事ト荒地地復旧及開墾地復旧ニ関スル事務ニ関スル件)昭和三年十月十日発土第二六号内務省土木局長依命通牒各地方官等、(砂防事務ト荒地地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件)昭和四年十二月六日発土第八五号内務、農林省官等、各地方官等、等により、從來から両省の重複を避けるため、随時所管の調整がはかられて来たところであるが、この趣旨を更に徹底するため、(別紙)要領により、その連絡調整を緊密に行ない、適正な運営をはかることとしたから、その取扱いについては遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、費管下行政機関にもその趣旨を十分に徹底し、実施にあたり支障のないよう特段の措置をされた。

〔別紙〕

第一(趣旨)

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理その他の事務で両省の連絡調整を要するもの(以下「連絡調整事務」という)は、この要領により、連絡調整のため会議を開催して相互に協議しあうものとする。

第二(組織)

治水砂防行政事務及び治山行政事務の連絡調整のため、中央に中央連絡会議、都道府県ごとに地方連絡会議を開催するものとする。

第三(中央連絡会議)

中央連絡会議は、建設省河川局砂防部砂防課長、林野庁治山課長、その他の関係官等が構成し、毎年三月に定期に開催するほか、必要のつど一方の召集により臨時に開催するものとする。

中央連絡会議は、連絡調整事務のうち次のものについて協議するものとする。

- (1) 全国的に共通な事項
- (2) 二以上の地方連絡会議にわたる事項
- (3) 地方連絡会議において協議不調のもの
- (4) その他特に中央連絡会議の連絡調整が適当なもの

第四(地方連絡会議)

地方連絡会議は、都道府県砂防主管課長、治山主管課長、並びに協議事項が国の所管する事項に係る場合は関係地方建設局河川部砂防課長及び関係林務局治山課長、その他の関係官等が構成し、毎年一月に定期に開催するほか、必要のつど一方の召集により臨時に開催するものとする。

2 地方連絡会議は、中央連絡会議が連絡調整する事項以外の連絡調整事務について協議するものとする。

3 地方連絡会議で協議の整った事項で主要なもの、中央連絡会議に報告しなければならぬものは、中央連絡会議に報告しなければならない。

第五（その他）

以上に掲げたもののほか、砂防治山連絡調整会議の運営に必要事項は、建設省河川局砂防部砂防課長及び林野庁指導部治山課長がそのつど打ち合わせて定めるものとする。

○砂防事業と治山事業の取扱いについて

昭和三八・二・二七 建設省河川局
林野庁長官 建設省河川局長 建設省河川局長 建設省河川局長

上記両事業の調整については、昭和三年閣議決定「砂防工事と荒廃地復旧及開墾地復旧ニ関スル件」、昭和四年第五号内務、農林兩大臣官房命通達「砂防事業と荒廃地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件」等により従来から両者の調整が図られてきたところであるが、これが調整にあたつては、昭和三十八年建設省第二六七号林野治山第五九号建設省河川局長林野庁長官官通達「治山砂防行政事務と治山行政事務の連絡調整について」により行なうよう指示してきたが、さらにこれらの趣旨を更に徹底し、両事業の円滑な実施を図るため、今回両事業の事業区分及び事業調整要領を別紙のとおり定め、その取扱いについて遺憾のないよう取り計らわれた。

なお、貴省下行政機関にもその趣旨を十分に徹底し、実施にあたり支障のないよう措置された。

三三三一一（一）地すべり等防止法

●地すべり等防止法

昭和三三・三・三三
法律第三三〇号

- 第一条（目的）この法律は、地すべり及びばた山の崩壊による被害を防止し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。
- （定義）
- 第二条 この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。
- 第三条 この法律において「ばた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が堆積されてきた山であつて、この法律の施行の際に存するものをいふ。飲山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第四条又は第二十六条の規定により飲山権者又は飲山権者とみなされる者が必要な措置を講ずべきものを除くものとする。
- 第四条 この法律において「地すべり防止施設」とは、次の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべり防止するための施設をいう。
- 第五条 この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他の地すべり防止区域内に指定される地すべり防止区域内における地すべり防止工事のための工事をいう。
- （地すべり防止区域の指定）
- 第三条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要と認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべり防止区域又は地すべり区域のおそれのある区域）として、以下同じ。及びこれに隣接する区域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのある区域（以下これを「地すべり区域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。
- 前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならぬ。
- 主務大臣は、第一項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときは同様とする。
- 地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。
- （ばた山崩壊防止区域の指定）
- 第四条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要と認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、ばた山の存する区域であつて、公共の利害に密接な関連を有するものとして、ばた山崩壊防止区域として指定することができる。
- 前条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条第三項中「当該地すべり防止区域」とあるのは、「当該ばた山崩壊防止区域」と、同条第四項中「地すべり防止区域」とあるのは、「ばた山崩壊防止区域」と読み替へるものとする。
- （調査）
- 第五条 第三項第一項の指定は、必要に応じ、当該地すべり区域に、地形、地質、降水、地表水若しくは地下水又は土地の滑動状況に関する現地調査を行つて行ふものとする。
- （地すべり防止区域の管理）
- 第七条 地すべり防止工事の施行その他の地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。
- （地すべり防止工事基本計画）
- 第九条 都道府県知事は、第三項第三項の規定による地すべり防止区域の指定を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときは、同様とする。
- （築造等の基準）
- 第十二条 地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他の地すべり防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。
- 地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。
- 一 排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することのできるものであること。
- イ 地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、排水管又は排水トンネルを用いること。
- ロ 地下水の排除については、暗渠、ボーリ、ンダ排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は排水管を用いること。
- 二 擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。
- 三 ダム、床固、護岸、護流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。
- （兼用工作物の工事の施行）
- 第十三条 都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法（明治三十三年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物（以下これを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。
- （工事原因者の工事の施行）
- 第十四条 都道府県知事は、その施行する地すべり防止工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は地すべり防止工事の必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）により自ら施行する必要がある地すべり防止工事（当該他の工事の施行者又は他の行為者に施行させることのできる。）
- 前項の場合において、他の工事が河川工事（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）が適用され、又は準用される河川の河川工事）をいう。以下同じ。又は道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路をいう。以下同じ。）に関する工事であるときは、当該地すべり防止工事については、河川法第十九条又は道路法第二十三条第一項の規定を適用する。
- （行為の制限）
- 第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 一 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- 二 地表水を放流し、又は停滞させる行為で他の地表水のしん送を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）
- 三 のり切又は切土で政令で定めるもの
- 四 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設

設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

- 五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの
- 六 都道府県知事は、前項の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。
- 七 都道府県知事は、第一項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができ

（兼用工作物の費用）

第三十三条 都道府県知事の管理する地すべり防止施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該地すべり防止施設の管理に要する費用の負担については、当該都道府県知事と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

○地すべり等防止法施行令

昭和三十三年五月七
政令第一二二
号
（地すべり区域内における制限行為）

第五條 法第十八条第一項第三号の政令で定める

のり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

法第十八条第一項第四号の政令で定める施設

- 一 断面積が六百平方センチメートルをこえる用排水路又は断面積が六百平方センチメートル以下の用排水路で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすきもの
- 二 容量が六立方メートルをこえるため池、池その他の貯水施設又は容量が六立方メートル以下のため池、池その他の貯水施設で地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすきもの
- 三 軟荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が軟荷重を指定した場合に、当該軟荷重）以上の施設又は工作物

上の施設又は工作物

法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 地表から深さ二メートル以上の掘き又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合に、当該距離）以内の地域における掘き（地すべり防止施設から一メートルをこえる地域における地表から深さ五センチメートル未満の掘きで当該掘きした土地を直ちに埋め戻すものを除く）
- 二 軟荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が軟荷重を指定した場合に、当該軟荷重）以上の土石その他の物件の集積

○地すべり防止区域の指定基準について

昭和三十三年五月七
政令第一二二
号
（地すべり防止区域指定基準）

上記のことについて、別紙のように定めたら通知する。よつて、今後地すべり防止区域の指定は、当該基準にのつて行ふこととなるから、昭和三十三年五月十七日付連同第三六八号をもつて通達した指定の申請をするに当つては、遺憾のないように取り扱はれた。

（地すべり防止区域指定基準）

- 一 法第三條の規定による指定は、地すべり地域の面積が五ヘクタール（市街化区域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域にあつては用途地域）にあつては三ヘクタール）以上のもので次の各号の一に該当するものについて行ふものとする。
- （一）多量の崩土が、溪溝又は河川に流入し、下流河川（準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川）に被害を及ぼすおそれのあるもの
- （二）鉄道（私鉄を含む）都道府県道（指定都市の市道を含む）以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

（三）官公署、学校、病院等の公共建築物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの

- （四）貯水容量一〇〇〇立方メートル以上のため池、関係面積一〇〇〇ヘクタール以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積五〇〇ヘクタール以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- （五）人家一〇戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- （六）農地一〇ヘクタール以上に被害を及ぼすおそれのあるもの（農地五ヘクタール以下一〇ヘクタール未満であつて当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地一〇ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む）

二 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行ふため、特に必要がある場合には指定することができる。

三三三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

昭和三十三年五月七
法律五七
（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、及びその崩壊に対する警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「急傾斜地」とは、傾斜度が三十度以上である土地をいう。
- 第三条 この法律において「急傾斜地崩壊防止施設」とは、次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設その他の急傾斜地の崩壊を防止するための施設をいう。
- 第四条 この法律において「急傾斜地崩壊防止工事」とは、

とは、急傾斜地崩壊防止施設の設置又は改造その他の次条第一項の規定により指定される急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊を防止するための工事をいう。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

- 第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害を生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七條第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。
- 二 前項の指定は、この法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならぬ。
- 三 都道府県知事は、第一項の指定をするときは、建設省令で定めるところにより、当該急傾斜地崩壊危険区域を公示するとともに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。）

（罰則）

第四條 前条第一項の指定は、必要に応じ、当該指定に係る土地に関し、地形、地質、降水等の状況に関する現地調査をして行なうものとする。

（行為の制限）

- 第七條 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければならぬ。
- 一 災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際に着手している行為及び政令で定めるその他の行為について、この限りでない。
- 二 水を放流し、又は停滯させる行為その他水のしん透を助長する行為
- 三 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- 四 立木竹の伐採
- 五 木竹の湛下又は地引による撤出
- 六 土石の採取又は集積
- 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附すること
ができる。

3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内において第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、建設省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしやうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

（土地の保全等）

第九條 急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、その土地の維持管理については、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊が生じないように努めなければならない。

2 急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者は、当該急傾斜地の崩壊による被害を排除し、又は軽減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要がある認めるときは、当該急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者又は占有者、その土地内において制限行為を行なつた者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者等に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施行、被害を受けるおそれの著しいと認められる家屋の移転その他の必要な措置をとることを勧告することができる。
（改善命令）

第十條 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指定前に行なわれた行為又はその指定の際に着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたものを含む。以下同じ。）が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事が必要でないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩

壊のおそれが著しいと認められる場合において、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至つた事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限を付して、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外のものである者が、当該急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じることが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。
3 前二項の規定は、第八條第一項各号に掲げる者に対しては、適用しない。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により急傾斜地崩壊防止工事の施行を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該工事の施行を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。
5 第八條第二項の規定は、第一項又は第二項の場合について準用する。

（災害危険区域の指定）

第十九條 都道府県（建築主事を置く市町村（特例市町村）を含む。以下同じ。）の区域については、当該区域は、急傾斜地崩壊危険区域の指定があつたときは、当該急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第三十九條第一項の規定により災害危険区域として指定するものとする。

（家屋の移転等に対する住宅金融公庫等の資金の貸付け）
第二十四條 第九條第三項又は第十條第一項若しくは第二項の規定による勧告又は命令を受けた者に対する資金の貸付けについては、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）又は沖縄復興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところによる。

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行規則

（昭和四四・七・三二）
（建設省令四八）

（急傾斜地崩壊危険区域の指定等の公示）

第一條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第三條第三項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定又は廃止の公示は、次の各号の一以上により当該急傾斜地崩壊危険区域を明示して、都道府県の公報に一市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番、
二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令

（昭和四四・七・三二）
（政令二〇六）
（建設省令二八二）

（収用委員会の議決申請手続）

第一條 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第五條第十項（法第七條第二項において準用する場合を含む。）又は第十八條第四項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百一十号）第九十四條の規定による議決を申請しようとする者は、建設省令で定める様式に記載した議決申請書（法第七條第七項ただし書の政令で定める行為）を収用委員会に提出しなければならない。
第二條 法第七條第一項ただし書の政令で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。
一 木田（地割れその他の土地の状況により水のしん通しやさい田を除く。）に水を放流し、又は停滯させる行為
二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しくしん通する土地を除く。）に水を放流する行為
三 日常生活の用に供するため、又は日常生活

の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しくしん通する土地を除く。）に放流する行為
四 用排水路に水を放流する行為
五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
六 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
イ 長さ三メートル以下の切りで、のり面の崩壊を生じさせないもの
ロ 高さ五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘きで、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行なうもの
ハ 高さ二メートル以下の盛土
ニ 木竹の削下又は地引による搬出
ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行なうもの
ヘ 軟荷重が一平方メートルにつき二・五ト

ン以下の土石の集積
八 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の土層に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
イ 前号イに掲げる行為
ロ 高さ五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘きで、水のしん通又は停滯を増加させないもの

九 日本国有鉄道が行なう鉄道施設の建設工事の実施に係る行為、日本鉄道建設公団が行なう日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一條第一項の規定による認可に係る工事の実施に係る行為、本州四国連絡橋公団が行なう本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第三十一條第一項の規定に係る鉄道施設に関する工事の実施に係る行為、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為、同法第一條第三項の規定に基づき命令の規定による専用鉄道若しくは索道の建設工事に関する免許若しくは認可を受けた者が行なう当該免許若しくは認可に係る工事の実施に係る行為又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

十 日本国有鉄道が行なう鉄道施設の建設工事の実施に係る行為、日本鉄道建設公団が行なう日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一條第一項の規定による認可に係る工事の実施に係る行為、本州四国連絡橋公団が行なう本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第三十一條第一項の規定に係る鉄道施設に関する工事の実施に係る行為、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為、同法第一條第三項の規定に基づき命令の規定による専用鉄道若しくは索道の建設工事に関する免許若しくは認可を受けた者が行なう当該免許若しくは認可に係る工事の実施に係る行為又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

十一 日本国有鉄道が行なう鉄道施設の建設工事の実施に係る行為、日本鉄道建設公団が行なう日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一條第一項の規定による認可に係る工事の実施に係る行為、本州四国連絡橋公団が行なう本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第三十一條第一項の規定に係る鉄道施設に関する工事の実施に係る行為、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為、同法第一條第三項の規定に基づき命令の規定による専用鉄道若しくは索道の建設工事に関する免許若しくは認可を受けた者が行なう当該免許若しくは認可に係る工事の実施に係る行為又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

十二 日本国有鉄道が行なう鉄道施設の建設工事の実施に係る行為、日本鉄道建設公団が行なう日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一條第一項の規定による認可に係る工事の実施に係る行為、本州四国連絡橋公団が行なう本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第三十一條第一項の規定に係る鉄道施設に関する工事の実施に係る行為、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為、同法第一條第三項の規定に基づき命令の規定による専用鉄道若しくは索道の建設工事に関する免許若しくは認可を受けた者が行なう当該免許若しくは認可に係る工事の実施に係る行為又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

十三 日本国有鉄道が行なう鉄道施設の建設工事の実施に係る行為、日本鉄道建設公団が行なう日本鉄道建設公団法（昭和三十一年法律第三号）第二十一條第一項の規定による認可に係る工事の実施に係る行為、本州四国連絡橋公団が行なう本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）第三十一條第一項の規定に係る鉄道施設に関する工事の実施に係る行為、地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為、同法第一條第三項の規定に基づき命令の規定による専用鉄道若しくは索道の建設工事に関する免許若しくは認可を受けた者が行なう当該免許若しくは認可に係る工事の実施に係る行為又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

係る行為

十 飲山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

第八條第一項若しくは第二十三條第一項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る行為又は同法第二十五條第一項、第二十五條の二第一項、第二十六條第一項若しくは第三十六條第一項若しくは第二項の規定による飲山保安監督官の命令を受けた者が行なう当該命令の実施に係る行為

十一 前号に規定する認可を受けるべき行為を除き、飲山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十三條第一項の規定による届出をし、又は同法第二項（同法第八十七條において準用する場合を含む）の規定による認可を受けた者が行なう当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る行為

十二 国が行なう土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）による土地改良事業に係る工事の実施に係る行為又は国以外の者が行なう同法による土地改良事業で農用地の保全を目的とするものに係る工事の実施に係る行為

十三 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）による漁港修築事業で漁港の区域内の土地の欠陥の防止若しくは漁港の区域内外への土砂の流入の防止を目的とするもの施行者が行なう当該事業に係る工事の実施に係る行為

十四 運輸大臣若しくは港務管理者が行なう港務法（昭和二十五年法律第二十八号）による港務工事で港務区域に隣接する地域の保全を目的とするものの実施に係る行為又は同法第三十七條の規定による許可を受け、若しくは協議をした者が行なう当該許可若しくは協議に係る行為

十五 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三條の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る行為又は同法第三十三條の十三若しくは第三十三條の十七の規定による命令を受けた者が行なう当該命令の実施に係る行為

十六 土砂の流出又は崩壊の防備を目的とする保安林又は保安施設地区において、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三

四條第一項又は第二項（同法第四十四條において準用する場合を含む）の規定による許可を受けた者が行なう当該許可に係る行為

十七 運輸大臣が行なう航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場若しくは航空保安施設の設置又はこれらの施設の変更に係る工事の実施に係る行為

十八 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十七條の二第一項又は第二項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

十九 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第四十一條第一項又は第二項の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る工事の実施に係る行為

二十 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六條の規定による認可を受けた者が行なう当該認可に係る行為又は同法第二十三條の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行なう当該命令の実施に係る行為

○急傾斜地崩壊危険区域の指定について

（昭和四十四・八二五建設省告示第四四号）
急傾斜地崩壊危険区域の指定について

標記については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條の規定により貴職において指定することとされているので、別紙の指定基準により指定するようされた。

なお、指定にあつては、急傾斜地崩壊防止工事（都道府県営工事）を施行したもの、施行中のもの、若しくは施行するもの、災害を受けたもの、危険度の高いもの又は急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家戸数の多いもの等について考慮のうえ、緊要なものから順次、すみやかに指定することとされた。

（別紙）
急傾斜地崩壊危険区域指定基準

法第三條の規定による指定は、次の各号に該当するものについて、行なうものとする。
1 急傾斜地の高さが五メートル以上のもの
2 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が五戸以上あるもの、又は五戸未満であつても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの

○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する管理の強化について（通達）

（昭和五十一・四二八建設省告示第五二五号）
急傾斜地崩壊危険区域の指定について

建設省河政第四四号をもつて建設事務次官から通達されたほか、以降、本職の通達等により、必要な事項について運用方針を定め、適切な運用を図ってきたところであるが、先般、行政監視結果から「急傾斜地の安全対策に関する行政監視結果に基づき、必要に応じて、急傾斜地の崩壊による災害の防止に万全を期せたい。」

1 急傾斜地崩壊危険箇所（以下「崩壊危険箇所」という。）の把握については、昭和四十七年七月二十日付け建設省河政第五〇号により総点検を行い、六万箇所をこえる多数のものを把握しているが、その後災害により被災した箇所がその中に含まれていなかつた事例等をおおむね見受けられるので、今後とも必要に応じて見直しを行い、崩壊危険箇所の正確な把握に努めること。

2 急傾斜地崩壊危険区域（以下「崩壊危険区域」という。）の指定の促進については、従来から努力を重ねてきたにもかかわらず、指定の実績は極めて低調な現状であるので、今後は次に掲げるように、崩壊危険区域の指定を促進すること。

(1) 崩壊危険区域の指定を促進するために必要な都道府県の体制を強化すること。
(2) 崩壊危険区域の年間の指定目標数、指定の優先順位等三箇年程度を目標とした具体的な指定計画を別に定めるところにより策定すること。

(3) 崩壊危険区域の指定に対する住民の理解を深めるよう、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）の趣旨を関係住民に周知徹底させること。

3 崩壊危険区域の管理については、当該区域の範囲を示す標識の設置を的確に行うほか、区域内における制限行為の内容を関係住民に周知徹底させるとともに、当該行為に対する監視を強化して違反者は適正な措置を命ずる等管理を強化すること。

4 砂防法、森林法又は地すべり等防止法による指定区域と重複する崩壊危険区域の管理について

三三三 森林法

●森林法

（昭和六・六・二六）
法律二四九
（昭和五二・七・五）
法律八七

（この法律の目的）

第一条 この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保護、培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。
一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
3 この法律において「国有林」とは、国が森林

所有者である森林及び国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第四章の規定による部分林である森林をいう。「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、左の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保安林として指定することができる。但し、海岸法第三条の規定により指定される沿岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があると認めるときは、海岸管理者に協議して沿岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。

3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため同項の指定をしようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。ただし、第四十条第一項の規定によりその指定に係る権限を都道府県知事に委任している場合及び保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第八十四号）第二条第三項の規定によりすでにその指定の計画を含む同項の保安林整備計画について協議をしている場合には、この限りでない。

4 農林水産大臣は、第一項の指定をしようとするときは、中央森林審議会に諮問することができる。

（保安林予定森林又は解除予定保安林に関する通知等）

第二十九条 農林水産大臣は、保安林の指定又は解除をしようとするときは、あらかじめその旨並びに指定をしようとするときにあつてはその保安林予定森林の所在場所、当該指定の目的及

び保安林の指定後における当該森林に係る第三十三条第一項に規定する指定放棄要件、解除をしようとするときにあつてはその解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び当該解除の理由をその森林の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。その通知した内容を変更しようとするときもまた同様とする。

（指定）

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

3 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、前二項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替へるものとする。

●保安林整備臨時措置法

（昭和二十九・五・一 号外）
法律第八十四号

（目的）

第一条 この法律は、緊急に保安林を整備するため、保安林整備計画を定め、これに基づく森林計画の変更、保安林として指定された森林の国による買入等の措置を講じ、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（保安林整備計画）

第二条 農林大臣は、地勢その他の条件を勘案して主として地域別に定める区域ごとに、中央森林審議会の意見を聞いて、保安林整備計画を定めなければならない。

2 前項の保安林整備計画には、左に掲げる事項を定

めるものとする。

- 一 保安林の指定及び解除に関する事項
- 二 保安林の区域内における森林施策に関する事項
- 三 保安施設事業に関する事項
- 四 第四条に掲げる森林等の買入に関する事項
- 五 その他必要な事項

3 農林大臣は、第一項の保安林整備計画で森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項（保安林の指定）第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するための保安林の整備に係るものを定めようとするときは、環境庁長官に協議しなければならない。

別表（第十条）

保安林の種類		伐	採	の	方	法
水源かん養保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると思われるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると思われる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。					
土砂流出防備保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐					
土砂崩壊防備保安林	1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐					
飛砂防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐					
防風保安林	1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね二十メートル未満のものをいうものとする）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね十メートル未満のものをいうものとする）にあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。					
水害防備保安林	1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐					
湖沼防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。					
干害防備保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。					
なだれ防止保安林	1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐 2 その他の森林にあつては、禁伐					
防火保安林	禁伐					
魚つき保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐					
軌行目標保安林	伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐					
保健保安林	伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐					
風致保安林	1 風致の保存のため特に必要があると思われる森林にあつては、禁伐 2 その他の森林にあつては、択伐					

17. <https://doi.org/10.1016/j.jmb.2019.04.010>

(目的)

第一条 この法律は、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に關し基本となる事項を定めるとともに、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)その他の自然環境の保全に關する法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自然環境の保全は、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く国民がその恵みを享受するとともに、将来の国民に自然環境を継承することができるよう適正に行なわれなければならない。

(地域開発施策等における配慮)

第八条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼす認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

(自然環境保全基本方針)

第十二条 国は、自然環境の保全を図るための基本方針(以下「自然環境保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 自然環境保全基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 自然環境の保全に關する基本構想
- 二 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定その他これらの地域に關する自然環境の保全に關する施策に關する基本的な事項
- 三 都道府県自然環境保全地域の指定の基準その他その地域に關する自然環境の保全に關する施策の基準に關する基本的な事項
- 四 第三号に掲げるもののほか、前二号に掲げる地域と自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法律に基づく地域との調整に關する基本方針その他自然環境の保全に關する重要事項
- 五 内閣総理大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。
- 六 内閣総理大臣は、自然環境保全基本方針の案を作成する場合には、あらかじめ、自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。
- 七 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、自然環境保全

基本方針を公表しなければならない。
6 前三項の規定は、自然環境保全基本方針の案更について準用する。

(指定)

第十四条 環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの(森林法(昭和二十六法律第二百四十九号)第二十五條第一項の規定により指定された保安林の区域を除く。)のうち、当該自然環境を保全することとが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2 環境庁長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事及び自然環境保全審議会の意見をきかなければならない。

3 環境庁長官は、原生自然環境保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域の土地を、国が所有する場合にあつては当該土地を所管する行政機関の長、地方公共団体が所有する場合にあつては当該地方公共団体の同意を得なければならない。

4 環境庁長官は、原生自然環境保全地域を指定する場合に、その旨及びその区域を官報で公示しなければならない。

5 原生自然環境保全地域の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

6 第二項、第四項及び前項の規定は原生自然環境保全地域の指定の解除及びその区域の変更について、第三項の規定は原生自然環境保全地域の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行)

第十六条 原生自然環境保全地域に關する保全事項は、原生自然環境保全地域に關する保全事項に關する政令で定めるところにより、環境庁長官が執行する。この場合、当該地域に關する保全事項の執行に關する政令で定めるところにより、環境庁長官は、関係都道府県知事及び関係地方公共団体の協力を得なければならない。

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境庁長官が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行なう場合は、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採し、又は損傷すること。

七 木竹以外の植物又は落葉若しくは落枝を採取すること。

八 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。

九 家畜を放牧すること。

十 火入れ又はたき火をすること。

十一 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること。

十二 車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十三 前各号に掲げるもののほか、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの(前項ただし書の許可は、当該原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要と認められる場合を除く。)を附することができ、

2 原生自然環境保全地域内において非常災害のために必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 原生自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際当該原生自然環境保全地域内において第一項各号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して三月間(その期間内に同項ただし書の許可を申請したときは、許可又は不許可の処分があるまでの間)は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができ、

4 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第三項の規定は、適用しない。

一 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

二 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

三 地質若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

四 一高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める面積の土地の区域に限る。)

五 二すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

六 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

七 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

八 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

九 地質若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

十 一高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める面積の土地の区域に限る。)

十一 すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

十二 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

における自然環境の保全のために特に必要があるとき、原生自然環境保全地域に關する保全事項に關して、その区域内に、立入制限地区を指定することができる。

2 第十四條第三項の規定は立入制限地区の指定及びその区域の拡張について、同条第四項及び第五項の規定は立入制限地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について、それぞれ準用する。

3 何人も、立入制限地区に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第一項第一項ただし書の許可を受けた行為(第二十一條第一項後段の規定による協議に關する行為を含む。)を行なうために立ち入る場合

二 非常災害のために必要な応急措置を行なうために立ち入る場合

三 原生自然環境保全地域に關する保全事項を執行するために立ち入る場合

四 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるものを行なうために立ち入る場合

五 前各号に掲げるもののほか、環境庁長官がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

六 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

七 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

八 地質若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

九 一高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める面積の土地の区域に限る。)

十 すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

十一 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

十二 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

十三 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

十四 地質若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

十五 一高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める面積の土地の区域に限る。)

十六 すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

十七 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

十八 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

十九 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

二十 地質若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

二十一 一高山性植物又は亜高山性植物が相当部分を占める森林又は草原の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの(政令で定める面積の土地の区域に限る。)

二十二 すくれた天然林が相当部分を占める森林の区域(これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。)でその面積が政令で定める面積以上のもの

二十三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの

二十四 原生自然環境保全地域に關する保全事項の執行として行なう行為

二十五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、原生自然環境保全地域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもので総理府令で定めるもの

- [illegible]

改正 昭四八政令二七八
(昭和四八・三・三一)
政令三三八

（厚生自然環境保全地域の最低面積）
 第一条 自然環境保全法（以下「法」という。）第十四条第一項の政令で定める面積は、千ヘクタールとする。ただし、その周囲が海面に接している区域については、三百ヘクタールとする。

第五條 法第二十二條第一項第一目

第五條 法第二十二條第一項第一号の政令で定める面積は千ヘクタールとし、同号の政令で定める地域は北海道とし、同号の政令で定める標高は八百メートルとする。

3 法第二十二條第一項第三号か

- 3 法第二十二條第一項第三号から第五号までの政令で定める面積は、十ヘクタールとする。
- 4 法第二十二條第一項第六号の政令で定める土地の区域は植物の自生地、野生動物の生息地若しくは養

の政令で定むる回数は十八回以上

の政令で定める面積は十ヘクタールとする。

國立公園名

富仙天草国立公園	昭六、三、二内告五
舞島屋久国立公園	昭九、三、六内告四
瀬戸内海国立公園	昭九、三、一内告三
阿蘇国立公園	昭九、三、四内告七
大分山国立公園	昭九、三、四内告八
日光国立公園	昭九、三、四内告九
中部山岳国立公園	昭九、三、一内告七
阿蘇国立公園	昭九、三、四内告七
十和田八幡平国立公園	昭二、二、一内告三
富士箱根伊豆国立公園	昭二、二、一内告三
吉野船野国立公園	昭二、二、一内告三
大山隠岐国立公園	昭二、二、一内告三
伊勢志摩国立公園	昭三、二、二内告四
支笏洞爺国立公園	昭三、二、二内告四
上信越高原国立公園	昭三、二、二内告四
秩父多摩国立公園	昭三、二、二内告四
磐梯朝日国立公園	昭三、二、二内告四
西海国立公園	昭三、二、二内告四
陸中海岸国立公園	昭三、二、二内告四
白山国立公園	昭三、二、二内告四
山陰海岸国立公園	昭三、二、二内告四
知床国立公園	昭三、二、二内告四
南アラスカ国立公園	昭三、二、二内告四
小笠原国立公園	昭三、二、二内告四
足摺宇和島国立公園	昭三、二、二内告四
西表国立公園	昭三、二、二内告四
利根川文サロベツ国立公園	昭三、二、二内告四

区域図は、国境、府県界、郡市界及び関係市町村役所に備へて供覧する。

- 四 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 四の二 環境庁長官が指定する湖沼又は湿原及びこれらに類するもの（以下「湖沼等」という。）の区域内において当該湖沼等若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水坑若しくは水路に汚水又は汚水を排水設備を設けて排出すること。
- 五 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 六 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 七 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
- 八 高山植物その他これに類する植物で環境庁長官が指定するものを採取すること。
- 九 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 四 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第四号の二に掲げる行為を除く。）又は同項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同様に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手してはならない。その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 五 特別地域内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 六 特別地域内において木竹を伐採し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
- 七 次の各号に掲げる行為については、前四項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、総理府令で定めるもの

- （特別保護地区）
- 第十八条 環境庁長官は、国立公園又は国定公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。
- 第十九条 第三項及び第四項の規定は、特別保護地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 第三 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境庁長官の許可を受けなければならない。ただし、当該特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。）若しくは前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
- 一 前条第三項各号に掲げる行為
 - 二 木竹を伐採すること
 - 三 家畜を放牧すること
 - 四 屋外において物を棄置し、又は貯蔵すること
 - 五 火入又はたき火をすること
 - 六 植物又は落葉若しくは落枝を採取すること
 - 七 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること
 - 八 道路及び広場以外の地域内へ車両を入れること
 - 四 特別保護地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別保護地区内において前項各号に掲げる行為（前条第三項第四号の二に掲げる行為を除く。）又は前条第三項第四号の二に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同様に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手してはならない。その指定又は区域の拡張の日から起算して三箇月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 五 特別保護地区内において非常災害のために必要な応急措置として第三項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。
 - 六 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。
 - 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、総理府令で定めるもの

- （普通地域）
- 第二十条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内においては、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、都道府県知事に對し、総理府令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他総理府令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海面内において漁具の設置その他漁業を行なうために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。
- 一 その規模が総理府令で定める基準をこえる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が総理府令で定める基準をこえるものとなる場合における改築又は増築を含む。）
 - 二 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること
 - 三 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること
 - 四 水面を埋め立て、又は干拓すること
 - 五 飲料水を掘採し、又は土石を採取すること（海面内においては、海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）
 - 六 土地の形状を変更すること
 - 七 海底の形状を変更すること（海中公園地区の周辺一キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る。）
- 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景を保護するために必要と認めるときは、普通地域内において前項の規定により届出を要する行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 三 前項の処分は、第一項の届出をした者に対しては、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、することができ、
 - 四 環境庁長官又は都道府県知事は、第一項の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第二項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
 - 五 第一項の届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 環境庁長官は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、

- 前項の期間を短縮することができる。
- 七 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。
- 一 公園事業の執行として行う行為
 - 二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、総理府令で定めるもの
 - 三 国立公園、国定公園若しくは海中公園地区が指定され、又はその区域が拡張された際既に着手していた行為
 - 四 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

○自然公園法施行令

（昭和三十一年九月三〇日 政令二九八）

- （公園事業となる施設の種別）
- 第四條 自然公園法（昭和三十一年法律第六十一号、以下「法」という。）第二条第六号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 道路及び橋
 - 二 広場及び公園
 - 三 宿泊及び遊憩小屋
 - 四 休憩所、展望施設及び案内所
 - 五 野營場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
 - 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機
 - 七 運輸施設（主として国立公園又は国定公園の区域内において路線又は軌道を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鋼索鉄道又は索道による運送施設、主として国立公園又は国定公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一の自動車及び主として旅客の用に供する索道施設をいう。以下同じ。）
 - 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
 - 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物館展示施設及び野外劇場
 - 十 植生復元施設及び養魚施設
 - 十一 砂防施設及び防火施設
- （改正）昭和四十五年一八二、昭四八政令二七〇

○自然公園法施行規則

(昭和三十一年四月二日)

(特別地域の区分)

第九條の二 国立公園又は指定公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たつては、特別地域(特別保護地区を除く。以下同じ)を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

- 一 第一種特別地域(特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう)
- 二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう)
- 三 第三種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう)

(追加) 昭四九給令二

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第一二條 法第十七條第七項第二号に規定する総務府令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 一、みぞ、いせき、とい、水車、風車、農具用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん台等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 杜や境だいの地又は基地において、墓所、とうろ、馬場等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある民家、農具小屋、伐木小屋、遊休小屋、商店、貯蔵、肥料ため等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舟等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 法第十七條第三項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事用の仮工作物(宿舍を除く)を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六の二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三條第二項に規定する河川管理施設、砂防施設

(昭和三十年法律第二十九号) 第一條に規定する砂防設備、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第四十一條第一項又は第二項の規定により行なう保安施設事業に係る施設、海岸法(昭和三十一年法律第一号) 第二條第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 第二條第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第二條第二項に規定する急傾斜地の崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。

- 六の三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号) 第二條第三号に規定する公共下水道、同法第四号に規定する流域下水道若しくは同法第五号に規定する都市下水道を改築し、又は増築すること。
- 七 港兩法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二條第五項に規定する港兩施設又は同法第三項及び第四項に規定する港兩区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通安全を確保するために必要な施設、若しくは防波堤、理船施設、航空保安施設、自記用標識、積算計器、その他気象、地象若しくは水象の観測に必要なる施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム(上家を含む)を改築し、又は増築すること。
- 七の二 漁港法(昭和二十五年法律第三十七号) 第三條第一号に掲げる施設若しくは同法第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る)又は沿岸漁業等関係法(昭和三十八年法律第六十五号) 第八條第二項第二号に掲げる事項を行なうために必要なる同法第一項の構造改善事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- 八 信号機、防護柵、土留より厚その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機については、新築を含む)。
- 九 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十九号) 第七十二條第一項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。
- 十 道路の舗装及び道路のこう配緩和、線形改良その他道路の改修で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。
- 十の二 道路に送水、ガス管、電線等を埋設すること。
- 十の三 堤防、給排水、給水台等を設置すること。
- 十の四 河川法(昭和二十四年法律第八十八号) 第十條第一項に規定する河川管理施設又は水防設備

(昭和二十五年法律第二百二号) 第五條第一項に規定する水路側溝を設置すること。

- 十一 宅地の木竹を伐採すること。
- 十二 自家用のために木竹を採伐(機材搬送を除く)すること。
- 十三 桑、茶、こもぎ、みづまた、こりやなぎ、果樹その他農業用に栽培した木竹を伐採すること。
- 十四 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。
- 十五 森林の保育又は植栽の維持のために下列の切し、又は間伐すること。
- 十六 牧野改良のためにいばら、かん木等を除去すること。
- 十七 削除
- 十八 宅地内の土石を採取すること。
- 十九 土垣の形状を変更するおそれのない範囲内で、飲料を採取し、又は土石を採取すること。
- 二十 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、飲料の採取のため試みを行うこと。
- 二十一 宅地又は田圃内の池沼等の水位又は水量を増減を及ぼすこと。
- 二十二 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際、その新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼすこと。
- 二十二の二 耕作の事業に伴う汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の三 森林施業に伴う汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の四 漁船から汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の五 養魚の事業に伴う汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の六 漁港法第二十五條の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三條に規定する漁港施設から汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の七 宅地内で行なう家畜の飼育に伴う汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の八 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号) 第三十一條第二項に規定する尿尿浄化槽(同法施行令(昭和二十五年政令第三十八号) 第三十二條に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る)から汚水又は排水を排出すること。
- 二十二の九 住宅から汚水又は排水を排出(し尿の排出を除く)すること。

二十二の十 河川法第三條第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一條に規定する砂防設備、森林法第四十一條第一項又は第二項の規定により行なう保安施設事業に係る施設、海岸法第二條第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二條第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二條第二項に規定する急傾斜地の崩壊防止施設から汚水又は排水を排出すること。

- 二十二の十一 下水道法第二條第三号に規定する公共下水道若しくは同法第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは排水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは排水を排出すること。
- 二十三 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類する物を建築物の屋面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 二十四 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 二十五 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識、料金表又は送迎看板若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 二十六 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 二十六の二 漁港法第三十四條第一項の規定により定められた漁港管理規則に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 二十七 宅地内にある植物で、法第十七條第三項第八号の規定により環境庁長官が指定するものを採取すること。
- 二十八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号) 第二條第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百四十四号) 第五項に規定する都市計画緑地である公園若しくは緑地を設け、又は管理すること(同法第十八條第三項を含む)の規定により建設大臣の認可を受けた都市計画に基づく都市計画事業の施行として行なう場合以外の場合にあつては、その高さが三メートル若しくはその水平投影面積が平方メートルをこえる工作物の新築、改築又は増築(改築又は増築後において、その高さが三メートル又はその

○宅地造成等規制法

法昭六
一一九
一一七

○宅地造成等規制法施行令

昭三七・一・三〇
政令一六

第一條 この法律は、宅地造成に關するけずれ又は砂の流出を生ずる恐れがある土地を、市町村は市街地となつてゐる土地の区域内において、宅地造成に關する工事を行つて災害の防止を目的の必要を制制を行ふことにし、國民の生命及び財産の保護を図り、つて公共の福祉に寄するものとすることを定む。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該各号に定むることとする。

一 宅地 農地、林草牧牧地及び森林並びに道陸、公園、河川を

の他、常に公共の用に供する地を、**土地公衆の用地**と云ふ。土地公衆の用地以外の土地を**土地私衆の用地**と云ふ。

二、**土地造成** 土地以外の土地を土地にするため又は土地において行つた土地の買入賣出が政令で定めるもの。土地を土地以外の土地にするために行つたものを除く。

三、**災害** がけくずれ又は土砂の流出による災害をいう。

四、**設計** そのもの責任において、技師(國一土地造成に關するものは、**建築士**に限る)の必要を以て國一を構成するものをいう。

五、**造成主** 土地造成に關する工事の請負契約の仕主者又は職員、契約によらないうてみずからの工事をする者をいう。

○宅地造成等規制法施行規則

昭三十七、二〇
建設令三

(公共の用に供する施設)
第一條 宅地造成等規制法施行令(以下「令」という)第二條の
規定で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水
及び下水道とする。

三三三 (八) 都市緑地保全法

法 七 一

○都市緑地保全法

第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もつて健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

第三條 都市計画法（昭和四十三年

に指定された都市計画区域内に於ける、耕地、草地、水辺地、岩石地若しくは都市計画区域内に於ける土地が、単独で、若しくは一休となつて、又はこれに隣接してゐる土地が、これらと一休となつて、農村を自然的環境を形成してゐるもの（以下「緑地」といふ）、次の各号の二に該当する土地の区域については、都市計画に於いて緑地保全地区の定めるところである。

一 無秩序な市街地の防止、公害又は災害の防止等のための必要を要する地、堤防その他自然物若しくは人工物に立置、又は其の

二 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となつて、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的景観を有するもの

三 風致又は景観がすぐれており、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するための必要なもの

2 前條に規定する近郊緑地法第四十五項、同法第五十一項第一号の二及び同法第六十二項第一号の二の規定は、近郊緑地法第四十四項及び近郊緑地法第五十項の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百九号）第五十五項の規定により、近郊緑地法全区域内緑地保護地区で、それらの近郊緑地保護区内において近郊緑地の保全にふさわしい特性を有するものに關し、都市計画の策定上必要基準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ前條附近郊緑地保護法第五十條一項及近郊緑地保護法の整備に関する法律第六十二項一に定めるところに

「建設の設置等」
(標識の設置等)
第四條 都道府県は、緑地保全地区に関する都市計画が定められたとき、その地区内に、緑地保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
2 緑地保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
3 前項の規定により拒み、又は妨げた者は、罰金に處せられる。

4 都道府県は、第一項の規定による行為により損失を受けた者があつても、その損失を補填する責任を負ふものではない。

- 5 前項の規定による損失の補償については、都道府県知事や損失を受けた者が協議しなければならない。
- 6 前項の規定による協議が立しない場合においては、都道府県知事又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取得法（昭和二十六年法律第百十九号）第四十四条第二項の規定による徴収を申請することができる。

(原狀回復命令等)

第六條 郵遞府所知は、前條第一項の規定に違反した者又は其他各條の規定により許可に附したるに違反した者があるときは、合はるては、これらの者及びこれらの者から当該土地、建物その他の工作物若しくは物件つての権利を承継した者に対して、相當の期間を定めて、当該土地の保に對する障害を排除するを命じ、或は該土地を命じ、又は原狀を回復するを命じ、又は原狀回復を命じ、これに代つて必要を回復せしむべき旨を命ずるをうかてゐる。

2 都通達無知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代るべき必要を拂還し、以下この条において、「原状回復」といふを命じよとすることとす。このあたりに、「原状回復を命ず」といふ者について、特命を付さねばならぬ。ただし、その特許正當なる理由を有して、特許に抵触しないときは、この限りでない。

3 第7項の規定により原状回復を命じよとする場合において、過失又は故意で当該原状回復を命ずべきことを豫知することが認められ、又は、都通達無知事は、その者の意思において、当該森林林伐回復を自ら行ない、又は、その命に反して是を怠つた者に於いて、これをなすこと、又は、これを命じよとする場合においては、相当の賠償を決定する。この場合において、賠償及びその賠償限度は、当該森林林伐回復を命ずべき及びその賠償限度は、当該森林林伐回復を命ずべきとす。

該狀状圖等を行なうといふは、郵達所照知事又はその命じた者若しくは委任した者が自ら該狀状圖等を行なう旨を明らかにし、公費しなればならぬ。

4 前項の規定により該狀状圖等を行なうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつた場合においては、これを提示しなればならぬ。

(緑化協定の總結)

第十四條 都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等と隣接する相対的区間に在る土地これらの土地のうち、公共施設に供する土地その他の政令で定める土地を除くもの所有若しくは建築物その他工物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するもの以下「土地所有者」と総称す。は、市町村及び地方公共団体の環境保護を図るため、その全量任意により、当該土地の自然環境を保全するため、(一)上条各号により、

- 2 緑化協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 緑化協定の目的となる土地の区域（以下「緑化協定区域」という。）
- 二 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの

口 樹木等を植栽する場所
ハ カキ又はさくの構造
ニ その他緑化に関する事項
三 緑化協定の有効期間

〇都市緑地保全法の施行について

昭和四十九年五月十日
建設省都市局長
建設省都市局長

さる第七十一回国会において、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）が成立し、都市緑地保全法施行令（昭和四十九年政令第三号）及び都市緑地保全法施行規則（昭和四十九年建設省令第一号）とともに、昭和四十九年二月一日から施行された。この法律は、近年における都市化の進展に伴い、市街地の急激な拡大によつて都市における緑とオープンスペースが急速に減少し、地味住民の生活環境を悪化させている現状にかんがみ、都市計画区域内における緑地について、その良好な自然環境を保全するための措置を講ずるとともに、緑化協定制度を創設することにより、市街地の緑化を図り、もつて良好な都市環境の形成を図るうとするものである。

この法律の実施にあつては、下記の点に十分留意して、その運用に遺憾のないようにされるとともに、すみやかに関係事項を費下関係機関に周知徹底方取り計られたく命により通達する。

1 緑地保全地区の指定について

(1) 緑地保全地区は、都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独若しくは一体となつて、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然環境を形成しているもので市街地及びその周辺地域に存するものについて指定するものとし、その認定については次に示すこと。

① 「樹林地」とは、当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれるものであること。

② 「草地」とは、当該土地の大部分が草で被われている土地であり、ゴルフ場のような人工草地も含まれるものであること。なお、農地は含まれないものであること。

③ 「水辺地」とは、池沼、河川、海、湖等の水面を含むそれらの周辺地域であること。

④ 「岩石地」とは、当該土地の大部分が岩石で被われている土地又は岩石が風化して角礫を多く含んだ状態の土地をいうものであり、具体的には、海浜の岩礁地、溶岩台地等をいうものであること。

⑤ 「その状況がこれらに類する土地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地には該当しないが、その景観、

立地状況等がこれらに類似しているものであり、具体的に、樹林地に類するものとして屋敷林、庭園、街道の並木等、水辺地に類するものとして湿地帯等、岩石地に類するものとして砂丘地等をいうものであること。

⑥ 「これらに隣接している土地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地等の土地と一体となつて良好な自然環境を形成している土地の範囲をいうものであり、それそれの地域の土地の状況等を勘案してその範囲が決定されるべきものであること。なお、この隣接地には、緑地に介在する農地も含まれるものであること。

(2) 都市緑地保全法（以下「法」という。）第三条第一項第一号の要件は、

① 遮断地帯としては、既成市街地若しくは市街化区域の周辺又は連担のおそれが強い二つの市街地の中間部に存在するようなもので、原則として徒歩による日常生活圏を分離するに足る程度の規模及び形を有するものであること。

② 緩衝地帯としては、一定の間隔をもつて配置することが望ましい異種の土地利用又は施設の中間的な位置に存在するようなもので、騒音、振動、大気汚染等の公害等の種類及び程度に応じて緩衝地帯としての機能を果たす適切な規模及び形を有するものであること。

③ 避難地帯としては、住民が火急の場合に容易に到達し得る位置に存在するものであり、避難対象区域の人口等に應じて、避難者の収容、救助等の活動が安全かつ円滑に行われ得るような規模及び形を有するものであること。

(3) 法第三条第一項第二号の要件は、都市のシンボルゾーンを保存しようとするものであり、建造物、遺跡等と一体となつた緑地としては、社寺境内地、古墳、史跡等と一体となつて良好な自然環境を形成している土地、伝承若しくは民俗慣習と結びついた緑地としては、伝説、おとぎ話、詩歌等に名高い山、森、海辺等又は住民の年中行事と結びついた良好な自然環境を形成している土地が考えられるものであること。

(4) 法第三条第一項第三号の要件は、住民が接触する頻度が高い緑地又は住民が日常望見するような位置にある緑地であつて、その植生、地形等から感受される風致又は景観がすくなく、住民の健全な心身の保持及び増進のために確保すべき良好な自然環境を有するものであること。

ること。

(5) その他緑地保全地区の指定にあつては、次の事項に留意すること。

① 緑地保全地区の指定にあつては、あらかじめ、緑地保全地区担当部局と自然保護担当部局は十分協議のうえ、自然環境保全基本方針（昭和四十八年十月二十六日閣議決定）に基づいて、適切な調整を行うものとし、自然公園と重複して指定しないものとする。例外的に自然公園と重複して緑地保全地区を設定しようとするときは、あらかじめ、都道府県立自然公園にあつては緑地保全地区担当部局と自然保護部局で協議するものとし、国立公園又は国定公園にあつてはあらかじめ当局に協議すること。

② 緑地保全地区の指定にあつては、あらかじめ緑地保全地区担当部局と農林水産部局は十分連絡調整を行うものとし、緑地保全地区を保安林内に指定しようとするときは、あらかじめ、保安林指定権者に協議することとし、森林法第二十五条第一項第十号及び第十一号に規定する公衆の健康のために指定される保安林及び名所又は旧跡の景観の保存のために指定される保安林については、重複して指定しないものとし、緑地保全地区を国有林野内に指定しようとするときは、あらかじめ所轄管林局長の同意を受けること。

③ 緑地保全地区を指定しようとするときは、都市計画地方審議会に付議するに先立つて案の作成段階において陸運局長に協議するものとする。なお、緑地保全地区は原則として港湾法第二条第三項の港湾区域、同条第四項の臨港地区、第三十七条第一項の港湾隣接地域及び第五十六条の港湾内には定めないのであることとし、定める場合にあつては、あらかじめ、港湾管理者と協議するものとする。

④ 緑地保全地区を指定しようとするときはあらかじめ通商産業局長に協議するものとする。

その他

イ 日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団の敷地は緑地保全地区として定めないのであること。

ロ 緑地保全地区の指定にあたり、警察署、交通規制センター、機動隊、警察交通隊、その他これらに準ずるものの庁舎又は学校教育施設の敷地が含まれないよう配慮すること。

ハ 緑地保全地区内に防衛施設が含まれないよう配慮すること。

最終改正
昭五五・五・一法三五

第一条 この法律は、第一種生産緑地地区に関する都市計画及び第二種生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

然る處、この法律において火の倉に掲げる用路の意義は、それぞ
れ所載各号に定めるところによる。

一 農地等 現に農業の用に供されてゐる農地若しくは林業、牧牧
地、現に林業の用に供されてゐる森林又は現に漁業の用に供さ
れてゐる漁港（これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて
農業機械の用に供されてゐる農業用道路その他の土地を含む）
をいう。

二、公共施設等 公園、緑地の他の政令で定める公共用に供する公共施設及び学校、病院その他の公益性が高いと認められる施設で政令で定めるものをいう。

三、生産緑地 大森第一項の規定により定められた第一種生産緑地及びは第四條第一項の規定で定められた第二種生産緑地。

四、地地区域内の土地又は緑地をいう。

四、地方公共団体等 地方公共団体及び土地開発公社その他の政令で定めるものをいう。

第三條 市街化区域（都市計画法（昭和四

然第一項の規定による市街化区域をいう。次条第一項において同じ。のうち土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第百九号）による土地区画

區は、偏平率の地に係る土地の区域及び大抵第一項に規定する開発行為が行われる、又は行われた土地の区域を除く区域にある農地等で、大抵第一項の条件に該当する一団のものの区域については、都市計画の第一種生産緑地地区を定めることができる。

一、公営又は公営の防止等負担金生活環境の用に相当の効用を供するもの、かつ、公共施設等の新設の用に供する土地として適しているものであること。

二 耕種に用ふる肥料は、茶その他の水産性植物が栽培されている農地又は市公圃法（昭和三十一年法律第七十九号）第一章第一項に規定する市公圃に開換して用ふる農地等（前掲市公圃の副員を専断農地等の副員とする）を含む。

おおむね一ヘクタール以上のものに限る」にあつては、
 おおむね二ヘクタール以上のものに限る」にあらうこと。
 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能を条件と
 して認められるものであること。
 第二種生産緑地地区に關する都市計画の案については、当該農

一、地主は若くは買得たる農地等について所有権、先取特権、質権、地上権若くは賃借権及び登記した小作権、二重地権、買得地、買得地上権若くは賃借権を有する者及び登記したの権利に關する假設債、二重地の權利に關する假設債の登記若くはその義務に關する買戻しに關する特約の登記を該人同様に同意を得なければならない。

3 第一種農業綠地地区に關する市町村に定めらるに當つては、当該第一種農業綠地地区に係る農地等及びその周辺の地域における幹線街、下水道の主要な市街地を總體に支配を及ぼさざる限り、かつ、同市町村市街地内における土地利用の動向、人口及び産業の特征の認識を助長するに、合理的な土地利用を支障を及ぼさないものとしなければならない。

(一) 第一種生産地域地区に属する都市計画区域四象市街化区域内における土地区画整

學業の施行に係る区域内の土地のうち同法第九十九条第一項若しくは第二項の規定により使用若しくは収益が開始されている土地若しくは同法第一百零四条第四項の規定による公告があつた土地に係る農地等、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特

別荘法においては住宅街区整備案の施行に係る区域内の土地のうち同法第八十三条において準用する土地に適用する法律第九十九条第一項若しくは第八十条の規定により使用若しくは収益が開始されたもの、ある土地若しくは大都市地域における住宅地の供給の促進を図るものとする特別措置第八十三条において準用する土地に適用する法律第九十九条第四項の規定による公告がある土地に係る農地等又は同法第一項（主として建築物の建築若しくは都市計画法第四十八条第一項に規定する第一種指定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区域を

園藝資の富麗をいう。以下の項において同じ。が行われた土地の区域内にある農地等、次掲げる条件に該当する一団のものとの区域については、当該土地の園藝管理事務の施行に係る区域又は開墾等が行われた土地の区域に面積のおおむね三十パーセントを超えない範囲内において、都市計画に第二種生産緑地地区を定めることができる。

2 第二種生産緑地地区に関する都市計画
 第八条第二項に定める事項のほか、当該

起算して十年を経過した日を当該都市計画が失効すべき日として定めるものとする。

3 前条第二項の規定は、第二種生産緑地地区に関する都市計画の

法第九十六條第三項の規定により要請があつたに違ひ区域に在るものを除く。』について準用する。この場合において、農地等とあるものは、農地等、土地改良管理法第九十八條第一項（大都市地域における住宅用地等の供給の促進に関する特別措置法第八十條）に規定して準用する宅地を含むもの、仮換地として指定された農地等にあつては、当該農地等に対応する従前の土地」と読み替へるものとす。

(生産緑地地区における行為の制限)

第八条 生産緑地地区においては、次に掲げる行為は、市町村

の許可を得なければ、してはならぬ。ただし、公共施設等設置されたは管理に係る打撃、当該生産緑地地区に関する都市圏が定められた際既に着手してはいた行方、又は非常災害のため必要応急措置として行う行方については、この限りでない。

一 緑地物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更

- 三 水田の灌漑は、鰯類等に揚げる行為のうち、次に揚げる施設
- 二 水田の灌漑地において、魚類、林業等に害むたものとの必要とならざるものを、その所に棄て置く行為
- 一 農産物、林産物又は水産物の生産又は荷物の用に供する地
- 二 農林商業の生産物の貯蔵又は保管用に供する地
- 三 農産物、林産物又は水産物の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設

3 市町村長は、第一項の許可の申請があつた場合において、畜産、生産林業に保全のため必要であると認めるときは、許可に期限

4 生産緑地地区において公共施設等の

で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市町村長にその旨を通知しなければならない。

生産緑地地区に関する都市計画が定められた際当該生産緑地地区内において既に第一項各号に掲げる行為に着手している者は、

その協同組合が定められた日から起算して三十日以内に、市町村長にその旨を届け出なければならない。

6 生産者団体区域において非常災害のための必要を応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に市町村長にその旨を届け出なければならない。

7 市町村長は、第四項の規定による通知又は五項若しくは前項の規定による届出があつた場合には、当該生産者団体の保全のために必要かつ合理的であると認めるときは、市町村を主として、必要と認めるときは、その旨を市町村長に通知することとする。

8 國の機關又は地方公共團體が行う第二項專に掲げる施設の時
置又は管理に係る第一項專に掲げる行為については、同項の時
を受けることを要しない。この場合において、当該國の機關
は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ
市町村長に協議をしなければならない。

しない。
(原状回復命令等)

第九條 市町村長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合において、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建物の

2 市町村は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じ、ようときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずるべき者に、特その施行に工作物についての権利を承継し、有者に対して、相當の制限を定めて、当該生産物の保全に対する障害を排除するたため必要な措置において、その原状回復を命じ、又は原状回復するたため困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を課するべきを命ずることができ、

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、
ついで賠償を行わなければならない。ただし、その者が正当な理由がなく、賠償に応じないときは、この限りでない。

過失がなくて当該戻状回復を命ずべきを確知することができ
ないときは、市町村長は、その者の負担において、当該戻状回復
を自ら行ひ、又はその命じた者若しくは委任した者これを行
わせることができる。この場合においては、相當の期限を定めて、
当該戻状回復等を行ふべき旨及びその期限までに当該戻状回復等
を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した

者が該原状回復を行う旨をあらかじめ公称しなければならぬ。

4. 前項の規定により原状回復等を行うとする者は、その身分は、平証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提出し、しなげればならない。

(生業緑地の買収への中出)

第十條 生業緑地、生業緑地のうち土地法面整理法第九十八條第一項、大都市地域における住居地等の供出の促進に関する特別措置法第三十三條において準用する場合を含む。）の規定により買収された土地、この指定された土地にありては、該土地に附する従前の土地地、この取扱段段以下同。）の所有は、該生業緑地地保を

生産緑地地区に関する都市

定による告示の日から起算して、第一種生産緑地地区に係る場合にあつては十年、第二種生産緑地地区に係る場合にあつては五年を経過したとき、又は当該告示後に当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不

可能にせざる故障として建設省令で定めしものを有するに至つたときは、市町村長に対し、建設省令で定める様式の書面をもつて、当該生産地を時で買取らるべき旨を申し出ることを要する。この場合において、当該生産地が他人の権利の目的となつてゐるときは、第十二条第二項又は第二項の規定による買取を旨の通知書が発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

(主権を基とする買戻り)

第十二條 市町村は、前条の規定による申出があつたときは、次の規定による買取りの相手方が定められた場合を除き、特別の事情がない限り、前条生産林地を申請で買取り取りとする。

二 市町村は、前条の規定による申出があつたときは、当該生産林地の買取りを希望する地方公共団体等のうちから当該生産林地の買取りの相手方を定めることができる。この場合において、そ

きは、公園、緑地その他の

（生薬仕入の買取りの通知等）

第十三条 市町村長は、前条第二項の規定により買取りの相手方が

定められた場合を除き、第十条の規定によつて申出があつた日から起算して、月以内に、自営生産緑地を時限買取りする旨又は買取りをしない旨を賣渡で自営生産緑地の所有者に通知しなければならぬ。

3 前二項の規定により買収する旨の通知がされた場合における当該生産者所有の土地については、買収する旨の通知をした者と生産者所有の土地の所有者とが協議して定める。

第六條第六項の規定は、前項の場合について準用する。
 (第一種生産緑地地区に係る生産緑地の取得のあつせん)
 第十三条 市町村は、第一種生産緑地地区に係る生産緑地について、前条第一項の規定により買収しない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者が当該取得できるものとすることを要する。

(生産緑地法内における行為の制限の解除)
第十四条 第一項の規定による申出があつた場合において、その申出の日から起算して、第一種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては三月以内、第二種生産緑地地区に係る生産緑地にあつては一月以内に、当該生産緑地の所有権の移転（相続その他の一般承継による移転を除く）が行われなければならないときは、当該生産緑地については、第七条から第九条までの規定は、適用しない。
(生産緑地の買取り希望の申出)
第十五条 生産緑地の所有者は、第十三条の規定による申出があつた場合であつても、政令等により農林漁業に従事することが困難である等の事情があるときは、市町村長に対し、建設省各で定めるところにより、当該生産緑地の買取りを申し出ることができる。

2 市町村長は、前項の規定による申出があつた場合において、当該生産緑地の買取りを自ら買取ることも又は地方公共団体等若しくは当該生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者が取得できるようなつせんすることに努めなければならない。
(買取りた生産緑地の管理)
第十六条 第一項第一号は、第十三条の規定により、又は第十三条第二項の規定により生産緑地を買取りた市町村長又は地方公共団体は、当該生産緑地をその法律の目的に従つて適切に管理しなければならない。

（通達）
○生産緑地法の施行について
昭和四十九年九月四日
建設省都市局長
建設省都市局長

○生産緑地法の施行について

昭和四十九年九月四日
建設省都市局長
建設省都市局長

生産緑地法は、昭和四十九年六月一日法律第六八号をもつて公布され、その後同法施行令（昭和四十九年政令第二八五号）及び同法施行規則（昭和四十九年建設省令第一一五号）の附属法令とともに、昭和四十九年八月三十一日より施行された。本法は、市街化区域内の一定の要件に該当する農地等について、その公害、災害の防止効果、存在効用等のいわれる環境機能及び多目的な公共施設等の予定地としての機能（多目的保留地機能）に着目して、その計画的な保全を図りつつ良好な生活環境の確保を図るとともに、市街化区域の計画的かつ段階的な整備を図つていくことを目的とするものである。

よつて、その運用にあつては、特に下記の事項に留意して、積極的に本法の目的達成に努められるとともに、この旨を貫き下関係市町村長に周知徹底方取り計らわれたい、命

により通達する。

記

1 生産緑地地区制度の基本的考え方について

(1) 生産緑地保全の意義について

生産緑地制度は、都市化の進展に伴い市街化区域内において環境機能及び多目的保留地機能のすくなくとも、都市公園等の公共空地の整備及び緑地保全地区等による民有緑地の保全の両面から積極的に対処するよう指導して、その多目的保留地が、生産緑地地区は、その多目的保留地としての機能を有する等の特殊性にかんがみ、都市計画における総合的な緑地体系としての機能を果たすものとして、これらの都市公園等及び緑地保全地区等を補完するものとしての基本的な位置づけの下に、既成市街地周辺部における貴重な緑地空間として意識づけられるものであること。

(2) 都市計画における総合的な緑地体系と生産緑地地区について

都市における緑とオープンスペースの整備及び保全については、都市計画における総合的な緑地体系の下に、都市公園等の公共空地の整備及び緑地保全地区等による民有緑地の保全の両面から積極的に対処するよう指導して、その多目的保留地が、生産緑地地区は、その多目的保留地としての機能を有する等の特殊性にかんがみ、都市計画における総合的な緑地体系としての機能を果たすものとして、これらの都市公園等及び緑地保全地区等を補完するものとしての基本的な位置づけの下に、既成市街地周辺部における貴重な緑地空間として意識づけられるものであること。

(3) 農地保全奨励策と本制度との関係

一部の地方公共団体においては、条例等により、市街化区域内の一定の農地に對し、一定期間の農業経営の継続を義務づける等の条件を附したうえで固定資産税及び都市計画税の全部又は一部に相当する額の補助金を交付しているが、このような農地保全奨励策のうちその内容が本制度と異なるものを除き、一定の経過期間の後には、本制度への一本化が図られるべきものであること。

(4) 生産緑地地区に関する都市計画の決定について

生産緑地地区の指定については、市街化区域の基本的性格にかんがみ、当該地域及びその周辺の地域における主要な都市施設の整備に支障を及ぼさないようにするとともに、合理的な土地利用に支障を及ぼさないように配慮するものとし、具体的な指定基準の適用については、次のこと。なお、生産緑地地区に関する都市計画の決定は、既存の市街化区域を拡大する理由とはならないものであること。

(5) 公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものとは、公共施設等の敷地とすることができ、公共施設等に広く意味するものであり、公共施設等の予定地としてあらかじめ保全する必要がある土地のみに限定する趣旨ではないこと。

(6) 「水年性植物」とは、相当の長期にわたつて植物体が枯死せず存続するものであり、具体的には、果樹、茶、桑、園芸樹木等をいうものであること。

(7) また、他の土地利用との調整を図るため、次に掲げる土地の区域については原則として生産緑地地区に指定しないこと。

(8) 森林法（昭和二十六年法律第二四九号）第二十五条第一項の規定により指定された保安林、同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区、同法第二十九条に規定する保安林予定森林及び保安林整備臨時措置法（昭和二十九年法律第四四号）第二条第一項に規定する保安林整備計画において保安林の指定が計画されている森林

(9) 飲用法（昭和二十五年法律第二八九号）第六十三条（同法第八七条において準用する場合を含む）に基づいて施業案の届出をし、又は認可を受ける等飲業開発計画が具体化し、それに基づき地表における土地の形質の変更等が行われることが確実な区域

(10) 砂利採取法（昭和四十四年法律第七四号）第六十二条又は採石法（昭和二十五年法律第二九一号）第三十三条に基づいて認可を受けた採取計画に係る区域

(11) 臨時石炭敷復旧法（昭和二十七年法律第二九五号）による復旧工事の施行が予定されている区域

(12) 文化財保護法（昭和二十五年法律第一一四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財の所在する土地又は同法第六九条第一項若しくは同法第七〇条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定若しくは仮指定された土地

(13) 生産緑地地区の都市計画決定にあつては、地域の実情を勘案し指定及び承認が適正に行われるようにするため、都市計画地方審議会に農業者の代表を新たに加えるとともに、市町村都市計画審議会に生産緑地部会を設置するよう指導すること。

(14) なお、市町村の都市計画審議会については、「都市計画法の施行について」（建設省都市局長通達、昭和四十四年六月一日）建設省都市局長第三三三の記四（二）等により、かねてからその設置を指導するよう通達していることである。

(15) 生産緑地地区の都市計画の案について農地等の所有者等の関係権利者の同意を要することとしたのは、生産緑地地区においては相当期間にわたつて農林漁業等の継続が期待されており、その主観的條件を担保する必要があることによるものである。この点、農地により同意を得るものとする。なお、第二種生産緑地地区に関する都市計画の期間を延長する場合の都市計画の変更については、法的には同意を要することとされていないが、運用にあつては、関係権利者の合意を得るよう努めること。

(16) 生産緑地地区内の農地等の全部又は一部が公共施設等の敷地の用に供された場合には、当該部分を生産緑地地区から除外するための都市計画の変更を行うこと。なお、残存する農地等は、原則として生産緑地地区として存続するものである。残存する部分については都市計画の変更を行うのは、他の都市計画上の要請に基づき必要があるときは、残存する農地等のみでは生産緑地地区としての要件を欠くに至るときに限定されるものであること。

- (6) 第一種生産緑地地区については、五年経過後、農業者が自主的、計画的に行う農住構想の実現が確実な場合には、すみやかに所要の都市計画変更を行うよう配慮する旨を指導すること。
- (7) 関係部局等との調整
- ① 生産緑地地区に関する都市計画を定めようとするときは、市町村の都市計画担当部局は、あらかじめ、農林漁業担当部局、環境保全担当部局、商工担当部局及び教育委員会と緊密な連絡調整を行うとともに、港湾隣接地域及び臨海地区並びにこれらの周辺地域において生産緑地地区を定めようとするときは、市町村長は、あらかじめ、港湾管理者に協議するよう指導すること。
- ② 生産緑地地区に関する都市計画の承認をするにあたっては、都道府県の都市計画担当部局は、あらかじめ、農林漁業担当部局、環境保全担当部局及び商工担当部局と緊密な連絡調整を行うとともに、都道府県知事は、あらかじめ、陸運局長に通知すること。
- (8) その他
- ① 空港周辺地区においては、農地等が航空機騒音による障害の防止と周囲の環境の保全に寄与することにかんがみ、生産緑地地区制度の活用を図るよう市町村長を指導すること。
- ② 農業者団体のあつせんにより行つた第一種生産緑地地区内の農地の交換分合による土地の取得に対して課せられる不動産取得税の課税標準の算定については、交換分合によつて失つた土地の固定資産税課税台帳に登録された価格に相当する額が価格から控除されることとされているものであること（当該取得が昭和五一年三月三十一日までに行われたものに限る）。
- 3 生産緑地地区における行為の規制について
- 生産緑地地区は、環境機能と多目的保留地機能とを併せ有する市街化区域内の農地等について指定されるものであり、生産緑地は、公共施設等の敷地に供される場合を除き、農地等として保全することが義務づけられる地域であるので、当該地域における行為の規制については、農林漁業を営むために必要な一定の行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められるもの限り、許可をすることができるとされており、その認定については、次によること。

- ① 「生活環境の悪化をもたらすおそれがない」とは、悪臭等の発生源となるおそれがないことをいうものでありその発生するおそれがある施設であつても防止のための必要な措置がとられているものであれば生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認められるものであること。
- ② 「生産又は集荷の用に供する施設」とは、ビニールハウス、温室、畜舎、育苗施設、搾乳施設等農林漁業の生産の用に供される施設又は集乳施設、集果施設等農林漁業による生産物を集荷する施設をいうものであること。
- ③ 「生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設」とは、サイロ、稲藁貯蔵施設、農機具等の収納施設等の農林漁業の生産のための資材の貯蔵又は保管の用に供する施設をいうものであること。
- ④ 「処理又は貯蔵に必要な共同利用施設」とは、選果場ライスセンター（米穀乾燥場）等農林漁業による生産物の処理又は貯蔵のため共同で利用される施設をいうものであること。
- 4 生産緑地の買取りについて
- (1) 生産緑地法（以下「法」という。）第10条の生産緑地の買取りの申出について
- 生産緑地地区に関する都市計画は、生産緑地の所有者等の同意を得て定められるものであるが、同意の段階において一般的に予断可能な期間を経過した場合又は明らかに不利益変更があつた場合には、その後の農林漁業の継続が困難になることが一般的に予想され、しかも生産緑地地区における行為制限のため、市場における譲渡性に欠けることにかんがみ、生産緑地の所有者が市町村長に対し、時価で当該生産緑地を買い取るべき旨を申し出ることができるとして権利救済を図つたものである。この趣旨にかんが

- み、法第10条の買取りの申出があつた場合には、次によること。
- ① 「農林漁業の主たる従事者」とは、その者が従事できないようなため、当該生産緑地における農林漁業経営が客観的に不可能となるような場合における当該者をいうものであり、世帯主に限定されるものではないこと。
- ② 「農林漁業に従事すること」を不可能にさせる故障」の認定にあつては、生産緑地法施行規則（昭和四九年建設省令第11号）第二条各号に掲げる障害について医師の診断書を添附させる等農林漁業の継続が事実上不可能となるという観点から、適正に判断すること。
- (2) 法第十五条の生産緑地の買取り希望の申出について
- 法第10条の買取り申出ができない場合であつても、疾病等により農林漁業に従事することが困難である等の特別の事情があるときは、買取り希望を申し出ることができるとし、権利者の一層の保護を図るとともに、公有地の拡大の推進にも資することとしたものであり、この趣旨に即し、個々の事例に応じて適切に処理すること。
- (3) 生産緑地の買取り等
- 公共施設等を設置しようとする者が生産緑地地区内の土地を公共施設等の用に供するため、当該生産緑地の取得を地方公共団体等に申し出た場合には、支障がない限り、その申出を受け入れること。
- なお、生産緑地地区内の土地が、法第一一条第一項、第二二条第二項又は第一五条第二項の規定に基づき、地方公共団体に買い取られる場合には、譲渡所得の課税についてその譲渡益から五〇〇万円の特別控除が認められているものであること。

三三三二 土地利用開発法

三三三二 (一) 国土利用計画法

国土利用計画法 昭四九・六・二五 法九・二

(目的)

第一条 この法律は、国土利用計画の策定に關し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に關する措置その他の土地利用を調整するための措置を講ずることにより、総合かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民の生活に關する限り必要な用途とともに、生活及び生産を適する諸活動の促進の基礎となることにかんがみ、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均質なる発展を図ることを基本理念として行ふものとする。

(土地利用基本計画)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めようとする。

第四条 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地帯を定めるものとする。

- 一 都市地帯
- 二 農用地地帯
- 三 森林地帯
- 四 自然公園地地帯
- 五 自然保全地地帯

第五条 土地利用基本計画は、前項各号に掲げる地帯のほか、土地利用の調整に關する事項について定めるものとする。

第六条 第二項第一号の都市地帯は、一体的都市として総合的に開発し、整備し、及び保全を必要とする地帯とする。

第七条 第二項第二号の農用地地帯は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地帯とする。

第八条 第二項第三号の森林地帯は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する防風・防砂の機能の増進を図る必要がある地帯とする。

第九条 第二項第四号の自然公園地地帯は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。

第十条 第二項第五号の自然保全地地帯は、自然を自然環境を形成している地帯で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。

第十一条 土地利用基本計画は、全国計画（都道府県計画を定められたい）と、全国計画及び都道府県計画を基本とするものとする。

第十二条 都道府県知事は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ

- 10 都道府県知事は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ
- 9 国土利用基本計画は、全国計画（都道府県計画を定められたい）と、全国計画及び都道府県計画を基本とするものとする。
- 8 第二項第五号の自然保全地地帯は、自然を自然環境を形成している地帯で、その自然環境の保全を図る必要があるものとする。
- 7 第二項第四号の自然公園地地帯は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるものとする。
- 6 第二項第三号の森林地帯は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する防風・防砂の機能の増進を図る必要がある地帯とする。
- 5 第二項第二号の農用地地帯は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地帯とする。
- 4 第二項第一号の都市地帯は、一体的都市として総合的に開発し、整備し、及び保全を必要とする地帯とする。
- 3 土地利用基本計画は、政令で定めるところにより、次の地帯を定めるものとする。
- 2 農用地地帯
- 1 都市地帯

七、国土利用計画地方協議会及び市町村長の意見を聴くこととし、内閣総務大臣の承認を受けなければならない。
八、都道府県知事は、前項の規定により市町村長の意見を聴くが、市町村長の意見が国土利用基本計画に十分に反映されよう必要な措置を講ずるものとする。
九、内閣総務大臣は、前項の承認をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
十、都道府県知事は、国土利用基本計画を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
十一、前項から前項までの規定は、土地利用基本計画の案（政令で定めるものを除く）について準用する。
十二、土地利用の規制に関する措置等
第十三条 土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係地方公共団体の長は、この法律に定めるものを除くが、別に法律で定めるところにより、公害の防止、自然環境及び農地の保全、歴史的風土の保存、治水、治水等に配慮しつつ、土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

三三三二 (一) 国土総合開発法

● 国土総合開発法

昭和三五・五・二六
法律第二二五号

(一) この法律の目的

第一条 この法律は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資することを目的とする。

(二) 国土総合開発計画

第二条 この法律において「国土総合開発計画」とは、国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画で、左に掲げる事項に関するものをいう。
一 土地、水その他の天然資源の利用に関する事項
二 水害、風害その他の災害の防除に関する事項
三 都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項
四 産業の適正な立地に関する事項
五 電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項
前項の国土総合開発計画（以下「総合開発計画」という。）は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画

画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とす。

第三条 全国総合開発計画とは、国が全国の区域について作成する総合開発計画をいう。

第四条 都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。

第五条 地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によって作成する総合開発計画をいう。

第六条 特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣総務大臣の指定する区域（以下「特定地域」という。）について作成する総合開発計画をいう。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（全国総合開発計画）
第七条 内閣総務大臣は、関係各行政機関の長の意見を聞き、国土総合開発審議会の調査審議を経て、政令の定めるところにより、全国の区域について、全国総合開発計画を作成するものとする。

（都府県総合開発計画）
第八条 都府県は、その区域について、都府県総合開発計画を作成することができる。

（地方総合開発計画）
第九条 都府県は、二以上の都府県の区域にわたる場合において、これを都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画の基本とするものとする。

（特定地域総合開発計画）
第十条 内閣総務大臣は、第一項の規定により作成した全国総合開発計画の要旨を公表するものとする。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十一条 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があるとして要請した場合においては、内閣総務大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に關し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十二条 国土総合開発審議会の意見を聞いて、内閣総務大臣は、地方総合開発計画区域の指定について、助言することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十三条 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があるとして要請した場合においては、内閣総務大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に關し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十四条 国土総合開発審議会の意見を聞いて、内閣総務大臣は、地方総合開発計画区域の指定について、助言することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十五条 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があるとして要請した場合においては、内閣総務大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に關し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十六条 国土総合開発審議会の意見を聞いて、内閣総務大臣は、地方総合開発計画区域の指定について、助言することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十七条 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があるとして要請した場合においては、内閣総務大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に關し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十八条 国土総合開発審議会の意見を聞いて、内閣総務大臣は、地方総合開発計画区域の指定について、助言することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

（特定地域総合開発計画）
第十九条 資源の開発が充分に行われて居ない地域、特に災害の防除を必要とする地域又は都市及びこれに隣接する地域で特別の建設若しくは整備を必要とするもの等について、国土庁長官及び建設大臣がその協議によつて特に必要があるとして要請した場合においては、内閣総務大臣は、国土総合開発審議会に諮問し、その報告に基づいて、当該地域を特定地域として、その資源の開発、災害の防除又は建設若しくは整備等に關し目標となるべき事項（以下「開発目標」という。）を指示して、指定することができる。

（昭和三七・二・一改正）
（第七法二二七・二改正）

● 国土総合開発法施行令

昭和四〇・二・二
政令第三一五号

(全国総合開発計画)

第一条 国土総合開発法（以下「法」という。）第七條第一項の全国総合開発計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 基本方針
二 目標
三 前号の目標を達成するために必要な事業の計画の概要

（特定地域総合開発計画）
第二条 法第十條の二第一項の規定による特定地域総合開発計画の決定にあつては、当該特定地域総合開発計画は、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該特定地域総合開発計画の基本方針
二 当該特定地域総合開発計画の概要
三 当該特定地域総合開発計画における法第十條の二第一項に規定する事業の計画

（地方総合開発計画）
第三条 地方総合開発計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業の名称
二 事業の目的
三 事業の施行地又は当該事業による受益地
四 事業の概要
五 事業の費用の概算
六 その他これらに関連して必要な事項

三三三二 (三) 都市計画法

● 都市計画法

昭和四三・六・一五
法一〇〇

(目的)

第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制度、都市計画事業その他の都市計画に關し必要な事項を定め、これにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、つて国土

二、その利用に定まる用途以外での建築物又は市町村の区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定建築物の建築若しくは建設に用ひ供する目的で行ふ開発行為。

五、鉄道駅舎、駅又は中継事業所等と一体となつて助成する中小企業等の共同化は工場、店舗等の集積化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定建築物の建築又は建設の用に供する目的で行ふ開発行為。

二 地方裁法（大正八法律第五十二号）の第一項は第二項の規定より同法第四條及び地方自治はその支拂及受取に同法第四條第三項に規定する通道で、校の需要に応じ販賣品を運送するもの用に供する地處

三 軌道法（大正十三年法律第七十六号）第一條第一項の規定より同法が用いられる處及び同法第四條第一條の規定により同法が用いられる無償事業の用に供する地處

四 民法（昭和二十二年法律第二十号）の規定によらずに其民法（昭和二十年法律第二十号）の規定によるものとす。

の用に供するもの

二十二 駐場法昭和三十一年法律第百六号にいう陸外駐場場

二十三 駐場法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條

第一項の規定により農林省大臣が指定した保安林

二十四 日本電信電話公法にいう国際電信電話株式会社が公衆用の用に供する施設

2 法第九十五条第一項の号に規定する政令で定める施設は、国

際電信電話株式会社、日本電信電話株式会社、日本電信電話株式

三三三二 (七) 都市公
園法

六、市街地における事業と密接な関係にある事業の用に供するものたる建築物又は土地に於ける事業と密接な関係にある事業の用に供するものたる建築物又は一棟特定建築物で、この等の事業活動の効率化を図るため市街地の建設区域内にて供し、又は建てるべきものとが各要となるものの建設又は建設の用に供する目的で行う開発行為。

七、政令で定める建築物の建設又は修理に係る建築物又は第一種特定建築物で、市街地における事業として供し、又は建設されることとが適当なものとし、政令で定められるものの建設又は建設の用に供する目的で行う開発行為。

置する飛行場及び航空基地は公共の用に供するものとする。

五 消防法（昭和二十七年法律第七十号）にいう消防地役権は、消防法を除去して消防法第七十條は、地方公共団体は、が設置するもの及び消防法（昭和二十五年法律第七十七）にいう消防地役権を公共のものとする。て同 地方公共団体又は本庁並に同法が設置するが設置する。

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十二号）第三章に規定する学校、同法第八十一条の二に規定する特別学校及び同法第八十三條第一項に規定する各種学校。

3 康保聯合會連合會、法律に基き組織され其共同組合もしくは共同組合連合會又は協会の（昭和十三年法律第三十三号）組合の規定により厚生大臣の定めが設けたる病院、診療所、助産所及び始末所を設け法（昭和十四年法律第七十号）第二十条衆議院に掲げるの要の給付、病院又は診療所（収容を除く、）をするに必要と施設とする。

3 法第十五条第三項第三号に規定する政令で定める場合は、土の性質に拘はるものとす。

（昭和十五年法律第二十四号）第三十八条

目次（略）
第一章 総則
第一條 この法律は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、して公共の福祉の増進に資することを目的とする。

九、市街面調整區に關する都府市國が決定し、又は當該都府市國の指定したる區域に擴張され、又既に自己の利用に供する爲めに供する建築物を建築し、又は已に自己の利用に供する第一種特定建築物を建築する目的で主たる土地の利用用途とする所有地及び権利を有してゐた者、當該都府市國の決定したる期限の日から起算し十二月以内に建設省の定める事項

七、其の四、昭和二十二年法律第二百三十七号（第二十一条の規定により設置された公庫）
八、同法附則（昭和二十二年法律第二百三十八号）にいう資産及び負債
九、特種税法（昭和二十六年法律第二百六十五号）にいう特種税
十、同法第二十条に規定する特種税に相当する地方税及び国庫
引当金に規定する特種税
十一、市町村法（昭和四十六年法律第三十三号）にいう中核先
市場及び地方公共団体の設置する市場

[illegible]

第二條 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地に、その所有者が、地方公共団体又は国が許し公園又は地に設ける公園施設を営むものとする。

一 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）の第六十條に規定する都市計画公園をいう。次項において同じ。

二 ある公園又は緑地地方公共団体が設置する及び地方公共団体が所有する公園施設を、都市計画区域内において設置する公園とみなす。

郡道有知事が提出したもの、当該目的に従つて、当該地
に關する権利の行使として行ふ開闢行為は、政令で定められ開
内に於けるものに限る。

十、動植物に害を及ぼすものほか、次のいずれかに該当する開闢
行為は、開闢有知事があらかじめ開闢審査会の環境上などの
イ、開闢区域外の面積（開闢区域市街化促進法の内外）となつ

とある。その全体面積が政令で定める面積を下らない
開闢行為で、市街化区域内にある市街地の状況において当該
該地に係る開闢区域内において行なうことが、当該市街地

十二 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十一年法律第四十八号）
 十三 地方公共団体が設置する公衆便所、この処理、処置及びし尿の清掃に関する法律（昭和二十一年法律第四十九号）
 十四 都市計画において定められた防火施設及び市町村が設置する消防施設に関する法律（昭和二十二年法律第三十号）
 十五 消防法（昭和二十二年法律第三十号）

又、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に
よる法人が（昭和二十五年法律第八十八号）第三十四條の規定に
よる法人が（昭和二十五年法律第八十八号）第三十四條の規定に

四、前各号に掲げる施設のうち、社会福祉事業法（昭和二十五年
法律第四十五号）にいう公営社会事業の施設で、国、地方公共団
体又は社会福祉委員会が設置するもの

五、同、地方公共団体又は厚生省緊急災害対策法（昭和十五年法律第
二百三十三号）第二項規定による更生保護会が同法の規定によ
り行う更生保護事業のために供する施設

法第九十五条第一項第四に規定する政令で定める施設は、昭

二 次に掲げる公園又は緑地は、国が設置するもの。
イ一の都府県の区域を越える広域の緑地をその設置する都府県土地として、公園又は緑地とするものを除く。
ロ 国家的記念堂等として、又は我國固有の優れた文化的資産の保存及び利用を図るための間接的決定を経て設置する都府県設置である公園又は緑地

区域における計画的な市町村化を図るうえで支障がないと認められるもの

ロ 開発区域の周辺における市町村化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市町村化区域内において行なうことが困難又は費用が不適当であると認められるもの

土地区画整理法施行令

規定による消防管理団体が設置する水栓に必要な機械、器具及び
備品を供給する施設。

十六、**防火法**第三十一年法律第二十九号「一九四〇年消防設備及び
防火用具の規格に関する法律」。

十七、**水道法**第三十一年法律第七十三号「一九四〇年水道事業
及水道用供給事業等に関する法律」上による水道事業
相対三十二年法律第八十四号「による上用水水道費の用件に係す
上用水用水規程」水道法 昭和三十三年法律第七十九号「に
よる下水道」

第九十五條 第一項第廿五條に規定する政令で定める施設は、
 一 工場、倉庫、研究所、試験所、観測所、林業施設、保健施設、
 二 遊樂場、遊藝場、少年院、少年感化院、少年労働院、
 三 少年刑務所、留置場、通所施設、気象観測所、水陸運輸施設、
 四 診療所、常設、演習場、計量場、飛機場、體育場、美術館、物品
 陳列所、公會堂、劇場、音楽堂、釣園、植物園及び職務上必要
 のを要するものとする。

物以下に之れを、他の工作物とし、之が利用に効用を奏する場合には、當該都市公團の公園管理官は他の工作物の管理官では、當該都市公園及び他の工作物の管理官には、第二条の三の規定にかたし、協議して別々の管理の方法を定めることとする。ただし、他の工作物の管理に私人である場合は、當該都市公團については、都市公園に関する主権及び維持管理の責任を行なふことができない。

前項の規定によつて協議が成立した場合には、當該都市公園の公園管理官は、協議した内容の公示をされねばならぬ。

○土地区画整理法施行令

[illegible]

水、陸にそれぞれ設置する地籍法（公共地籍法）を、
 第一、軌跡測量法（昭和二十四年法律第十九号）に、軌跡測量
 法及び地籍法（昭和二十五年法律第五十五号）の二、地籍法
 は、本法の規定により、地籍法がより土地拒否の場合において
 地籍法に準ずる船舶測量に際する測量法
 第三、地籍法（昭和二十五年法律第五十五号）第四条第一項に
 規定する測量事業若その水の利用供する測量測量地籍法
 第一、地籍測量法（昭和二十五年法律第五十五号）に、第一
 項の測量事業若その水の利用供する測量測量地籍法

のある宅地は、一次の倉に埋揚るものとす。
一 建築物その他の工作物で、構造上転転若しくは除却の要なく
固固なもの又は学術上若しくは芸術上若しくは除却の適當
でないもの存する宅地
二 学術上又は宗教上特別の価値ある宅地

(都市公園の占用の町町)

第六條 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設け、都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。

二 前項の許可を受けようとする者は、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他公共団体の設置に係る都市公園に於ける事項並びにその設置による都市公園に於ける影響を定める事項を記載した申請書に公園

(排水施設)
第三十六條 道路には、排水のための必要がある場合には、同
項、出渠、排水溝その他の排水施設を設けるものとする。

(防雪施設)
第三十七條 道路は、積雪又は凍結により交通に支障を及ぼすお
それがある場合には、防雪、融雪、融雪その他の防雪施設を設けるものとする。

第三十八條 道路は、積雪又は凍結により交通に支障を及ぼすお
それがある場合には、防雪、融雪、融雪その他の防雪施設を設けるものとする。

○道路構造令施行規則

昭四六・三・三
建設令 七

道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号)第二
条第十七号、第五項第一号、第三十一号、第三十三号
第一項及び第三十五号第三項の規定に基づき、道路構
造令施行規則を次のように定める。

(防雪施設)

第四條 令第三十三号第一項の建設令で定める防雪施設は、次の各号
に掲げられるものとする。

- 一 一次より防雪施設
- 二 二次防雪施設

○道路法

昭二七・六・一〇
法 一八・〇

第三節 道路の許可

第三十二條 道路は、左の各号の一に掲げる工事、物件又は施設を
設け、維持し、道路を使用しようとする場合には、道路管
理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、電線溝、郵便物置、公衆電話所、広告塔その他これらに類するもの
- 二 水溝、下水溝、ガス管その他これらに類する物件
- 三 歩道、踏道その他これらに類する施設
- 四 地下街、地下道、通路その他これらに類する施設
- 五 六 商店、商店街その他これらに類する施設
- 七 船舶に接するものを除く、道路の構造又は交通に支障を及ぼすもの

及ぼすものがある工事、物件又は施設で政令で定めるもの
2 前項の許可を受けようとする者は、左の号に掲げる事項を記
載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

一 道路の用途(道路に前項の許可の一に掲げる工事、物件又は
施設を設け、維持し、道路を使用しようとするもの、以下同じ)の
目的

二 道路の用途の期間

三 道路の用途の場所

四 工事、物件又は施設の構造

五 工事の時期

六 工事の場所

七 道路の構造方法

八 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路利用者」とい
う)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合において
は、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすものないと思
わられるときは、道路管理者にその旨を通知するものとする。

九 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十一 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十二 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十三 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十四 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十五 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十六 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十七 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十八 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

十九 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十一 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十二 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十三 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十四 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

二十五 第一項の規定による許可を受けた者は、道路管理者の許可を受け
なければならぬ。

三三二(九) 農業振 興地域の整備に関する 法律

法律

○農業振興地域の整備に関する 法律

昭四四・七・一
法 五・八

第一章 総則

第一條 この法律は、自給的経済的発展の基盤を形成して総合的
に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、
その地域の整備に必要となる施設、設備の整備に関する事項を
定めることにより、農業の振興を図ることを目的とする。

第二條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第三條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第四條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第五條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第六條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第七條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第八條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第九條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第十條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第十一條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第十二條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

第十三條 この法律は、農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定めることにより、農業の振興を図ることを目的と
する。

四 耕作又は農業の振興のために必要と認められる農用地(前号の施設
を除く)で農林水産省で定められたものとして指定される土地
(農業振興地域の整備基本方針の作成)
第四條 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府
県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備に関する
事項を定める基本方針を作成するものとする。

五 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第五條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

六 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第六條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

七 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第七條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

八 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第八條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

九 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第九條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十一 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十一條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十二 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十二條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十三 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十三條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十四 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十四條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十五 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十五條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十六 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十六條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十七 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十七條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十八 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十八條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

十九 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第十九條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

二十 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第二十條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

二十一 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第二十一條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

二十二 農業振興地域の指定の基準に関する事項
第二十二條 農業振興地域の指定の基準は、政令で定めるところにより、
当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域の整備
に関する事項を定める基本方針に基づき、次の各号に掲げる事項を
定めるものとする。

工業開発および交通網の整備の進展に伴つて、農地の無秩序な開発、土地利用度の低下、農業経営の粗放化などの事態が、都市周辺のみにならず、漸次農村地域にも波及して行く傾向がみられる。

政府は、従来から地域の発展に際して農業政策の推進に努めてきたところであるが、このような地域農業をめぐる情勢の変化に対処し、農政の基本目標である需要の動向に即応した農産物の安定的な供給および生産性の高い農業経営の育成を実現するためには、今後農業の振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効利用と農業の近代化のための措置を計画的に推進する必要がある。

このためには、各地域の実情に応じ、国土の合理的利用の観点から各種土地利用との調整に留意しつつ、土地の計画的利用、農業生産の基盤の整備および開発、農地保有の合理化、農業の近代化のための施設の整備等の各般にわたる、農業の健全な発展を図るための条件をそなえた農業地域を保全し、形成することを目的として、各地域における自主的かつ総合的な計画を樹立してその推進を図ることが肝要である。

以上が農業振興地域の整備に関する法律の制定の趣意である。

第二 農業振興地域整備基本方針

一 農業振興地域整備基本方針（以下「整備基本方針」という。）の内容とすべき事項は、法第四条第二項に掲げられているとおりであり、農業振興地域の指定および農業振興地域整備計画の策定に際してその基準ないし基本となるべき事項につきおおよそ一〇年を見通して定めるものとする。

二 整備基本方針を定めるに当たっては、法第四条第三項に掲げられた計画のほか、都道府県における総合的な開発計画、農業振興に関する諸計画、その他の計画との調和、調整に留意するとともに、農産物の需要の動向に即応した国民食糧の安定的な供給と生産性の高い農業の実現という国全体の農政のとりべき方向に沿つたものとなるようにしなければならない。

三 整備基本方針において定めるべき事項の内容は、それぞれ次のとおりとし、当該都道府県の自然の経済的社会的諸条件を考慮して要すれば当該都道府県の区域を区分して定めることができるものとする。

(イ) 農業振興地域の指定の基準に関する事項

ア 農業振興地域の指定に関する基本的考え方
この事項においては、都道府県における土地の自然的条件、土地利用の動向、人口および産業の将来の見通し等を勘案しつつ地域農業の健全な発展を図るために必要な農業用地を十分に確保することを旨として農業振興地域として指定すべき地域についての基本的な考え方を明らかにするものとする。

イ 農業振興地域の指定基準
農業振興地域の指定基準は、法第六条第二項に規定する要件の当該都道府県における具体的な適用について定めるものとするが、これとあわせて、農業振興地域の指定後都市計画法（昭和四三年法律第一〇〇号）の市街化区域その他農業振興地域に含めることが適当でない地域等を設定した場合は変更する必要がある場合における調整の方針についても定めるものとする。

(ロ) この事項においては、(イ)のイの農業振興地域の指定基準に照らし、農業振興地域として指定することを相当とする地域（以下「指定予定地域」という。）の位置および規模を明らかにしなければならない。この場合、その地域の位置は、通常は市町村の区域をもつて示し、市町村の区域の一部を指定予定地域とする場合はおおよそ市町村の区域程度の区域をもつて示すこととし、地域の規模は、その地域の面積をもつて示し、これに含まれる農用地の面積をもつて示すものとする。

ウ 農業上の土地利用の基本的方向
この事項においては、気象、地形、土壌等の自然的条件、水利条件、その他の地域の諸条件を勘案し、都道府県における今後の農業振興の方向に対応した農業上の土地利用の基本的方向を明らかにするものとする。

エ 農用地区域の設定基準
この事項においては、農用地区域に含めるべき土地の条件、農用地区域に含めないこととする土地の条件等を明らかにするものとする。

オ この場合、農用地区域の設定後において農用地区域内に道路、河川、鉄道、港湾、空港等の公用公共用施設を設置する必要がある場合における農用地利用計画との調整の方針をあわせて明らかにするものとする。

カ 農用地区域内の土地の農業上の用途区分の基準
この事項においては、第四の二の(イ)のウの(イ)に掲げる各用途ごとの備えるべき自然的条件、団地性等の基準を明らかにするものとする。

キ この事項においては、土地利用の高度化および水利利用の合理化のために実施する必要がある農用地等の利用条件の改善のための整備および農用地等の開発造成に関する構想を(イ)のウにより定められた基本的方向に即応して明らかにするものとする。

ク 農地保有の合理化に関する事項
この事項においては、今後における農業生産構造の変化、農地移動の動向等を勘案し、規模の大きく生産性の高い経営の育成をねらった農業経営の目標ならびにこれを實現するための農業経営の規模拡大および農地の集約化の基本的な方向を明らかにするものとする。

ケ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項
この事項においては、農業上の土地利用の基本的方向、農業生産の基盤の整備および開発に関する構想等との有機的な関連に配慮して、農業の近代化に必要な農業生産施設、流通加工施設等基本的施設の整備についての構想を明らかにするものとする。

コ 整備基本方針の変更
整備基本方針については、法第五条第一項に規定されているとおり、整備基本方針の作成の当時予想されなかつた経済事情の変化その他の情勢の推移、たとえば、農産物の需給事情の変化、農業技術の進歩による生産適地の拡大もしくは営農方式の経理的な改善または当該都道府県における工業化、都市化の予想外の進展等があつたため必要があるときは変更するものとする。

第三 農業振興地域の指定
一 農業振興地域は、農業の健全な発展および国土資源の合理的利用の見地から、今後相当長期（おおむね一〇年以上）にわたる総合的に農業の振興を図るべき地域とする。

二 農業振興地域は、具体的にみて農業の振興を図ることが相当と考えられる地域をいい、この中には、農用地区域となるべきもののほか、農業生産、農産物の集出荷等に必要施設、農家集落その他地域内農業者が主として利用すべき施設の用地はもとより、農業以外の用途に供すべき緑地ないしは小規模の土地の区域を含めてもさしつかえないものとする。

三 農業振興地域の指定は、整備基本方針に定められた指定予定地域につき同方針に定められた農業振興地域の指定基準に即して行なうものとする。

四 農業振興地域の指定は、市町村ごとにその区域の全部または一部についてするものとする。

ただし、その地域が次の要件のいずれかに該当する場合には、隣接した二以上の市町村の区域にわたるものであつても一の農業振興地域として指定することができるとする。

(イ) 面的な土地基盤整備の事業が一体的に実施されているか、または実施されることが適当であること。

(ロ) 農業生産、農産物の集出荷等に必要施設、管理運営等が一体的に行なわれているか、または行なわれることが適当であること。

五 農業振興地域の指定の要件は、法第六条第二項および第三項に規定されているが、これを適用するに当たっては次の事項に留意するものとする。

(イ) 法第六条第二項第一号について
ア 次に掲げる土地は、通常「農用地」として利用すべき土地」とすること。

(ロ) 集約的農用地
集約的農用地とは、団地規模がおおよそ三〇ヘクタール以上で、かつ、高性能な機械による営農が可能で、土地条件を備えているか、または整備して備え得るものをいう。な

お、河川、道路など線的な施設により土地が分断されている場合であつても、その相互間の往来に支障がなく、農作業上一体的なものと見て考へ得る場合は、一の団地として扱うことができるものとする。

(イ) 土地基盤整備事業の対象地とは、国または地方公共団体の直轄または補助による土地改良事業、開拓事業、草地改良事業、農業構造改善事業等による面的な土地基盤整備事業を完了した地区内の土地で現に当該事業に係る施設が良好に管理利用されているものおよび現にこれらの事業が実施されている土地をいう。

イ 「相当規模」とは、「おおむね二〇〇ヘクタール以上」とすること。

(ウ) なお、アの(イ)の団地規模の「おおむね二〇〇ヘクタール以上」およびイの相当規模の「おおむね二〇〇ヘクタール以上」については、地域の諸条件を考慮して努力的に取り扱うこと。

(エ) 法第六条第二項第二号について「その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件」については、農業就業人口の動向、農業者の経営意識、資本設備および技術の水準、農業者の組織的な活動の状況等を勘案するものとし、「農業経営の近代化」の見込みは、規模の拡大、農地の集約化、農作業の機械化、生産性の向上等について判断すること。

(オ) 法第六条第二項第三号について法第六条第三項に規定されているとおり、都市計画法第三十三条第一項の規定により農林大臣との協議がととのつて定められた市街化区域については農業振興地域の指定としてはならないが、このほか、次に掲げる区域内の土地は、その農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められないこと。

ア 都市計画法の用途地域もしくは臨港地区、港湾法(昭和二年法律第二二八号)の臨港地区、港湾区域もしくは港湾隣接地域、流通業務市街地の整備に関する法律(昭和四一年法律第一一

〇号)の流通業務地区、自然公園法(昭和三年法律第一六一号)の国立公園もしくは国定公園の特別保護地区、首都圏整備法(昭和三年法律第八三号)の首都圏の既成市街地、近畿圏整備法(昭和三年法律第一二九号)の近畿圏の既成市街地、また首都圏整備法もしくは近畿圏整備法が首都圏整備法もしくは近畿圏整備法の区域もしくは近畿圏整備法(区域)のうちのいわゆる市街化地域(首都圏整備委員会または近畿圏整備本部、農林省および建設省の三者が共同調査を行ない協議のうえ市街化すべき地域として定めた区域をいう)として定められた区域。

イ 都市的な既成の市街地(たとえば国勢調査結果に基づく人口集中地区)の区域および今後おおむね一〇年以内に市街化する見込みが確実と考えられるたとえ次に掲げる区域。

(イ) 道路、駐車場、官公庁舎、市場、学校等の都市施設の整備が一団として進みつつある土地の区域。

(ロ) 国または地方公共団体の具体的な計画において、空港、港湾、住宅団地、工場その他の都市施設の用地として決定された土地の区域。

ウ 規模の大きな森林の区域で林業または国土の保全のために利用すべきもの(開発して集団的な農用地等とするものが適当な土地が介在しているものを除く)。

農業者振興地域整備計画の性格等(以下「整備計画」という)には、農業振興地域の全部または一部がその区域内にある市町村が策定するもの(以下「市町村整備計画」という)と、広域の見地からこれを補充したものはこれに代替して都道府県が策定するもの(以下「広域整備計画」という)などがあるが、市町村整備計画の「農用地利用計画」というの部分を別とすれば、いずれもその性格はいわゆるマスタープランであり、これを實現するために必要な事業は、この整備計画に基づいてそれぞれ事業ごとに個別の計画が策定

され、事業が実施されるものである。

(ニ) 整備計画は、整備基本方針に適合するとともに、第二の二に掲げる計画と調和し、かつ、地域の農業者の意向が十分に反映されたものとなるよう配慮するものとする。

(イ) 整備計画は、法第八條第二項に規定された各事項が、その農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要なものとして互いに有機的な関連をもつた一体なものとなるようにするものとする。

(ロ) 整備計画は、おおむね一〇年を見通して策定するものとする。

市町村整備計画は、当該農業振興地域における農業振興の方向を明らかにし、これに即して策定するものとする。

農用地利用計画は、農業振興の基盤となるべき農用地の確保、農業基盤整備の計画の実施およびその効果の維持保全ならびに農業構造の改善の推進をはかるため、農業振興地域における農業上の土地利用の計画化をねらいとするものである。

農用地等(以下「農用地」という)は、農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等とは、法第三條各号に掲げる土地をいうが、当該各号に該当する土地は、それぞれ次のとおりとするものとする。

(イ) 法第三條第二号の土地は、主として木竹の生育に利用されるものであつて、従として耕作または畜畜のための採草または家畜の放牧に利用する土地をいう。

地をいい、畜舎、畜室、堆肥舎、サイロ、農産物の集出荷、加工または貯蔵のための施設、農機具等収納施設その他これらに類する農業用施設の用に供する土地は含まない。

農用地区域の設定(以下「農用地区域」という)は、今後おおむね一〇年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地につき設定するものとし、この設定に当たっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口および産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分きいて、得米のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地の確保に努めるものとする。

現況の農用地を農業以外の用途にあてるため農用地区域に含めないこととする場合には、その必要性、用地選定の任意性、周辺の農用地に対する影響の程度等を勘案しつつ集団的な農用地等をきき、協力、集団性、生産性の劣る農用地等をもつてこれにあてざるものとする。

なお、次の(イ)の土地は通常農用地区域に含めることが、(ロ)の土地は農用地区域に含めないことが適当と考えられる。

(イ) 農用地区域に含めることが相当な土地。

a 第三の五の(イ)の(ア)の(イ)の農用地(開発して集団的な農用地とするものが相当なものを含む)。

b 第三の五の(イ)の(ロ)の土地(農業振興事業の対象地)。

c aまたはbの土地と一体的に保全、整備または開発することが相当な土地。

d 当該農業振興地域における総合的な農業振興を図るために採草または放牧の用に供することが必要な林地であり、その用に供することが林業の経営に支障をきたすおそれがないもの。

e aからdまでの土地の保全または利用に必要な法第三條第三号の土地であつて、aからdまでの土地のいずれかに接しているものの農用地区域に含めないことが相当

な土地

- 次に掲げる地区等に含まれる土地であつて、その設定の趣旨と両立し得る農業を行ない得ないもの、自然公園法の国立公園または国定公園の特別保護地区以外の特別地域（特別保護地区については、第三の五の（イ）の参考）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四一年法律第一〇一号）または近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四二年法律第一〇三号）の近郊緑地特別保全地区、森林法（昭和二六年法律第二四九号）の保安林もしくは保安施設地区または同予定地区、保安林整備臨時措置法（昭和二九年法律第八四号）に基づく保安林整備計画に於て保安林の指定が計画されている土地の区域、河川法（昭和三九年法律第一六七号）の河川区域または河川予定地とされた土地、海岸法（昭和三二年法律第一〇一号）の海岸保全区域、地すべり等防止法（昭和三年法律第三〇号）の地すべり防止地区、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四年法律第五七号）の急傾斜地または崩壊危険区域、砂防法（明治三〇年法律第二九号）の砂防指定地、文化財保護法（昭和二年法律第二一四号）の史跡名勝天然記念物等工場地帯の調査等に関する法律（昭和四年法律第二四号）の調査対象地区内の用地で、農林省と通産省との間で協議を了して工場または事業場の立地に適当であるとされているもの、
- 都市計画その他国、地方公共団体等の具体的な計画において住宅地、工場、道路、鉄道その他各種施設の用地として決定されている土地、
- 農用地区域内の土地の用途区分について、農業生産基盤の保全、整備及び開発の見地から必要な用途区分を設定するものとしてされている（法第一〇条第三項）が、この区分の種類は、次のとおりとする。
- （イ）農地
- （ロ）採草放牧地
- （ハ）混交林地
- （ニ）用途区分の設定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- （イ）用途は、その土地の自然的条件のみならず、交通、市場等の立地条件、その他地域の経済的、社会的条件もあわせ考慮し、農業上の最適利用が図られるように定めること。この場合、自然的条件については、高度の技術、機械力の導入による生産性の高い土地利用を実現し得るよう、地形、土壌、水利等についてとくに配慮すること。
- （ロ）各種の用途の土地が交錯し、混在することを避け、効率的な土地基盤整備および農作業の行ない得る形状となるように定めること。
- （ハ）現況と異なる用途を定める場合は、（イ）の計画との関連についてとくに配慮すること。
- （ニ）農業生産基盤の整備開発計画
- 法第八条第二項第二号に定められた「農業生産の基盤の整備および開発に関する事項」に係る計画においては、次に掲げる事項を内容として定めるものとする。
- （イ）土地基盤の整備および開発の方向
- （ロ）事業の種類
- （ハ）事業の概要
- （ニ）受益地域の範囲
- （イ）この計画の策定に当たっては、次の事項に留意するものとする。
- （イ）この計画は、原則として農用地区域を対象とするものとし、（ロ）のウによる土地の農業上の用途区分に照応して定めること。
- （ロ）この計画は、農業生産基盤の整備開発に係る各種事業が有機的関連を保ち、その効果が総合的に発揮されるよう構成されていること。
- （ハ）この計画に基づき事業の実施が、技術的に可能であるばかりでなく、事業の経済的効果が十分に期待できること。
- （イ）この計画は、河川、道路等に関する国、地方公共団体等の計画と矛盾しないよう配慮すること。
- （ロ）農地の権利取得の円滑化計画
- 法第八条第二項第三号に定められた「農地保有の合理化のための農用地等および農用地等とすることが適当な土地に関する権利の取得の円滑化に関する事項」に係る計画は、次の事項を内容として定めるものとする。
- （イ）農地保有の合理化に関する誘導の方向
- （ロ）当該地域において育成すべき規模の大きく生産性の高い経営の目標ならびにこれを実現するための農業経営の規模拡大および農地の集団化の誘導方向
- （ハ）権利取得の円滑化に関する措置
- （ニ）農業委員会等が農地等の権利移動に関するあつせん活動等を行なうのに必要と調査および広報活動、あつせんの対象とすべき農地等、あつせんにより農地等取得を促進する者の範囲、市町村または農業協同組合が農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行なうこととする場合における当該事業を行なう者の名称および当該事業の実施地域の範囲等
- （イ）農業近代化施設の整備計画
- 法第八條第二項第四号に定められた「農業近代化のための施設の整備に関する事項」に係る計画においては、次に掲げる事項を内容として定めるものとする。
- （イ）農業近代化施設の整備の方向
- （ロ）施設の位置および規模
- （ハ）施設の位置および規模
- （ニ）施設の位置および規模
- （イ）この計画の策定にあつては、次の事項に留意するものとする。
- （イ）この計画は、主として当該農業振興地域における重点的な作目に係る農業生産および農産物の流通加工に関する共同利用施設とし、その受益者は、主として農用地区域内の農用地等を利用する農家とすること。
- （ロ）この計画は、たんに既存の営農、集出荷、加工組織を前提とした整備を図るにとどまらず、当該農業振興地域の農業振興の方向に対応した組織の整備を前提として施設の整備を図るよう定めること。
- （ハ）この計画は、この計画に係る施設が当該農業振興地域における重点的な作目の生産、集出荷または加工の合理化を図る観点から施設相互間で総合的かつ有機的な関連をもつよう定めること。
- （ニ）この計画の対象とする施設は、技術的に安定性が高く、当該農業振興地域において整備の緊要度が高いものであつて、既存の同種施設との調和調整が図られたものであること。
- 三 広域整備計画
- （イ）広域整備計画は、法第八條第二項第二号から第四号までに掲げる事項について受益の範囲が広域にわたるものその他広域の見地から定めることが相当であるものを定めることとなつては、これは市町村整備計画を補充し、またはこれに代替するものとして、これらの各号に掲げられた事項について、または各号の一に掲げられた事項の一部について定めることを認める趣旨であり、現実には各号の一に掲げられた事項の一部について定める場合が多いと考えられる。
- （ロ）この計画は、市町村整備計画および当該計画以外の広域整備計画との有機的関連が保たれ、全体として地域の総合的な整備を推進するものとなるよう配慮して定めるものとする。
- 四 農用地利用計画の決定手続
- 法第一一一条第三項または第四項の規定により農用地区域の設定について異議の申出または審査の申立てがあつた場合に、これを容認すべきかどうかは、それぞれ事例ごとに判断することとなるが、この場合、農用地利用計画の基準として法第一〇条第三項で規定されている「土地の農業上の利用を確保することが必要であるもの」かどうかの判断は、単にその土地のみに着目せず、その周辺の土地との土地利用上の関連（たとえば、その土地を農業上の利用に供しないことが周辺の農用地について効率的な土地基盤の保全整備を行ないあるいは農業機械を導入し、農作業の効率化を図るうえ

(一) 整備計画は、

(一) 整備計画は、今後の農業振興を図るための基本的計画となるべきものであるから、その変更については慎重を期する必要があることはいうまでもない。

しかしながら、計画策定の際に予想し得ない著しい事情の変更が生じた場合には、これに即応して整備計画について再検討し、遅滞なく所要の調整を行なわなければならない。

とくに、地域の開発の促進もしくは住民の福祉の増進のため必要な鉄道、道路、軌道、河川、空港、電気・ガスの工作物、上下水道、無線局、学校、公民館等の公用公共用施設の用地として養用地

区域内の土地を有する必要が生じた場合において当該施設の設置に関する計画が農用地利用計画を尊重したうえ決定されたものであるときは、農用地利用計画につき所要の変更を行なうものとする。

（監査局長）以上の説明は、農地を農地以外のもにすることを禁ずるものである。場合または採草放牧地を農地および採草放牧地以外のもにするためにするものである場合であつて、農地等の転用が農林大臣の許可を要するものであるとき、

たは令第五条の規定により計画変更が都道府県知事の認可を要しないものであるときは、当該計画変更については、農地等の転用許可権者と事前に十分調整するものとする。

(一) 土地利用に関する措置
土地利用に関する市町村長の勧告
農用地利用計画において指定された用途が計画策定時に供されていた用途と異なるものである場合には、法第四四条の

規定に基づく市町村長の勧告は、通常、土地条件の整備が行なわれた以後においてもなお計画に定められた用途に供されないとき、計画上の用途に供することができるようその土地および周辺の土地を含めて土地改良事業等による土地条件の

の整備が一体的に行なわれようとする際

(7) 農用地利用計画において指定された用途が計画策定時に供されていた用途と同様のものである場合には、市町村長は、同計画にしたがった土地の利用をしていないことにつきその農業従事者について、これに対する協力が得られないとき等にすることを要する。

疾病等正当な事由がある場合を除き積極的に土地利用の勧告を行なうものとする。

農地等の転用の制限
法第一七条の規定により農用地区域内にある農地等（法第一九条に規定する土地を除く）についての転用の許可に関する処分

るが、農用地区域外の農地等（法第一九条

に規定する土地を含む。についての転用の許可に関する処分については、農業振興地域の内外によりその取扱いを異にするものではない。

農地等についての権利の取得のあつせん
法第一八条の規定により農業委員会が農
用地区域内の農地等について権利の設定も
しくは移転のあつせんを行なうに当たつて

は整備計画に基づき農地保有の合理化に資することとなるようにしなければならぬとされており、また、このようなあつせんにしたがつて土地の譲渡がなされた場合に

は、法第二三条の規定により特許上の優遇措置がとられることにかんがみ、農業委員会は、市町村整備計画に即して農地等のあつたことに關する実施要領を定めるとともに、

の推進体制の整備を図ることがのぞまし
指導推進体制
都道府県における運営指導体制

都道府県知事は、都道府県知事の諮問に依じて整備基本方針の作成または変更、農業振興地域の指定または区域の変更もしくは指定の解除、市町村整備計画

の認可、広域整備計画の策定または変更、整備計画に基づく事業の推進等に關する重要事項について調査協議するため都道府県農業振興地域整備促進協議会

(以下「都道府県協議会」という。)を開
催するものとする。

7 都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県土地改良事業協団体連合会、都道府県農業協同組合連合会、都道府県農業共済組合連合会、都道府県森林組合連合会、都市計画地方審議会、都道府県市町村共済その他都道府

イ その他学識経験者有する者

る農業振興地域整備促進連絡会議を開催するほか、具体的事項につき関係部課が十分協議するため各部課の担当者等による恒常的な組織を設けるなど、本制度の

総合的運営指導体制を整備するものとする。

務所、病害虫防除所、家畜保険衛生所、農業関係試験研究機関等の活用を図り、本制度の推進について積極的な助言指導を行なわせるものとする。

市町村における推進体制
市町村長は、市町村整備計画の策定および変更ならびに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項を協議する。

め、農業委員会、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業団体等の役職員をもつて構成する市町村農業振興地政課長に委任する。

市町村長は、市町村整備計画の策定および変更ならびに整備計画に基づく事業

の実施に関する連絡調整に遺憾なきを期するため農業振興地域整備促進事務局を設置する等本制度を推進するための体制を整備するものとする。

市町村長は、市町村整備計画の策定とくに農用地利用計画および農地等の権利取得の円滑化計画の策定に当たっては、農委委員会の機能を十分活用するものと

する。

国の指導援助

国は、総合的指導体制を整備し、農業団
等と協力して、整備基本方針の作成、農

振興地域の指定、整備計画の策定、整備計画に基づく事業の実施等に関する指導援助に当たるとともに、本制度に関する啓蒙及、研修等を行なふものとする。

(一) 整備計画達成のための措置
国の補助融資等の事業
基本的な考え方
本法制定の趣旨にかんがみ、国は、今後次の基本的考え方に基づいて農業に関する施策を実施する方針である。

7 事業実施の効果が見解にわたつて現する事業であり、かつ、その十分な効果の発現のためには事業実施の対象となつた地域が全体として農業地域上

して維持保全されることが必要と考えられるものについては、農業振興地帯を対象として行なうものとする。

るため農業振興地域以外の地域をあわせて対象とせざるを得ない場合においては、農業振興地域を主たる対象とし

イ その事業の性格上特定の地域に限定

して実施することがかゝつてその十分な効果の發現をさまたげることとなるものおよび現在行なわれている農業生産の条件を当面維持するために必要な

ものに限つては、農業振興地域以外の地域においても行なうことができるものとする。

ウ アおよびイに該当しない事業につい

(二) ては、農業振興地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。
経過措置

農業振興地域の指定および整備計画の

策定が全国の市町村におおむねゆきわたることとなるのは、本制度発足後五年ないし六年程度を要することとなるので、この間において、指定予定地或こつ、

ては、(一)の取扱ひに当たり、指定に至るまでの準備の進捗度等を勘案のうえ、その地域の事態に応じ、農業振興地域に属するものとして措置するものとする。

他の地域振興制度に基づく農業施策
山村振興法（昭和四〇年法律第六四
号）、離島振興法（昭和二八年法律第七二
号）、奄美群島振興特別措置法（昭和二二

年法律第一八九号) または同和对策事業特別措置法(昭和四四年法律第六〇号)による地域で第三の五の(一)または(二)の要

(一) 農業振興地域における生活環境施設の

整備については、整備計画の達成に資するため、当該農業振興地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとされている（法第21条）。ことにかんがみ、整備計画の達成との関連で必要があるときは、整備計画上の策定に際して当該地域の生活環境の整備に関する目標（以下「環境整備の目標」という）を定めるものとする。

(二) 環境整備の目標は、おおむね一〇年後

(三) 環境整備の目標は、生活環境施設の種
類、規模、能力、受益範囲等について定
めるものとする。

法第三十一条にお

が、できることと規定されているが、このうち、普通財産の譲渡に付するその代金等のものは、国有財産特別措置法（昭和二十七年政令第六四号）の第一條を改正し、一〇年以内の延納の特約が認められるよう措置した。

四 税制上の優遇措置

(一) 農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減

昭和四年二月三十一日以前に取得し、かつ、原則として取得後引き続き五年以上所有する土地を昭和四年五月一日から昭和五〇年二月三十一日までには譲渡した場合譲渡所得については、長期譲渡所得として租税特別措置法（昭和三年法律第六号）第三一条第二項の規定により一般に一〇〇万円の控除が認められているが、整備計画に基づく農業委員会のある等、市町村長の勧告に係る協議、逓進有期禁事の調停によつて農用地等を譲渡した場合には、一般の農地の控除に加えて特別の控除が認められるよう措置したいと考えている。

(二) 農用地等を取得した場合の登録免許税の軽減
土地の所有権の取得の登記について

は、登録免許税法（昭和四二年法律第三五号）第九条の規定によりその土地価額の二〇〇分の五〇に相当する額の登録免許税が課せられることとなつてゐるが、（一）の農業委員会のある等による農用地等の取得に係る登録免許税については、一〇〇分の六となるよう措置したいと考えてゐる。

（三） 農薬用資産の買換への特例

豐葉振興地域外から農葉振

用地区域および指換不足地域内は租税特別等の区域へは指換えずに特別特別措置法施行令（昭和二十三年政令第四三三号）第五十五条第七項、第八項および第三九条の六第七項、第八項の改正によつて買換へるの特例が認められるよう措置したが、農地振興区域内での農用地等の買換えについても特例が認められるよう措置したことを考へている。

○都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業との調整措置等に関する方針について

最終改正 昭五三・七・五文二六

昭四・八・二三
四四農地C三七四
農林事務次官通達

[illegible]

計画、都市施設の整備に関する都市計画および市街地開発事業に関する都市計画がこれと一体的、総合的に定められ、区域区分に従つた土地利用が計画的に進められることとなるから、当該区域内にお

け、現在までは将来の農林漁業に関する土地利用及び施設配置の直轄地方公共団体による調整を有することとなる。

このよう一観点からみると、都市計画が農林漁業との健全な調和を図るべく、一つつ一定されるべきことを基本理念として掲げ「法第 36 条」の特例市街化地区に関する都市計画については、建設大臣または都道府県知事からこれを定めようとは認可しようとするときは、農林水産大臣にあらかじめ協議することとし「法第 33 条」一項、農林漁業との調和を図ることとしている。

したがってこの協議の運用にあつては、農林漁業に関する土地利用したうえで、都道府県の農林行政担当部局と都庁市町村行政担当部ととの間で、案件作成の段階からあらかじめ協議をもつ農林漁業に関する土地利用および諸協議を十分調整を了した案件作成される必要がある。

業の用に供するは、当該区域の特性および動向に基いたる方針を定め、効率的にこれを進める必要がある。

よつて、市街化区域および市街化調整区域の区域区分と農林漁業、との調整措置等に関する方を別添の表のとおり定めるので、これに関する事業の処理については遺憾のないよう対応を要する。

なお、郡道府道の単独所有による農林漁業地盤の取り扱ひについては、

(別紙)

第一 市街化区域に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用と
都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域
区分と農林漁業との調整措置等に関する方針

市街化区域に関する都市計画と農林漁業に関する土地利用との調整措置

調整にあつては、計画に係る市街化区域の規模および配置が、都市計画区域における人口および産業の将来見通し、これを収容するに必要なる市街地面積、当該都市の発展傾向を勘案する等、法令等に定める基準と適合したものであることである。

た、次いで農林漁業に関する土地利用との関係の検討を行なうものとする。この場合、市街比区域が農林的養育費用または農林

(1) 集团的優良農用地
農業施設の對象となつてゐる農用地等今後とも農林政策に關する土地利用を進めて行くうえで必要と認められるものを避けるよう次の方針によつて調整を行なうものとする。
一次の各項のいずれかに該当するものは市街化区域に含めない。

陸地規模がおよそ二〇ヘクタール以上で、高性能な農業機械による営農が可能な土地条件を備へ、かつ、主要作物の一〇アール当り収量が当該農用地の所在する農業地域（農林水産省統計情報部の「地域農業の動向調査」における郡県有

(2) 因の直轄または補助による土地改良整備事業の対象農用地
る農用地。

土地改良事業、開拓事業、草地改良事業、農業構造改善事業等による土地基盤整備事業を実施中の地区内の農用地および

び当該事業が完了した年度の翌年度から起算して五年（都市計画法（昭和四三年法律第一〇〇号）以下「法」という。）施行後に着手した事業にあつては八年とする）を経過していない

(3) 農林漁業の維持保全施設用地
い地区内の農用地、ただし、災害（石炭鉱災および重炭鉱災）による鉱害を含む一復旧事業および農用地防災事業に係る農用地を除く。

(7) 森林法による保安林 保安林指定地区および保安林指定林ならびに保安林整備臨時措置法に基づく保安林整備計画において保安林の指定が計画されている土地の区域、ただし、市街化区域にとりかこまれることとなる小規模な保安

(イ) 大規模な防災溜池等農林漁業の維持保全のため必要不可欠な公共施設で、その規模、立地条件等からみて代替施設によつてその機能を果たすことが困難なものの施設用地。た

だし、維持保全される農林漁業の大部分が市街化区域に含まれることとなる場合の陸域の用地を除く。

次の各項のいずれかに該当するもの一に該当するものを除くことは、つとめて市街化区域に含めないものとする。

(1) 集約的農用地
 団地規模がおおむね二〇ヘクタール以上で、高性能な農業機械による営農が可能で土地条件を備えた農用地。

(7) 相当規模の土地新設整備事業を、農林漁業金融公庫資金による融資単独事業として実施中の地区内の農用地およびこれを完了した地区で、当該事業に係る施設が現に良好に管理利用されている地区内の農用地

(イ) 野菜生産出荷安定法(昭和四一年法律第三〇三号)に基づき野菜指定産地の指定をうけている地域内で、区域を画定し、野菜集団産地育成事業を実施中の地区内の農用地または既に当該事業が完了した地区で当該事業に係る施設等

(7) 主産地形成または地域の農林漁業の振興等を目的とし、利用範囲（農家・農用地等）を特定して国の補助または農林漁業金融公庫資金もしくは農林近代化資金による融資が現に真好に管理利用されている地区内の農用地

法事業によつて土地基盤整備事業以外の事業を総合的に実施中の地区内の農用地およびこれを完了した地区で当該事業に係る施設等が現に良好に管理利用されている地区内の農用地

(3) 土地基盤整備事業を計画中の地区の費用地
国の直接または補助による土地改良事業、開拓事業、草地改良事業、農集団地改訂事業等による土地基盤整備事業が現
行事業である。

に附合調整されている地区（土地改良区の設立認可申請のため）の公告を了している地区、土地改良区が新規事業計画または事業計画の変更につき概要の公告を了している地区、田営または県営の土地基盤整備事業であつて農林水産大臣または道庁長の認可を受けている地区、

（区等）の農用地
一 および二の特例
一 および二に該当しない農用地であつても、相当規模の閉

地を形成し、特に生産性が高く、特定の農産物の生産適地として保存する必要があると認められ、かつ明白の期間農用地として利用されることが確実な土地の区域は、市街化区域に含めないことができるものとする。

111

- [illegible]

最終改正 昭五五・五・二八法六

10

- 第二條の法律は、農地はその耕作者みづから所有することを最も適当であるとして、耕作者の農地の取得を促進し、及びその利用を保障し、並びに土地の農民の効力者を利用を図るためその利用関係を調整し、そして耕作者の地位の安定と農産生産力の増進を図ることを目的とする。
- (定款)
- 第三條の法律で「農地」とは、耕作の目的に供されし土地をいい、「耕作農牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は農畜の事業のための耕作又は農畜の牧畜の目的に供される地をいう。
4. この法律で「耕作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権に基いてその事業に供してゐる農地をいい、「小作地」とは、耕作の事業を行う者が所有権以外の権限に基いてその事業に供してゐる農地をいう。
5. この法律で「耕作農牧地」とは、耕作又は農畜の事業を行う者が所有権以外の権限に基いてその事業に供してゐる耕作農牧地をいう。
6. この法律で「作農」とは、農地又は耕作農牧地につき所有権に基いて耕作又は農畜の事業を行う個人をいい、「小作農」とは、農地又は耕作農牧地につき所有権以外の権限に基いて耕作又は農畜の事業を行う個人をいう。
- 前項の規定を適用については、耕作又は農畜の事業を行う

一 耕作の事業を行ふ者がある農地をその者の耕作の事業に供するの農地の保有者（利用の権限を有する者）又はその農地（「アール」未満のもの）をその者の耕作の事業に供する農地は、耕作の事業のために農用地に供するものとする。

二 農地又は耕作の事業に供する農地をその者の耕作の事業に供するものとする場合

三 法第七十三条第一項の規定による許可に係る農地をその者の耕作の事業に供するものとする場合

四 法第七十三条第二項又は第四十六条の貸付に係る農地をその者の耕作の事業に供するものとする場合

五 法第八十条第一項の規定による売却に係る農地をその者の耕作の事業に供するものとする場合

六 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業により農地を農地以外のものとする場合

六の二 農用地開発会社が農用地開発法（昭和四十九年法律第四十三号）第九條第一項第一号の農地の農地により農用地に供するものとする場合

七 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業により農地を農地以外のものとする場合

七の二 農用地開発会社が農用地開発法（昭和四十九年法律第四十三号）第九條第一項第一号の農地の農地により農用地に供するものとする場合

八 田舎住宅供給公社（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

九 農林開発公社（昭和三十一年法律第八十五号）第十八條第一項第二号又は第二号の事業に係る農地の農地を農地以外のものとする場合

十 地方公共団体（都道府県を除く）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくは他の施設又はその施設の設置に必要とする土地を農地以外のものとする場合

十一 日本道路公社（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

十二 水産開発公社（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

十三 日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が鉄道建設の敷地又は鉄道建設の敷地のために必要とする農地を農地以外のものとする場合

十四 臨時貯蔵庫法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

十五 日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が鉄道建設の敷地又は鉄道建設の敷地のために必要とする農地を農地以外のものとする場合

は鉄道建設の敷地に併し、廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するものとする。

十六 新東京国際空港公社（新東京国際空港の敷地若しくは当該空港の建設のために必要とする道路若しくは道路の敷地）は、当該空港の敷地に併し、廃止される道路に代わるべき道路の敷地に供するものとする。

十七 法第五十五條第一項第四号の省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第四十五條の二又は第四十六條の規定による法第五十五條第一項の権利が設定される場合

二 法第八十條第一項の規定による所有権が移転される場合

三 法第八十條第一項の規定による売却に係る農地又は耕作の事業に供する農地をその者の耕作の事業に供するものとする目的に供するものとする場合

四 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）に基づく土地改良事業により農地を農地以外のものとする場合

五 農用地開発会社が農用地開発法（昭和四十九年法律第四十三号）第九條第一項第一号の農地の農地により農用地に供するものとする場合

六 地方公共団体（都道府県を除く）がその設置する道路、河川、堤防、水路若しくは他の施設又はその施設の設置に必要とする土地を農地以外のものとする場合

七 日本道路公社（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

八 水産開発公社（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

九 日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が鉄道建設の敷地又は鉄道建設の敷地のために必要とする農地を農地以外のものとする場合

十 臨時貯蔵庫法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

十一 日本鉄道建設公団又は帝都高速度交通営団が鉄道建設の敷地又は鉄道建設の敷地のために必要とする農地を農地以外のものとする場合

十二 都市計画法（昭和二十五年法律第六十六号）第五十七條第三号若しくは第六十七條第七号の規定による都市計画区域に供するものとする場合

十三 都市計画法（昭和二十五年法律第六十六号）第五十七條第三号若しくは第六十七條第七号の規定による都市計画区域に供するものとする場合

十四 都市計画法（昭和二十五年法律第六十六号）第五十七條第三号若しくは第六十七條第七号の規定による都市計画区域に供するものとする場合

十五 都市計画法（昭和二十五年法律第六十六号）第五十七條第三号若しくは第六十七條第七号の規定による都市計画区域に供するものとする場合

（農地又は耕作の事業に供するものとする場合）

一 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

二 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

三 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

四 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

五 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

六 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

七 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

八 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

九 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十一 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十二 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十三 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十四 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

十五 農地又は耕作の事業に供するものとする場合

○土地改良法

三三三二（士）土地改良法

良法

昭和四十六年法律第九十五号

法一九五

（目的及び原則）

第一條 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び農用地に関する事項を適正かつ円滑に実施するために必要とする事項を定め、農用地の改良及び開発の促進を図り、もつて農地の生産性の向上、農業生産の増進、農業生産の適正な配分及び農業構造の改善に資することを目的とする。

第二條 土地改良事業の施行については、その事業は、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに、国民生活の向上に適合するものとならなければならない。

第三條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第四條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第五條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第六條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第七條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第八條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第九條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十一條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十二條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十三條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十四條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

第十五條 農地改良法（昭和二十一年法律第三十三号）第五條第四号の指定のあった区域内にある農地を農地以外のものとする場合

窮迫せる国家財政と経済九原則等の下に極度の
圧迫を受け、その工事は少くなく進まない。し
かしこの状態は食糧増産上及生産復興上一日
も放置することを許されないもので、各都道府県
市町村等においては、地方自治の本筋にもかか
る、郷土愛護の精神を振起し、僅かなる経費
をもつて最大の効果を發揮し国土の保全を計る
為本法により益々水防活動を強化し水防活動を
活発化する必要があることを一般に周知徹底せ
しめること。

右のため、市町村、水害予防組合、河川協
会、治水防成同盟会等関係団体の協力を求め
る。凡ゆる機会を利用して、映画、講演会、講習会、
座談会、雑誌、ラジオ、新聞、ビラ、ポスター
等の手段により、本法の趣旨徹底を計ること。

第二 水防計画

都道府県（以下府県と略称する）の制定する
水防計画は、府県の管理する治水施設の監視、府
県下全般に亘る連絡通報系統、府県の管理する
水防門の操作、水防団および消防機関の相互協
力の大纲、府県職員の仕事分担、水防予備物資
の備蓄、隣接府県との連絡協力等、一般的大綱
的なものとする。

三二四二 氣象業務法

●氣象業務法

（目的）
第一條 この法律は、氣象業務に関する基本的制
度を定めることによつて、氣象業務の健全な発
達を圖り、もつて災害の予防、交通の安全の確
保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与する

とともに、氣象業務に関する国際的協力を行う
ことを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「氣象」とは、大氣（電
離層を除く）の諸現象をいう。
第三條 この法律において「地象」とは、地震及び火
山現象並びに氣象に直接に関連する地面及び地
中の諸現象をいう。

第四條 この法律において「水象」とは、氣象又は地
象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をい
う。

第五條 この法律において「氣象業務」とは、左に掲
げる業務をいう。
一 氣象、地象、地動及び水象の観測並びにそ
の成果の収集及び発表
二 氣象、地象（地震及び火山現象を除く）及
び水象の予報及び警報
三 氣象、地象及び水象に関する情報の収集及
び発表
四 地球磁気及び地球電気の常時観測並びにそ
の成果の収集及び発表
五 前各号の事項に関する統計の作成及び調査
並びに統計及び調査の成果の発表
六 前各号の業務を行うに必要な附帯業務
七 前各号の業務を行うに必要な附帯業務

第六條 この法律において「観測」とは、自然科学的
方法による現象の観測及び測定をいう。
第七條 この法律において「予報」とは、観測の成果
に基く現象の予想の発表をいう。

第八條 この法律において「警報」とは、重大な災害
の起るおそれのある旨を警告して行う予報をい
う。

（予報及び警報）

第十三條 氣象庁は、政令の定めるところにより、
氣象、地象（地震及び火山現象を除く）、この章
において以下同じ、津波、高潮、波浪及び洪水
について一般の利用に適合する予報及び警報を
収集しななければならない。

第十四條 氣象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の
定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪
水以外の水象について一般の利用に適合する
予報及び警報を収集しななければならない。

第十四條の二 氣象庁は、政令の定めるところに
より、氣象、高潮及び洪水についての水利活動
の利用に適合する予報及び警報を収集しなけれ
ばならない。

第十五條 氣象庁は、水防法（昭和二十四年法律第九
十三号）第十三条第三項の規定により定められた
河川について、建設大臣と共同して、水位又は流
量を示して洪水についての水防活動の利用に適
合する予報及び警報を収集しななければならない。

第十六條 第十三条第三項の規定は、前二項の予報及び
警報をする場合に準用する。この場合において
第十三条第三項中「氣象庁は、前二項の予報及
び警報をする場合は」とあるのは、「氣象庁又は
氣象庁及び建設大臣は、それぞれ第十四条の
二第一項又は第二項の予報及び警報をする場合
は」と読み替へるものとする。

第十七條 第二項の規定により氣象庁が建設大臣と共同
して予報及び警報をする場合における建設大臣
については、第十七条及び第二十三条の規定は、
適用しない。

第十八條 氣象庁は、第十三条第一項、第十四条
第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定に
より、氣象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報
をしたときは、政令の定めるところにより、直
ちにその警報事項を日本電信電話公社、警察庁、
海上保安庁、運輸省、日本放送協会、建設省又
は都道府県の機関に通知しなければならない。
警報の必要がなくなった場合も同様とする。

第十九條 前項の通知を受けた日本電信電話公社、警察
庁及び都道府県の機関は、直ちにその通知され
た事項を関係市町村長に通知するように努めな
なければならない。

第二十條 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその
通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知
させるように努めなければならない。

第二十一條 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直
ちにその通知された事項を航海中及び入港中
の船舶に周知させるように努めなければならない。
第二十二條 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関
は、直ちにその通知された事項の放送をしなけ
ればならない。

○氣象業務法施行令

昭和二十二年四月七
日 政令第四七
最改正 昭和五三・二・二二 最改正三八五

（一般の利用に適合する予報及び警報）
第四條 第十三条の規定による一般の利用に適
合する予報及び警報は、定時又は随時に、左の
表の区分に従い、運輸省令で定める予報区を対
象として行うものとする。

種 類	内 容
天気予報	当日から三日以内における風、 天気、気温等の予報
週間天気予 報	当日から七日間の天気、気温等 の予報
季節予報	当日から一箇月間、当日から三 箇月間、半年間、寒候期、梅雨 期等の天気、気温、降水量、日 照時間等の概略的な予報
波浪予報	当日から三日以内における風 浪、うねり等の予報
氣象注意報	風雨、風雪、強風、大雨、大雪 等によつて災害が起るおそれ がある場合に、その旨を注意して 行う予報
地面現象注 意報	大雨、大雪等による山くずれ、 地すべり等によつて災害が起る おそれがある場合に、その旨を 注意して行う予報
津波注意報	津波の有無及び程度について一 般の注意を喚起するために行う 予報
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇の 有無及び程度について一般の注 意を喚起するために行う予報
波浪注意報	風浪、うねり等によつて災害が 起るおそれがある場合に、その 旨を注意して行う予報
氣象警報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等 に関する警報
地面現象警 報	大雨、大雪等による山くずれ、 地すべり等の地面現象に関する 警報
津波警報	津波に関する警報
高潮警報	台風等による海面の異常上昇に 関する警報

波浪警報	風浪、うねり等に関する警報
海面水温予報	海洋の表面における水温の予報
海水予報	沿岸における海水の状況の予報
浸水注意報	浸水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によって災害が起るおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
浸水警報	浸水に関する警報
洪水警報	洪水に関する警報

第七條 法第十五条第一項の規定による通知は、左の各号の定めるところにより行うものとする。

種別	通知先
水防活動用洪水警報	都道府県及び日本電信電話公社の機関

三十四 災害対策基本法

●災害対策基本法

第一章 総則

第一條 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、同、地方公共団体及びその他の公共機関を

通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする。ことに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が国家行政組織法第三条第二項の委員会である場合にあつては、当該指定行政機関 第十二条第五項を除き、以下同じ）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報（予知）を周知させるための方法の改善に関する事項
七 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
八 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
九 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
十 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十一 防災思想の普及に関する事項
十二 国及び地方公共団体は、災害が発生したときは、すみやかに、施設の復旧と被災者の援護を図り、災害からの復興に努めなければならない。

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 指定行政機関 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する国の行政機関及び同法第八条第一項に規定する機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五 指定公共機関 日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六 指定地方公共機関 港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港灣局、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

（施設における防災上の配慮等）
第八條 国及び地方公共団体は、その施設が、直接的なものであると間接的なものであるを問はず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

二 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項
二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
三 建物の不燃率、耐火性能その他都市の防災構造の改善に関する事項
四 防災上必要な気象、地震及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
五 災害の予報及び警報の改善に関する事項
六 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法

（非常災害対策本部の設置）
第二十四條 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、国家行政組織法第八条の規定にかかわらず、臨時に総務府に非常災害対策本部を設置することができる。

二 非常災害対策本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

三 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

（非常災害対策本部の組織）
第二十五條 非常災害対策本部の長は、非常災害対策本部部長とし、内閣総理大臣をもって充てる。

二 非常災害対策本部部長は、非常災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

三 非常災害対策本部に、非常災害対策本部部長、非常災害対策本部部長その他の職員を置く。

四 非常災害対策本部部長は、非常災害対策本部部長を助け、非常災害対策本部に事故があるときは、その職務を代理する。

五 非常災害対策本部部長、非常災害対策本部部長その他の職員は、指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第一条

(1) 風害、水害または雪害によつて、保険の目的である建物または家財にそれぞれの保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の三十パーセント以上の損害が生じたとき、

(3) 第一号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、水害による床上浸水または地盤面より

敷かれた起居に必要な床（土間、たたきの類を除きます。）をこえる没水をいいます。以下同様とします。

る建物、水害による床上浸水または地盤面より四十五センチメートルをこえる浸水を被つた結果、保険の目的である設備・什器等または商品・製品

項第一号または第二号の風水害害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

3 前二項の規定によつて支払うべき風水害害保険金の額は、一回の事故につき、一構内ごとに建物については一千万円、家財については五百万円を限度とします。

$$\text{保費金額} \times \text{支払割合}(5\%) = \text{風水被害保険金の額}$$

實、なだれ等の災害によつて保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、風水被害保険金を

たは保険の目的である家財を取寄する建物ごとに行ない、また、門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物と含めて

が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。の三十パーセント以上の損害が生じたとき。

(3) 第一号に該当しない場合において、保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物が、水害による床上浸水を受けた結果、果

第一章

保潔令額×改訂割合(5%)＝風水被害保潔金の額

三一五 三二五
その他関連法

三一五 地方自治法

施行改正

昭和二三・五・三附則參照
昭和二三換一六九、法一九六、昭和二三法二四。
法三一、法五一、法一九九、法一七〇、換一七九。
法八〇、法一九五、法二六、法一八〇、昭和

二七八、法八〇、法八九、法一九二、法三〇
六、法〇八、法五〇、昭和二八法六四、法
六一、法三二、昭和九法二五、法二六四、
法一八五、法一九三、法二三三、昭和三〇法三、

第7条 当会社が第一条（保険金を支払う場合）第四項第一号または第二号の風水害害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。

2 当会社は、第一条（保険金を支払う場合）第四項第二号または第二号の風水害害保険金として、次の算式（保険金額が保険価額をこえるときは、算式の

の額は、一回の事故につき、一構内ごとに建物については二千万円、家財については五百万円を限度とします。

保潔令額×改訂割合(5%)＝風水被害保潔金の額

三一五 三十一 地方自治法

施行 昭和三・五・三附録参照
改正 昭和三・換一六九・法一九六、昭和三法二四・
法三・法五・法一〇九・法一七〇・換一七九・
法八〇・法一九五・法二六・法八〇、昭和

二七八、法八〇、法八九、法一九二、法三〇
六、法〇八、法五〇、昭和二八法六四、法
六一、法三二、昭和九法二五、法六四、
法一八五、法一九三、法三三、昭和三〇法三、

改正
昭和二二

二四法六、法二六九、法二〇七、昭和五五法
一〇一昭和五五法四三、法二三三、法一四三、
法二二〇、昭和云法二六〇、法二〇三、法二〇
八昭和三七法五一、法二六、法二六五、法

二七八、法八〇、法八九、法一九二、法三〇
六、法〇八、法五〇、昭和二八法六四、法
六一、法三二、昭和九法二五、法六四、
法一八五、法一九三、法三三、昭和三〇法三、

一〇、法五、法六、昭和四法五四
續九法二、昭和三法三
法五、法六、昭和四法六、法四七
二八、法四、昭和三法七、昭和一
五三、法八一、昭和三法九、昭和一
四法二、法〇法八、昭和一法五、
法〇五、法〇九、法一九、昭和一
四法二、昭和一法八、昭和一法
一、昭和一法九、法九、法六、昭
一、昭和一法九、法九、法六、昭

第一条 この法律の目的 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大纲を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能

一、六二二〇の二二日品物防二地方品物の本旨と國の機
 關の關分一四五一品物大體の動向・動向等二二四六二

第二、地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則① 地方公共団体は、法人とする。

⑧ 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるときは、この限りでない。

管理し、又はこれらを使用する權利を規制すること。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事

第二、三の二種は

[illegible]

第二條「地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則」① 地方公共団体は、法人とする。

③ 前項の事務を例示すると、概ね次の通りである。但し、法律又はこれに基く政令に特別の定があるときは、この限りでない。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業とし、又はこれらを使用する権利を規制すること。

十七 消費者の保護及び貯蓄の奨励並びに計量時、各生産物、家畜等の検査に関する事務を行なうこと。(昭和四四年三本号全改正)

十八 法律の定めるところにより、建築物の構造、

工蕨その他住民の業態に基く地域等に関し制限を設けること。

のために動産及び不動産を使用又は収用すること。
二十 当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整をすること。
二十一 法律の定めるところにより、地方税を賦課

徴収し、又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料を徴収すること。(昭和二十七法二九一、昭和三八法九九本号改正)

法九九年改正）
（昭和三法一七九本項追加、昭和二七法三〇六本項改正）
市町村は、基礎的な地方公共団体として、第六項において都道府県が処理するものとされているもの

を除き、一般的に、前項に例示されているような第二項の事務を処理するものとする。但し、第六項第四号に掲げる事務については、その規模及び能力に応じて、これを処理することができる。(附則三法二)

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これを

即して行なうようにしなければならない。(昭和四國法
二本項追加)

事務で、概ね次のような広域にわたるもの、統一的な処理を必要とするもの、市町村に関する連絡調整等に関するもの及び一般の市町村が処理することが不適当であると認められる程度の規模のものを處理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定、治山治水事業、資源開発、上水道その他の利水事業、林産資源、水産資源その他の天然資源の保全及び開発、産業及び商業の振興その他の地方の発展に資するものとする。

地条件の整備、道路、河川、運河、下水道その他の公共施設の建設、改良及び維持管理、産業廃棄物の処理、開拓、干拓その他大規模な土地改良事業の施行等を行つたこと。

二 義務教育その他の教育の本準の維持、文化財の保護及び管理の基準の維持、警察の管理及び運営

社会相继承務及び社会保険事業の維持、
 事及び業務の規制、伝染病の予防その他公衆衛生
 の水準の維持、労働争議の調整その他労働組合及
 び労働関係に関する事務、職業安定に関する事務、

土地の取用に関する事務、各種営業の許可その他
の規制、計量器の検査、各種生産物の検査その他
の取締、各種の試験及び免許に関する事務、工業
人口動員等主要な統計調査、国民健康保険組合等

三 国と市町村との間の連絡、市町村の組織及び運営の合理化に関する助員、勧告及び指導、市町村とする事務に関すること。

相互間に於ける事務処理の緊密な關係を保持させるためのあつせん、調停及び裁定、市町村の事務の処理に関する一般的基準の設定、審査請求その他の不服申立てに対する裁決、裁定又は審査等市

四 高等學校、盲學校、ろう学校、養護学校、研究所、試験場、図書館、博物館、体育館、美術館、

物、陳列所、病院及び療養所その他の保健医療施設、授産施設、老人ホームその他の社会福祉施設、労働会館その他の労働福祉施設、運動場等の施設、の設置及び管理、文化財の保護及び管理、生活圏

窮者及び身体障害者の保護、罹災者の救護、土地
区画整理事業の実施、農林水産業及び中小企業そ
の他の産業の指導及び振興、特産物の保護奨励に
関する事務等一般の市町村が処理することが不

⑦ 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当
 適当であると認められる程度の規模の事務に関す
 ること。(昭和三十八法九九・法三三三令改正)
 (昭和三十二法四七本項追加)

つては、相互に競争しないようにしなければならぬ。(昭和三十二年七項追加)

⑧ 第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県が処理しなければならぬ

いものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第一の通りである。(昭和七・七三三の六本項追加)

めるところにより市町村が処理しなければならぬものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第二の通りである。(昭和二十三年法律第六十号)

④ 普通地方公共団体は、次に掲げるような国の事務を処理することができない。

一 司法に関する事務

二 刑罰及び国の警政に関する事務

- 三 国の運輸、通信に関する事務
- 四 郵便に関する事務
- 五 国立の教育及び研究施設に関する事務
- 六 国立の病院及び医療施設に関する事務

七 国の執行、気象及び水路施設に関する事務
八 国立の博物館及び図書館に関する事務
(昭和三法一七九本項追加)

⑬ 地方公共団体に關する法令の規定は、地方自治の本旨に基いて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。なお、特別地方公共団体に關する、その事務を處理する。

する法令の規定は、この法律に定める特別地方公共団体の特性にも照応するように、これを解釈し、及び運用しなければならない。(昭和五五・二〇六本項追加)

⑬ 地方公共団体は、その事務を処理するに當つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を擧げるようにしなければならない。(昭和三十七年二〇六本項追加)

⑬ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求め、その規模の適正化を図るをなければならない。(昭和二十七年法律第六十六号追加)

⑬ 地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。(附則三法一七九条項追加)

⑬ 前項の規定に違反して行つた地方公共団体の行爲は、これを無効とする。(昭和三三法二九本項追加)

別区の区長事務は、行政事務一四〇の一〇一條例規定第
一項「三十三條表并」改正附（昭和二十三年）六〇六の
に従ふ命令に關する情通

第一計三六、生活保護、児童、
福祉、公營住宅、二部計、郵政、區調整理、通河江
三水道、下水路、ガス、電氣、國庫、農林、山邊、

に、同僚、法律家、倉庫、船舶安任、司学政、社会教育医務、保健、理事、公費、貿易、クリニッケ療法、市場、藥業法、司公費、大分、風俗、食料、不潔、水害予防、衛生管理、環境、精神科、外科、内科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、婦人科、産科、泌尿器科、整形外科、放射線科、歯科、眼科、耳鼻咽喉科、小児科、婦人科、産科、泌尿器科、整形外科、放射線科、歯科

野站、漁業社、河川、土地改良、公水、排水、區區整理、
國特許、新築法、國文化財、國特許、河川、優良育種、
外人居住、國特許、輸出稅、天球儀、郵政、天利用、
第九六〇、一五七、一九六〇、一四四、地稅、三二

四二〇「五二二」の一九一規定取消の事案」(一)「出納帳の包括」(五〇三)「組織運営の合理化」(二四四)「勤労・勤怠等」(一八〇)「二四五」(調停・裁定)「二五二・二五五」の四一自治紛争調停委員の調停「基準の決定」(二四三)「四四〇」行政事務統制条例の規定「裁決等」(二五五)三

二五五の四、II「特別地方公共団体の数増へ二八一の特
区、二八四の地方公共団体の組合、二九四の財産区、二九
八の地方開発事業団」III「地方自治の本旨を尊重し、一
千一九九の一監査、二九六の五〇一の財産区の運営」IV
「組織・運営の合理化」一八〇の四の一の助成金、一九

九〇の一監査委員の監査と意見の提出、二四五一自治大臣・都道府県知事の訪吉・給賞等二規程の適正化一八の二一市町村の設置分合境界変更の勘査、一九〇〇の一市町村の行政事務に關する都道府県の勘査、附一〇一都道府県等の未刊刊印人の調査に關する事務等

① 日本国民たる并連地方公共団体の住民は、この法

② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から三十日以内に調査結果とし、意見を附けてこれを表頭に付議し、その結果を同項の代表者に通知すると共に付議し、これを公表しなければならない。

④ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法（昭和十五年法律第八号）第二十二条の規定による選挙全簿の登録が行なれた日にその選挙人名簿に登録された者として、その総数の五十分の一の数に、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行なれた日直接これを表示しなければならぬ。昭和四四年法律七、昭和四三年三九

昭和三十四年三〇本府改正

⑤ 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員又は参議院議員又は地方公共団体の議会の議員及び市長選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請託のための署名を求めることができる。（昭和四四年法律七、昭和四三年三九）

二一五節（選挙法）第二十二條第七四の四の一
署名の登記（地位）
市町村長が政令の定むる手続により行ふ一九八

第七四条の四（選挙権運動の罰則）① 条例の制定又は改廃の請求の署名をした者又は署名者又は署名運動者に対し暴行若しくは威力を加へたことを引きつけた、交通若しくは集會の便妨害又は演説を妨害しその他公益上不正の方法を以て署名の自由を妨害した者、又は署名運動者若しくは署名運動者若しくは署名運動者又は署名運動者を威逼した者は、四年以上の懲役若しくは禁錮又は七万五千円以下の罰金に處する。

② 条例の制定若しくは改廢、請求者の署名を偽造し若しくはその数を虚偽にした者又は詐請その他の条例の制定若しくは改廢の請求に必要な関係書類を抑留、毀壞若しくは奪取した者は、三年以上の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に處する。

③ 条例の制定又は改廢の請求に附いて、政令で定める請求書及び請託代表者証明書を用いた者、署名簿、政令で定める署名を求めるための請求代表者の委任状を附していない署名簿その他の法令の定めたる成規の手続によらない署名簿を用いて署名求めた者又は政令で定める署名を求めることができない期間外の時期に署名を求める者は、一万円以下の罰金に處する。

昭和四四年法律七、昭和三十四年三九

昭和三十四年三〇本府改正

第二一五節（選挙法）第七四の四（署名簿、自治会九二）第三十節（関係書類）自治会九二の一五の二請求書、請求代表者證明書

(公)の施設

第二四四条④ 普通地方公共団体は、住民の福祉を促進する目的をもってその利用に供するため施設の設置等（これを「公の施設」という）を行ふことができる。

① 普通地方公共団体は、正当な理由なく限り、住民が公の施設を利用することを拒むことはならない。
② 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な窮乏取扱いをしてはならぬとしない。

要旨 ① 幹道・道路等の施設の設置。管理二九四(公の施設の管理に関する財産)。三〇一(公の施設の提供をいし受けるべき者の権利)。三四四・三五五(使用料)

(公)の施設の設置、管理及び廃止

第二四四条⑤ ⑥ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令で特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関することは、条例でこれを定めることができる

⑦ 普通地方公共団体は、条例で定めた重要な公の施設のうちの一例で特定の利益を重んずるものとして、これを廃止し、又は条例で定めた長続きかつ特約的利用のために用ゐることとするときは、議会において出席議員数の三分分の以上の者の同意を得なければならない。

⑧ 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に果実に達するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その計畫を公共団体に又は他の公共団体の委託することができ

⑨ 普通地方公共団体は、公の施設の利用に關し、條例で一戸以下以下の過料を科する規定を設けることができ

要旨 ① 公の施設の設置。管理二九四(住宅事業)(特別の指定区域)決定例ノ字第一六八号(警務局)ニ學校校舎建設ノ管轄下第三四四(一般財源)及第三四五(教育費)水道江田九九九の一(農業その他林業に關する事項)公園池田二一九(市町)昭和廿八年八月三十一日議決案。昭五一の一二四(財政分限の事務)昭二三二年十月號卷二四四(一一)過料科分限の事務。三三一年十月號卷二四四(一一)

(公)の施設の区域外位置及び他団体の公の施設の利用

第二四四條之三③ 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体の協議によつて、公の施設を設けることができる。

④ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協定によつて、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供することができる。

⑤ 前項の協定においては、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

昭和二十五年三月十五

第二四四條之一助言・勸告・情報の提供意① 自席大臣又ハ是の道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び業務の内容若シテ上下間、普通地方公共団体相互間及

[illegible]

及び「砂防指定地及び地すべり止区域」内における宅地造成等の大規模開発審査基準」に準ずる。

三六二 都幾川村小規模開発事業指導基準

都幾川村小規模開発事業指導基準

(目的)

第一条 この指導基準は、村内において小規模な宅地開発行為及び共同住宅の建築行為を行うものに対し、公共施設その他の環境の整備について、事業主の責任においてなすべき必要な施工上の基準を定め、環境の破壊及び災害の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この指導基準において「開発事業」とは、次に掲げるものをいう。

- (一) 住宅の用に供する目的で行う四区画以上の土地の分譲又は土地の分割貸与。
- (二) 四区画以上の建築住宅及び集合住宅の建築行為。
- (三) 計画戸数が四戸以上の共同住宅の建築行為。
- (四) この指導基準において「事業主」とは、開発事業を施工しようとする者をいう。

(事前協議)

第三条 事業主は、当該開発事業の計画について別に定める事前協議書(様式第一号)により、あらかじめ村と協議し、その同意を得なければならない。

(整備基準)

第五条 事業主は、次の各号に掲げる基準に従い開発事業を施工するものとする。

三 排水施設

ア 雨水は、放流先となる排水施設の管理者、その他の関係者の同意を得なければならない。この場合、既存の排水施設までの施設整備は、事業主の負担により行うものとする。ただし、雨水の放流が困難な場合においては、開発事業の区域内に開発面積百平方メートル当り、五立方

メートルの割合で遊水池を設置するものとする。この場合において、遊水池の深さは二メートル以内におさえるものとする。

イ 遊水池の安全対策には万全を期し、幼児等が容易に進入できない構造としなければならない。

ウ 遊水池の管理は原則として、住民が管理するものとする。ただし、一定規模以上についてはこの限りではない。

エ 家庭用排水については、ろ過槽等を設置し、下流の同意を得て放流するものとする。ただし、放流が困難な場合においては、蒸発槽の施設を設置し、敷地内処理をすることができるとする。

オ 屎尿処理については、くみとりとする。ただし、放流先があり浄化槽の設置により下流の同意が得られる場合は、この限りではない。

(指導基準に従わない場合の措置)

第七条 この指導基準に従わない事業主に対しては、次の各号に掲げる措置をすることができるとする。

一 道路法第二十四条及び第三十二条の規定による許可等を行ない。

二 排水排水の接続を認めない。

三 関係機関に協力要請し、必要な措置をとる。

四 公表する。

(補則)

第八条 この開発事業の適用面積は一万平方メートル未満とし、一万平方メートル以上の大規模開発については、別に定める要綱による。

道路法

注 第五五法第三四条改正現在

〔昭和五五・六一〇〕
〔法律一八〇〕

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第二十三条第三項又は第十九条から第二二条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

(道路の占有の許可)

第三十二条 道路に左の各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する工作物

三 鉄道、軌道その他これらに類する施設

四 歩道、寄よけその他これらに類する施設

五 地下街、地下室、通路その他これらに類する施設

六 露店、商品置場その他これらに類する施設

七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

三六三 三重県調整池管理協会運営規定

三重県調整池管理協会運営規定

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程は、三重県調整池管理協会(以下「協会」という。)の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(協会の形態)

第二条 この協会は、公益財団法人とする。ただし、公益財団法人としての設立要件を具備するまでの間は、任意団体(権利能力なき財団法人)として運営する。

第三条 三重県調整池管理協会規約(以下「規約」という。)第二十八条に規定する役員は、協会が前項における設立要件を具備するにいたつたときは、速やかに公益財団法人設立の手続きを行うとともに、役員全員が發起人になるものとする。

第四条 前条第二項における公益財団法人設立に係る寄附金品は、この協会の財産をもつてあつて、

第二章 運営資金

(開発事業者等の寄附)

第四条 この協会の運営資金は、洪水調整池を設置した開発事業者(以下「事業者」という。)及び当該造成

成工事に係る宅地又は家屋購入者(以下「分譲受者」という。)からの寄附によるものとする。

(寄附の額)

第五条 事業者からの寄附は、次の基準によるものとする。

- (一) 開発面積一ヘクタールにつき五万円(以下「面積割分」という。)
- (二) 分譲受者からの寄附は、次の基準によるものとする。
- (一) 宅地又は家屋一區画又は一戸につき二万二千元(以下「區画割分」という。)

(事業者の立替)

第六条 前条第二項の寄附は、開発事業者が立替えるものとする。

(寄附の時期)

第七条 寄附の時期は、次のとおりとする。

(一) 面積割分については、造成工事に着手した日から十日以内

(二) 區画割分については、造成工事(工区に分割した場合又は工区毎)の工事完了検査済証等の交付があつた日から十日以内

(寄附金の納入)

第八条 寄附金の納入は、協会の指定する金融機関へ振込むものとする。

(現金以外のものによる寄附)

第九条 事業者は、協会との協議の上、現金の寄附に替えて、自己が造成した宅地等を寄附することができ、

二 前項における所有権移転等に要する費用は、事業者が負担する。

(協定の締結)

第十条 協会は、この章の履行を確保するため、事業者との間に協会への寄附に關する協定書(別紙協定例文)を締結するものとする。

第三章 洪水調整池の維持管理

第十一条 協会が維持管理を行う洪水調整池は、事業者が洪水調整池を設置した造成事業に關し、第二章各条に規程する事項を履行し、かつ、当該洪水調整池を(同)又は、地方公共団体に寄附したものである。

第十二条 協会が前条に規定する洪水調整池の維持管理を開始する時期は、当該洪水調整池を設置する造成工事(工区に分割した場合は、洪水調整池を含む工区)の工事完了検査済証等の交付があつた日とする。

第十三条 協会が洪水調整池の維持管理を行う期間は、維持管理を開始した日から、十年とする。

	条例、指導要綱等の名称
青森県	住宅地、工場用地、別荘地、ゴルフ場等の余暇施設その他これらに類する施設の設計基準
石川県	調整池設置要領(案)(雨水排水協議基準に準ずる)
栃木県	調整池技術基準
茨城県	大規模宅地開発の基準
埼玉県	開発行為に関する技術基準
神奈川県	遊水池設置の基本的事項(案)
(横浜市)	遊水池設置に関する基本的事項
静岡県	静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱
岐阜県	岐阜県宅地開発基準案例に関する指導要領、土地開発事業指導基準運用要領
三重県	洪水調整池(防災ダム直高一・五メートル以下に適用する)計画設計の技術基準
奈良県	宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準
和歌山県	調整池設置基準、大規模宅地開発に伴う調整池技術基準
大阪府	砂防指定地行為許可技術基準(案)
岡山県	岡山県土保全条例施行規則
愛媛県	調整池技術基準(案)
滋賀県	大規模開発における調整池の設計基準(試案)
鹿児島県	土地利用対策要綱

二 前条の期間内において、洪水調整池が下流河川の改修等によつて洪水調整池の用途が廃止された場合は、当該用途の廃止がなされた日をもつて、協会の維持管理は終了する。

第十四条 協会は、前条第二項に規程する維持管理の満了に当つては、当該洪水調整池の維持管理を所有者(第十一條に規程する国又は地方公共団体をいう。以下同じ)に引継ぐものとする。

第十五条 協会は、第十三条第二項に規定する維持管理の終了に当つては、当該洪水調整池を設置した事業者にその旨を通知するものとする。

第十六条 協会は、この章に規定する事項(第十五条を除く。)の履行に関し、所有者との間に、洪水調整池の維持管理に関する協定書(別紙2 協定例文)を締結するものとする。

以下省略